

筑後市地域防災計画

風水害対策編（案）

【目 次】

| 編 | 章 | 節 | 頁 | |
|-----------------------------|---------------------|--|-------------|----|
| 第1編 総 則 | 第1章 総 則 | 第1節 目的 | 1 | |
| | | 第2節 計画の性格 | 1 | |
| | | 第3節 計画の構成 | 1 | |
| | | 第4節 用 語 | 2 | |
| | 第2章 計画の運用と推進 | | 3 | |
| | 第3章 市の概況 | 第1節 位置、地形・地質及び気象 | 4 | |
| | | 第2節 社会的状況 | 4 | |
| | | 第3節 過去の災害 | 5 | |
| | 第4章 防災関係機関等の業務大綱 | 第1節 実施責任 | 6 | |
| | | 第2節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び 市民・事業所のとるべき措置 | 8 | |
| | 第2編 災害予防計画 | 第1章 防災基盤の強化 | 第1節 河川対策計画 | 17 |
| | | | 第2節 ため池対策計画 | 18 |
| | | | 第3節 高潮等対策計画 | 19 |
| 第4節 火災予防計画 | | | 19 | |
| 第5節 都市防災化計画 | | | 22 | |
| 第6節 建築物及び文化財等災害予防計画 | | | 23 | |
| 第7節 電気施設、ガス施設災害予防計画 | | | 24 | |
| 第8節 上水道、下水道施設予防計画 | | | 25 | |
| 第9節 道路施設災害予防計画 | | | 26 | |
| 第2章 市民等の防災力の向上 | | 第1節 市民が行う防災対策 | 28 | |
| | | 第2節 自主防災体制の整備計画 | 29 | |
| | | 第3節 企業等防災対策の促進計画 | 32 | |
| | | 第4節 防災知識普及啓発 | 34 | |
| | | 第5節 防災訓練計画 | 38 | |
| 第3章 効果的な応急活動のための 事前対策 | | 第1節 広域応援体制等整備計画 | 41 | |
| | | 第2節 防災施設・資機材等整備計画 | 42 | |
| | | 第3節 災害救助法等運用体制整備計画 | 45 | |
| | | 第4節 気象等観測体制整備計画 | 45 | |
| | | 第5節 情報通信施設等整備計画 | 45 | |
| | | 第6節 広報・広聴整備計画 | 48 | |
| | | 第7節 二次災害の防止体制整備計画 | 50 | |
| | | 第8節 避難体制等整備計画 | 50 | |

| 編 | 章 | 節 | 頁 |
|---------------------|-----------------------------|-------------------------|-----|
| 第2編 災害予防計画 | 第3章 効果的な応急活動のための 事前対策 | 第9節 交通・輸送体制整備計画 | 54 |
| | | 第10節 医療救護体制整備計画 | 55 |
| | | 第11節 避難行動要支援者安全確保体制整備計画 | 59 |
| | | 第12節 災害ボランティアの活動環境等整備計画 | 64 |
| | | 第13節 災害備蓄物資等整備・供給計画 | 66 |
| | | 第14節 住宅の確保体制整備計画 | 69 |
| | | 第15節 保健衛生・防疫体制整備計画 | 70 |
| | | 第16節 ごみ・し尿・がれき処理体制整備計画 | 70 |
| | | 第17節 農業災害予防計画 | 72 |
| | | 第18節 危険物等災害予防計画 | 72 |
| 第3編 災害応急対策 計画 | 第1章 応急活動体制の確立 | 第1節 組織動員計画 | 74 |
| | | 第2節 自衛隊災害派遣要請計画 | 83 |
| | | 第3節 応援要請計画 | 86 |
| | | 第4節 救助法適用計画 | 89 |
| | | 第5節 要員確保計画 | 91 |
| | | 第6節 災害ボランティアの受入れ・支援計画 | 93 |
| | 第2章 災害応急対策活動 | 第1節 防災気象情報等伝達計画 | 95 |
| | | 第2節 被害情報等収集伝達計画 | 101 |
| | | 第3節 広報・広聴計画 | 104 |
| | | 第4節 避難計画 | 106 |
| | | 第5節 水防計画 | 115 |
| | | 第6節 消防計画 | 116 |
| | | 第7節 救出計画 | 117 |
| | | 第8節 医療救護計画 | 119 |
| | | 第9節 給水計画 | 122 |
| | | 第10節 食糧供給計画 | 123 |
| | | 第11節 生活必需品等供給計画 | 125 |
| | | 第12節 交通対策計画 | 126 |
| | | 第13節 緊急輸送計画 | 128 |
| | | 第14節 防疫対策計画 | 129 |
| | | 第15節 保健計画 | 131 |
| | | 第16節 避難行動要支援者応急対策計画 | 133 |
| | | 第17節 遺体捜索及び収容埋葬計画 | 135 |

| 編 | 章 | 節 | 頁 |
|----------------------|--------------------------|--------------------------|-----|
| 第3編 災害応急対策 計画 | 第2章 災害応急対策活動 | 第18節 障害物除去計画 | 137 |
| | | 第19節 文教対策計画 | 138 |
| | | 第20節 応急仮設住宅建設等計画 | 142 |
| | | 第21節 ごみ・し尿・がれき等処理計画 | 146 |
| | | 第22節 一般通信施設、放送施設災害応急対策計画 | 147 |
| | | 第23節 ライフライン応急対策計画 | 151 |
| | | 第24節 交通施設災害応急対策計画 | 155 |
| | | 第25節 二次災害防止計画 | 158 |
| | | 第26節 農業災害応急対策計画 | 159 |
| 第4編 災害復旧・復興 計画 | 第1章 復旧・復興の基本方針 | 第1節 基本方針 | 161 |
| | | 第2節 災害復旧・復興計画の構成 | 161 |
| | 第2章 災害復旧事業の推進 | 第1節 復旧事業計画 | 162 |
| | | 第2節 激甚災害の指定 | 163 |
| | 第3章 被災者等の生活再建等の 支援 | 第1節 生活相談 | 165 |
| | | 第2節 女性のための相談 | 165 |
| | | 第3節 雇用機会の確保 | 165 |
| | | 第4節 義援金品の受付及び配分等 | 166 |
| | | 第5節 生活資金の確保 | 168 |
| | | 第6節 郵政事業の特例措置 | 170 |
| | | 第7節 租税の徴収猶予、減免等 | 170 |
| | | 第8節 災害弔慰金等の支給等 | 171 |
| | 第4章 経済復興の支援 | 第1節 金融措置 | 172 |
| | 第5章 復興計画 | 第1節 復興計画作成の体制づくり | 175 |
| | | 第2節 復興に対する合意形成 | 175 |
| | | 第3節 復興計画の推進 | 175 |

第1編 総則

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市防災会議が作成する計画であって、市域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び市民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、住民がその有する全機能を有効に発揮して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

計画の実施に当たっては、住民が自ら災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方自治体の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した住民運動の展開が必要である。また、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するために、防災に関する政策・方針決定過程において、男女双方の視点に配慮した女性参画の拡大を推進する。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、国の防災基本計画及び県地域防災計画との整合性を図り、策定する筑後市地域防災計画である。
- 2 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完及び修正する。したがって、防災関係機関は関係のある事項について、市防災会議に計画の修正案を提出する。
- 3 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努める。
- 4 計画の具体的実施に当たっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努める。

第3節 計画の構成

筑後市地域防災計画は、「風水害対策編」、「震災対策編」及び「資料編」で構成する。
この計画の構成は、以下のとおりとする。

- 1 総則
- 2 災害予防計画
- 3 災害応急対策計画
- 4 災害復旧・復興計画

第4節 用語

本計画において次の各号にあげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 基本法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- 2 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）
- 3 激甚法 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
（昭和37年法律第150号）
- 4 県 福岡県
- 5 市 筑後市
- 6 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関
基本法第2条第3号から第6号までの規定によるそれぞれの機関
- 7 県防災計画 福岡県地域防災計画
- 8 市防災計画 筑後市地域防災計画
- 9 防災業務計画 指定行政機関の長及び指定公共機関の長が、防災基本計画に基づき
作成する防災に関する計画
- 10 避難行動要支援者 災害時に援護を必要とする高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産
婦等の総称

第2章 計画の運用と推進

1 計画の修正及び更新

今後、防災基本計画、防災業務計画、県防災計画が修正された場合や防災に関する諸情勢に変化が生じた場合などには、この計画に的確かつ速やかに反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正する。

2 計画の習熟及びマニュアルの整備

防災関係機関は、平素から訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟並びに周知徹底に努めるとともに、この計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

また、必要に応じて計画運用のためのマニュアル整備に努める。

3 計画の推進

市の関係部署はもとより、各防災関係機関及び住民は、できる限り前述の意見を尊重し、この計画に定めた各種対策の推進に当たることとする。

第3章 市の概況

第1節 位置、地形・地質及び気象

1 位置

本市は、福岡県南部に位置し、東を八女市、広川町に、南をみやま市、柳川市に、西を大木町に、北を久留米市にそれぞれ接している東西7.5km、南北8.2kmにわたる区域であり、総面積は41.85km²である。

2 地形・地質

本市は、東から西にむかって緩い傾斜を持った標高5～40mの平坦地であり、市の南部に矢部川が蛇行して西に流れ、有明海に注いでいる。また、これに並行して花宗川と山ノ井川が市の中央部を横断して流れ、そのほか小規模河川や水路が網の目状に張り巡らされた穀倉地帯である。

表層地質は、北東部の台地に「表土+砂礫+岩盤」が見られるほか、台地の南側の沖積層に泥層を主とした地域が広がっているが、大半は砂層を主とする地域によって構成されている。

3 気象

本市は、内陸型気候区に属し、年平均気温は15℃～16℃であるが、寒暖の差が大きく一日の温度差も著しい。降雨量は年間1800mm前後であるが、6、7月ごろの梅雨期には、しばしば強い雨が集中して降る。また、8、9月は、台風の常襲地域でもある。

第2節 社会的状況

1 人口

本市の人口動向を国勢調査から見ると、昭和55年には41,698人であり、以後増加を続け平成22年は48,512人を記録している。

人口の年齢構成として、高齢者人口は昭和55年の5,014人（総人口の12.0%）から平成22年の10,918人（人口の22.5%）へと増加しており、高齢者人口の増加傾向が続くものとみられる。

2 交通

市の中央をJR鹿児島本線が南北に縦断し、羽犬塚駅・西牟田駅・筑後船小屋駅の3駅を有し、また九州新幹線（鹿児島ルート）も市の中央を南北に伸びており、市南部に筑後船小屋駅を有している。

また、JR鹿児島本線と並行して国道209号が走り、市の中央部を東西に走る国道442

号と交差し、さらに、市の東部には九州縦貫自動車道が南北に走っている。八女市との境には八女インターチェンジがあり、交通の要衝となっている。

主要都市までの距離は、県都福岡市まで約50 km、久留米市まで12 km、大牟田市まで23 km、八女市まで6 km、大川市まで12 kmである。

第3節 過去の災害

1 風水害

○昭和28年 西日本水害

1953年（昭和28年）6月25日から6月29日にかけて、九州北部地を中心とした梅雨前線を原因とする集中豪雨による水害。河川の氾濫により、流域に多くの被害をもたらした。この水害により九州北部の治水対策が根本から改められることとなった。

（5日間の総雨量568.7mm羽犬塚観測所）

○平成3年 台風17号、19号

1991年（平成3年）9月に発生した台風17号、19号はともに長崎県付近に上陸し、筑後市内においても暴風により甚大な被害が生じた。

○平成24年 九州北部豪雨

2012年（平成24年）7月11日から14日にかけて九州北部を中心に発生した集中豪雨による水害。河川の氾濫により、矢部川流域を中心に市内各地で冠水被害をもたらした。

【平成3年台風17号・19号、平成24年九州北部豪雨の被害状況】

| 区 分 | | | 台風17号 | 台風19号 | 九州北部豪雨 | |
|----------|-------|-----|-------|-------|--------|-----|
| 人的被害 | 死 者 | | 人 | | 1 | |
| | 行方不明者 | | 人 | | | |
| | 負傷者 | 重 症 | 人 | 9 | 4 | |
| | | 軽 傷 | 人 | 12 | 23 | |
| 住家被害 | 全 壊 | | 棟 | 1 | 12 | |
| | 半 壊 | | 棟 | 12 | 223 | |
| | 一部破損 | | 棟 | 3,448 | 8,610 | |
| | 床上浸水 | | 棟 | | | 22 |
| | 床下浸水 | | 棟 | | | 119 |
| 非住家 | 公共建物 | | 棟 | | 2 | 3 |
| | その他 | | 棟 | 65 | 218 | |
| 災害救助法の適用 | | | 無 | 有 | 有 | |

第4章 防災関係機関等の業務大綱

第1節 実施責任

1 市防災会議

市防災会議は、市長を会長として基本法第16条及び市防災会議条例（昭和41年条例第20号）に規定する機関の長等を委員として組織するもので、市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、市長の諮問に応じ、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、意見を述べる。また、災害情報の収集、関係機関相互の連絡調整、非常災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進等を行う。

(1) 会長 市長

(2) 委員

ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

イ 福岡県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

ウ 福岡県警察の警察官のうちから市長が任命する者

エ 市長がその部内の職員のうちから指名する者

オ 教育長

カ 消防長及び消防団長

キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

ク 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

ケ その他市長が必要と認める者

2 実施責任

(1) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、災害が市町村の区域をこえて広範囲にわたるとき、または、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、市を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、その活動の総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互に協力して、市の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び市民・事業所

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、市、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

住民は、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努める。

第2節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が防災に関して処理する業務及び市民・事業所のとるべき措置は、おおむね次のとおりである。

1 市

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------|---|
| 市 | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議に係る事務に関する事 ・ 市災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事 ・ 防災施設の整備に関する事 ・ 防災に係る教育、訓練に関する事 ・ 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事 ・ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事 ・ 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関する事 ・ 給水体制の整備に関する事 ・ 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事 ・ 災害危険区域の把握に関する事 ・ 各種災害予防事業の推進に関する事 ・ 防災知識の普及に関する事 ・ 避難行動要支援者の安全確保に関する事 ・ 企業等の防災対策の促進に関する事 ・ 災害ボランティアの受入体制の整備に関する事 ・ 帰宅困難者対策の推進に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の応急対策に関する事 ・ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事 ・ 避難の準備情報・勧告・指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事 ・ 災害時における文教、保健衛生に関する事 ・ 災害広報に関する事 ・ 被災者の救難、救助その他の保護に関する事 ・ 復旧資機材の確保に関する事 ・ 災害対策要員の確保・動員に関する事 ・ 災害時における交通、輸送の確保に関する事 ・ 被災建築物の応急危険度判定の実施に関する事 ・ 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関する事 ・ 災害ボランティアの活動支援に関する事 <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の改良及び災害復旧に関する事 ・ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関する事 ・ 市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事 |

2 県及び県警察本部

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------|--|
| 県 | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議に係る事務に関すること ・ 県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること ・ 防災施設の整備に関すること ・ 防災に係る教育、訓練に関すること ・ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること ・ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること ・ 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること ・ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること ・ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ・ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること ・ 防災知識の普及に関すること ・ 避難行動要支援者の安全確保に関すること ・ 緊急消防援助隊調整本部に関すること ・ 企業等の防災対策の促進に関すること ・ 災害ボランティアの受入体制の整備に関すること ・ 帰宅困難者対策の推進に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること ・ 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること ・ 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること ・ 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること ・ 災害時の防疫その他保健衛生に関すること ・ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること ・ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること ・ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること ・ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること ・ 自衛隊の災害派遣要請に関すること ・ 被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関すること ・ 災害ボランティアの活動支援に関すること <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の改良及び災害復旧に関すること ・ 物価の安定に関すること ・ 義援金品の受領、配分に関すること ・ 災害復旧資材の確保に関すること ・ 災害融資等に関すること |

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-----------------|--|
| 警察本部 (筑後警察署) | (災害予防) <ul style="list-style-type: none"> ・災害警備計画に関すること ・警察通信確保に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること ・災害装備資機材の整備に関すること ・危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ・地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ・防災知識の普及に関すること (災害応急対策) <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集・伝達に関すること ・被害実態の把握に関すること ・被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること ・行方不明者の調査に関すること ・危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること ・不法事案等の予防及び取締りに関すること ・被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること ・避難路及び緊急交通路の確保に関すること ・交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること ・広報活動に関すること ・遺体の見分・検視に関すること |

3 指定地方行政機関

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|---------|---|
| 九州管区警察局 | (災害予防) <ul style="list-style-type: none"> ・警備計画等の指導に関すること (災害応急対策) <ul style="list-style-type: none"> ・広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること ・広域的な交通規制の指導調整に関すること ・他の管区警察局との連携に関すること ・管内指定行政機関との協力及び連絡調整に関すること ・災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること ・警察通信の運用に関すること ・津波予報の伝達に関すること |
| 福岡財務支局 | (災害応急対策) <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関すること ・国有財産の無償貸し付け等の措置に関すること (災害復旧) <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対する災害融資に関すること ・災害復旧事業の査定立会い等に関すること |
| 九州厚生局 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害状況の情報収集、通報に関すること ・関係職員の現地派遣に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること |

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|------------------|--|
| 九州農政局 | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること ・ 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急用食糧（米穀を除く。）の調達・供給に関すること ・ 農業関係被害の調査・報告に関すること ・ 災害時における病害虫の防除及び家畜の管理等に関すること ・ 種子及び飼料の調達・供給に関すること <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害農業者等に対する融資等に関すること ・ 農地・施設の復旧対策の指導に関すること ・ 農地・施設の復旧事業費の査定に関すること ・ 土地改良機械の緊急貸付けに関すること ・ 被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること ・ 技術者の緊急派遣等に関すること |
| 九州農政局 福岡農政事務所 | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急食糧（米穀）の備蓄に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における主要食糧の供給に関すること |
| 九州経済産業局 | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者に対する予防体制確立の指導等に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること ・ 罹災事業者の業務の正常な運営確保に関すること ・ 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関すること ・ 被災中小企業の復旧資金の確保・あっせんに関すること |
| 九州産業保安 監督部 | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱山の保安に関する監督指導に関すること ・ 危険物等の保安確保対策の推進に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱山における応急対策の監督指導に関すること ・ 危険物等の保安確保に関すること |

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|----------------------------|---|
| 九州運輸局 (福岡運輸支局) | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通施設及び設備の整備に関すること ・宿泊施設等の防災設備に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること ・災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること ・災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること ・災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関すること ・緊急輸送命令に関すること |
| 大阪航空局 (福岡・北九州 空港事務所) | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること ・航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における航空機輸送の安全確保に関すること ・遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること |
| 福岡管区気象台 | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風や大雨、高潮、高波等に関する観測施設を整備すること ・防災気象知識の普及に努めること ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象等に関する警報、注意報、特別警報及び情報を発表・伝達すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次災害防止のため、気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象等に関する警報、注意報、特別警報及び情報を発表・伝達すること ・災害発生時における気象、地象、水象等に関する観測資料を提供すること |
| 九州総合通信局 | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常通信体制の整備に関すること ・非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における電気通信の確保に関すること ・非常通信の統制、管理に関すること ・災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること |
| 福岡労働局 | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業場における災害防止のための指導監督に関すること ・労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者の業務上・通勤上の災害補償に関すること <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職のあっせん等に関すること |

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|---------|--|
| 九州地方整備局 | <p>国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。</p> <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象観測通報についての協力に関する事 ・防災上必要な教育及び訓練等に関する事 ・災害危険区域の選定又は指導に関する事 ・防災資機材の備蓄、整備に関する事 ・雨量、水位等の観測体制の整備に関する事 ・道路、橋梁等の耐震性の向上に関する事 ・水防警報等の発表及び伝達に関する事 ・港湾施設の整備と防災管理に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水予警報の発表及び伝達に関する事 ・水防活動の指導に関する事 ・災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 ・災害広報に関する事 ・港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関する事 ・緊急物資及び人員輸送活動に関する事 ・海上の流出油に対する防除措置に関する事 ・監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる災害地映像提供に関する事 ・災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関する事 <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災公共土木施設の復旧事業の推進に関する事 ・港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関する事 |

4 自衛隊

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|------------------------------|---|
| 陸上自衛隊 第4特科連隊 (久留米駐屯部隊) | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣計画の作成に関する事 ・地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する事 |

5 指定公共機関

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|--|--|
| 西日本電信 電話株式会社 (福岡支店) エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ 株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ ドコモ KDDI株式会社 | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信設備の整備と防災管理に関する事 ・応急復旧用通信施設の整備に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報・気象警報の伝達に関する事 ・災害時における重要通信に関する事 ・災害関係電報、電話料金の減免に関する事 |

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|------------------------|--|
| 日本銀行 (福岡支店) | (災害予防)・(災害応急対策) ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関すること |
| 日本赤十字社 (福岡県支部) | (災害予防) ・災害医療体制の整備に関すること ・災害医療用薬品等の備蓄に関すること (災害応急対策) ・災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること ・避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること |
| 日本放送協会 (福岡放送局) | (災害予防) ・防災知識の普及に関すること ・災害時における放送の確保対策に関すること (災害応急対策) ・気象予警報等の放送周知に関すること ・避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること ・災害時における広報に関すること (災害復旧) ・被災放送施設の復旧事業の推進に関すること |
| 西日本高速道路 株式会社 | (災害予防) ・管理道路の整備と防災管理に関すること (災害応急対策) ・管理道路の疎通の確保に関すること (災害復旧) ・被災道路の復旧事業の推進に関すること |
| 日本通運株式会社 (福岡支店) | (災害予防) ・緊急輸送体制の整備に関すること (災害応急対策) ・災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること (災害復旧) ・復旧資機材等の輸送協力に関すること |
| 九州電力 株式会社 (八女支店) | (災害予防) ・電力施設の整備と防災管理に関すること (災害応急対策) ・災害時における電力の供給確保に関すること (災害復旧) ・被災電力施設の復旧事業の推進に関すること |
| 郵便事業株式会社 郵便局株式会社 | (災害応急対策) ・災害時における郵政事業運営の確保に関すること ・災害時における郵政事業に係る特別事務取扱及び援護対策に関すること ・被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること |

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|------------------|---|
| 九州旅客鉄道株式会社 | (災害予防) ・ 鉄道施設の防火管理に関する事 ・ 輸送施設の整備等安全輸送体制の整備に関する事 (災害応急対策) ・ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する事 ・ 災害時における鉄道通信施設のりょうに関する事 (災害復旧対策) ・ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事 |
| 独立行政法人 国立病院機構 | (災害応急対策) ・ 災害時における国立病院機構の医療班の派遣又は派遣準備に関する事 ・ 広域災害における国立病院機構からの医療班の派遣に関する事 ・ 災害時における国立病院機構の災害情報収集、通報に関する事 |

6 指定地方公共機関

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|--|---|
| 西日本新聞 朝日新聞 毎日新聞 読売新聞他 | (災害予防) ・ 災害知識の普及に関する事 ・ 災害時における報道の確保対策に関する事 (災害応急対策) ・ 気象予警報等の報道周知に関する事 ・ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事 ・ 災害時における広報に関する事 (災害復旧) ・ 被災報道施設の復旧事業の推進に関する事 |
| RKB毎日放送株式会社 株式会社テレビ西日本 九州朝日放送株式会社 株式会社福岡放送 株式会社エフエム福岡 株式会社 CROSS FM 株式会社ティー・ガイ・キュー 九州放送 株式会社九州国際エフエム | (災害予防) ・ 災害知識の普及に関する事 ・ 災害時における放送の確保対策に関する事 (災害応急対策) ・ 気象予警報等の放送周知に関する事 ・ 避難所等への受信機の貸与に関する事 ・ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事 ・ 災害時における広報に関する事 (災害復旧) ・ 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事 |
| 福岡県医師会 (八女筑後医師会) | (災害予防)・(災害応急対策) ・ 災害時における医療救護の活動に関する事 ・ 負傷者に対する医療活動に関する事 |
| 福岡県歯科医師会 (八女筑後歯科医師会) | (災害予防) ・ 歯科医療救護活動体制の整備に関する事 (災害応急対策) ・ 災害時の歯科医療救護活動に関する事 |

| | |
|-----------|---|
| 福岡県トラック協会 | (災害予防) ・緊急・救援輸送即応体制の整備に関する事 (災害応急対策) ・緊急・救援物資の輸送協力に関する事 |
| 福岡県LPガス協会 | (災害予防) ・LPガス施設の整備と防災管理に関する事 ・LPガス供給設備の耐震化の確保に関する事 (災害応急対策) ・災害時におけるLPガスの供給確保に関する事 (災害復旧) ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事 |

7 市民・事業所のとるべき措置

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|--------------|--|
| 市民 | 1 災害を防止するため相互に協力するとともに、各々で実施可能な防災対策を講ずること 2 市が行う防災事業に協力するよう努めること |
| 福岡八女農業協同組合 | 1 災害対策本部が行う農林関係の被害調査等応急対策の協力に関する事 2 農産物等の災害対策の指導に関する事 3 農業施設の災害応急対策及び復旧に関する事 4 食糧、飼料、肥料等の確保及びあっせんに関する事 |
| 筑後商工会議所 | 1 災害対策本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力に関する事 2 災害時における物価安定についての協力に関する事 3 救助用物資及び復旧用資材確保の協力及びあっせんに関する事 |
| 防災上重要な施設の管理者 | 1 病院、スーパー、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関する事 (2) 利用者に対する避難の誘導、安全対策に関する事 2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理又は取扱いを行う施設の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関する事 (2) 施設周辺の住民に対する安全対策の実施に関する事 3 社会福祉施設、学校等の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の復旧に関する事 (2) 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関する事 |
| その他の事業所 | 市が実施する防災事業に協力するとともに、事業所活動の維持を図るため、おおむね次の事項を実施する 1 施設利用者及び従業員に対する避難誘導、安全対策の実施 2 従業員に対する防災教育訓練の実施 3 防災組織体制の整備 4 施設の防災対策及び応急対策の実施 5 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄 |

第2編 災害予防計画

第1章 防災基盤の強化

第1節 河川対策計画

大雨、洪水等の自然災害から市域を保全し、市民の生命、身体、財産を保護するため、河川、クリーク対策を実施するとともに、計画的な予防対策事業の執行を図る。

河川対策計画として、洪水等による水害を予防するため、河川改良工事等の治水事業とともに、河川情報施設の整備及び維持管理等の河川管理体制を進める。

1 河川情報施設の強化

所管部署：地域支援課

国及び県管理の河川においては、水害被害を軽減するため、河川の水位、雨量情報を収集するとともに、警報の伝達、避難等の措置が行えるよう警戒体制の整備が進められている。

市においては、国の重要水防指定箇所（矢部川）及び県の重要水防指定箇所（花宗川、山ノ井川）が増水等の情報を受けた場合は、迅速な警戒体制の確立を図る。

2 維持管理の強化水防警報河川及び水位情報周知河川の指定河川

所管部署：道路・水路課

平常から中小河川等を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めるときは直ちに補修する体制を整備するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度にとどめるよう、県や施設管理者に堤防の維持、補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を要請する。

3 避難体制の整備

所管部署：庶務班、広報・情報班、要援護者支援班

(1) 避難準備情報

大雨注意報若しくは大雨警報が発表され、矢部川の水位の上昇が見込まれ、市長が必要と認めるとき、必要な地域に対し避難準備情報を発表し、避難行動に時間を要する避難行動要支援者へ避難行動の開始を求める。

(2) 避難勧告

指定河川洪水予報（はん濫警戒情報）が発表され、矢部川の水位が上昇し、市長が認めるときは、必要な地域に対し避難勧告を発表する。

(3) 避難指示

矢部川の水位が堤防を超え、人的被害の発生する可能性が非常に高いと市長が判断した場合は、避難勧告から避難指示に切り替える。

(4) 避難情報の伝達方法

避難勧告及び避難指示は、ちくごコミュニティ無線、市及び消防署の広報車、インターネット等多様な情報伝達手段を使用するとともに、報道機関による報道（県を通じて要請）により、地域住民に確実に伝達し当該区域住民の安全確保を図る。

高齢者など避難行動要支援者が利用する福祉施設等に対しては、特に緊急時の避難情報の伝達・周知体制を確立し、迅速かつ安全な避難誘導を図る。

4 道路・家屋等の浸水対策

所管部署：道路・水路課

災害時における避難経路や物資輸送等のための主要幹線道路となる国道・主要地方道の対策や家屋等の浸水対策に取り組む。

5 浸水想定区域等の把握及び住民等への周知

所管部署：地域支援課

(1) 浸水想定区域の指定

河川管理者は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は避難判断水位を定め、その水位に到達した旨の情報を提供する河川（水位周知河川）において、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。

市は、浸水想定区域の指定があったときは、市防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

そのため浸水想定区域内にある高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設で洪水時の円滑な避難を確保する必要があると認められる場合には、これらの施設の名称及び所在地について住民に周知する。

(2) 浸水想定区域における避難措置の住民への周知

市長は、市防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法等について、印刷物（洪水ハザードマップ等）の配付等により住民に周知を図る。

第2節 ため池対策計画

所管部署：道路・水路課

ため池の決壊による災害を未然に防止するため、農林水産省が行う「農業用ため池緊急点検」の結果を一つの目安とし、その他の状況等を総合的に勘案して、農業用ため池整備計画等を作成し、老朽ため池並びに防災上特に重要なため池を中心に改修整備等を行う。

第3節 高潮等対策計画

所管部署：農政課、道路・水路課

高潮等による水災を警戒し、防御するとともに、これによる被害を軽減するための水防活動は、次のとおりとする。

1 活動体制

- (1) 水防上必要な巡視の体制
- (2) 水門・樋門等に対する操作の体制
- (3) 危険箇所に対する応急措置の体制
- (4) 水防上必要な資機材の調達

2 活動内容

- (1) 河川・クレーク等の巡視
災害が発生した場合、河川及びクレーク等の巡視を行い、被害状況及び水防上の危険箇所を調査する。
- (2) 水門・樋門等の操作
水門・樋門等の管理者（操作責任者を含む）は、高潮警報等が発表された場合は、直ちに全門を閉鎖し、以後水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。
- (3) 応急措置
災害により堤防等が被害を受け、危険と認められる場合は、応急措置を講ずる。
- (4) 資機材の調達
資機材は、水防倉庫にあるものを使用するが、必要に応じ、現地調達を行う。

第4節 火災予防計画

所管部署：消防本部

市、県及び市消防本部は、火災の防止に関し、基本的な重要事項として、出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等の多面的な対策を実施する。

第1 消防力の強化

1 消防施設の強化

- 市及び市消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき消防施設の充実強化を図る。
- (1) 市街地においては、人口、気象条件に応じて、消防団へ消防ポンプ自動車を配置する。
 - (2) 初動及び活動体制を確保するため、消防庁舎並びに消防機動力、無線通信情報シ

システム及び個人装備等の整備を進める。

2 消防水利の強化

- (1) 市は「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、消火栓、防火水槽等の充実を図る。
- (2) 消防水利の不足は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及びクレーク等の浚渫を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

3 消火施設等の保全

火災その他の災害時における行動を迅速に行うため、市消防本部は、現有消防ポンプ自動車等の整備並びに性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を期する。

4 避難道路周辺等の防護

避難計画の実施に当たり、避難道路周辺等の防護に必要な消防体制を強化するため、施設、車両及び防火水槽等を整備する。

5 消防団の体制整備

消防団組織の整備とポンプ格納庫等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化を図るとともに、「消防団協力事業所表示制度」等を活用して、事業所との連携体制を整備する。

6 消防職員及び団員の教育訓練

市消防本部は、消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要な応じ派遣するほか、教養訓練の計画を策定し、実施する。

7 消防計画の策定

市消防本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、市消防本部の組織、消防隊の編成、運用及びその他活動体制等について、あらかじめ計画を定める。

8 市町相互の応援体制の強化

市消防本部は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防組織法第39条の規定に基づき消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、相互応援について協定を締結し消防体制の確立を図る。

第2 火災予防対策

1 火災予防査察の強化

市消防本部は、消防法に規定する予防査察を、消防対象物の用途、規模などに応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化する。

2 防火管理者制度の推進

市消防本部は、消防法第8条の規定により防火対象物の管理権限者に対し防火管理者を定め、防火対象物に係る消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、防火管理者制度の推進を図る。

3 住民に対する啓発

市消防本部は、災害発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、住宅防火診断等を通じ、災害発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図るとともに、住宅用防火機器の設置・普及促進に努める。

4 火災予防の推進

市消防本部は、一般的予防対策として人命救助の方法、避難誘導、付近建物への延焼防止、危険物対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について計画を策定する。

5 火災予防運動の推進

市消防本部は、以下のことについて、火災予防運動を推進する。

- (1) 春季・秋季火災予防運動の普及啓発
- (2) 報道機関による防火思想の普及
- (3) 講習会、講演会等による一般啓発
- (4) 女性防火クラブ、幼年消防クラブ等の育成

第5節 都市防災化計画

所管部署：都市対策課

社会環境の変貌に伴い、そこに発生する災害の態様も、多様化、複雑化の傾向にあり、都市化の進展に伴い新たな災害発生が予想される。

本計画では、このような状況から災害を防除し、被害を最小限に止めるため、防災空間の確保、建築物の不燃化の促進、市街地の再開発等を図ることにより都市の防災化対策を推進することについて定める。

1 公園、オープンスペース等の整備

(1) 防火公園の整備

市は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、一時避難場所や広域避難場所となる公園を、関係機関と連携を図りながら、その整備拡大に努める。

(2) オープンスペースの確保に配慮した公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備拡大に努める。

2 公的住宅の不燃化促進

公営住宅等については、不燃化を促進し、その他の住宅団地についても防災面での指導を強化するとともに、防災拠点として利用できる団地等について把握する。

3 民間住宅の不燃化促進

不燃化が進んでいる一方で、民間住宅は、依然として木造家屋を中心として構成されており、地震火災の同時多発により避難を困難にすることがある。特に市街地で木造家屋が密集していることに危険性が内在するものであり、建物の不燃構造に対する指導を進める。

4 開発の防災対策

開発行為の指導に当たっては、関係法令の適切な運用により地域環境の保全、道路、排水、公園緑地、消防施設等の整備や防災性を配慮した開発行為が図られるよう指導する。

第6節 建築物及び文化財等災害予防計画

所管部署：企画財政課、学校教育課、社会教育課、消防本部、各施設管理課

市及び県は、所管する施設について、災害時に被害の発生が予想される箇所に対する点検整備を強化するとともに、耐震性、耐火性を保つよう配慮する。特に公立学校等の公共建築物については、難燃化を進めるとともに、老朽施設の更新、補強を進める。

また、民間の施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導する。

1 建築物等に対する指導

老朽建築物について、構造、敷地、危険度等を調査し、保安上危険である又は衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導及び建築物の窓ガラス、外装材等の落下物予防措置やブロック塀等の転倒防止の指導を行う。

2 公共建築物の整備補強の促進

避難収容施設等の拠点となる防災上重要な公共建築物等について、市及び県等は、震災対策における公共施設の耐震化を考慮し、所管施設のうち、当該施設の重要度を考慮して順次整備補強に努める。

3 特殊建築物等の定期報告、指導

- (1) 市は、県と協力して、学校、病院、興業場、公衆浴場、マーケット等特殊建築物及びその設備について、定期的な所有者等からその状況を報告させ、又は、実際に調査し、その結果に基づいて適切な指導を行う。
- (2) 市は、県と協力して、特殊建築物のうち不特定多数が使用するものについては、特に査察を実施し、その結果に応じて、改修等必要な助言、勧告を行う。

4 工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

5 文化財災害予防対策

市及び県は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備を図る。

- (1) 文化財に対する市民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るための広報活動を行う。
- (2) 所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等を実施する。
- (3) 火災予防体制の確立等、次の事項に係る管理保護についての指導を行う。

- ア 防火管理体制の整備
 - イ 環境の整備
 - ウ 火気の使用制限
 - エ 火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施
 - オ 自衛消防隊の組織の確立とその訓練
 - カ 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施
- (4) 防火施設等、次の事項の整備の推進とそれに対する助成措置を行う。
- ア 消火施設
 - イ 警報設備
 - ウ その他の設備
- (5) 倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財の破損防止を図る。

第7節 電気施設、ガス施設災害予防計画

電気、ガスは日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設整備が被害を受けた場合、その供給は緊急性を要するため、電気、ガス事業者はこれらの供給を円滑に実施するための措置を講ずる。

第1 電気施設災害予防対策（九州電力株式会社）

台風等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。

1 防災体制

本店、本店直轄機関及び現業機関等は、防災業務計画に基づき非常災害時の具体的措置を定める。

2 防災訓練

本店、本店直轄機関及び現業機関等は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練には、積極的に参加する。

第2 ガス施設災害予防対策

風水害等災害によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給にかかる設備、体制及び運用について、総合的な災害防止対策を推進する。

1 防災体制

本社及び各製造所（供給所含む）、導管を管理する事業所において、「保安規程」に基づ

き定められた「災害に関する規程」、「災害対策要領」、「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」などにより、非常体制の具体的措置を定める。

第8節 上水道、下水道施設予防計画

所管部署：上下水道課

市は、上下水道施設の災害時の被害を最小限にとどめ、かつ可及的速やかに被害施設の復旧を可能にするために、必要な施策を実施する。

第1 上水道施設災害予防対策

1 基本方針

生活を維持する上での基幹的都市施設である水道施設・設備については、施設の耐震性の強化により被災時の被害軽減化に努めるとともに、迅速な応急復旧が図られるよう、非常用施設・設備を充実する。

2 主な取組み

配水池や管路の更新計画を策定し、施設の安全性の確保を図る。

3 計画の内容

災害発生時における緊急の応急体制、連絡体制、復旧体制について、平時より事前に検討を行う。

- (1) 老朽管の敷設替等、主要な幹線管路の管網整備
- (2) 緊急遮断弁の施設整備の推進
- (3) 既設施設の耐震化の推進
- (4) 計画的な復旧資材の備蓄
- (5) 配水管等の管路図の整備・充実
- (6) 施設の被害調査等に必要な機材の整備
- (7) 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検実施と非常時における作動確保

第2 下水道施設災害予防対策

1 基本方針

近年の市街化の進展に伴い、道路、宅地等が増加する傾向にある。その結果、地下への雨水浸透は少なくなり、短時間に大量の雨水流出が生じるため、浸水の危険性はますます増大している。

下水道施設の被害を最小限に抑え、下水排除及び処理機能を保持するために、適正な維

持管理に努め、迅速な応急復旧を図る。

2 主な取組み

- (1) 緊急連絡の体制を整えるとともに、被災時の復旧体制の確立を図る。
- (2) 緊急用機材の計画的な確保に努める。
- (3) 下水道台帳の整備、充実を図る。

3 計画の内容

(1) 連絡体制、復旧体制の確立

ア 災害対策要領等の策定

災害時の対応を定めた災害対策要領などを策定し、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急措置等をあらかじめ定めておく。また、同要領に定められた対応が確実に機能するように訓練を実施する。

イ 応急体制の整備

市下水道指定工事店の協力を得て、ライフラインの早期確保を図るための体制を整備する。また、他の地方公共団体との広域応援体制を確立する。

(2) 緊急用機材の計画的な確保

発電機などの緊急用、復旧用機材を計画的に確保する。

第9節 道路施設災害予防計画

所管部署：道路・水路課

道路管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行う。

1 緊急交通路、緊急輸送路ネットワーク

(1) 緊急交通路

あらかじめ大規模災害発生時における緊急交通車両の通行を確保すべき道路(以下「緊急交通路」という)を選定し、選定緊急交通路を重点に道路及び施設等の安全性を強化し、大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資するため、下記の道路等の整備を実施する。

ア 陸上輸送を確保するために隣接県又は隣接地域と接続する幹線道路

イ 航空輸送を確保するために必要な道路

ウ 原則として、片側2車線以上の広幅員道路

エ 高架部が少なく、道路損壊時に早急な復旧が期待できる道路

オ 交通信号機、地域制御機等の交通安全施設が整備され、大量の人員、物資の輸送

等緊急通行車両の通行が可能な道路

(2) 緊急輸送道路ネットワーク

緊急交通路等を十分踏まえ、基幹的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡する道路、又は防災拠点を総合に連携する道路を選定し、安全性の強化に努める。

2 市、国、県、警察

(1) 道路の整備

風水害時における道路機能の確保のため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路の整備を推進する。

ア 道路法面、盛土欠落危険地調査

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路法面、盛土欠落危険地調査」の実施を検討する。

イ 道路の防災補修工事

アの調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

(2) 道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努めるとともに、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結し、事前に道路啓開用資機材の整備に努める。

(3) 交通安全施設の防災機能強化

緊急交通路として、確保すべき道路を重点に交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策及び復旧対策等の防災機能の強化を図る。

第2章 市民等の防災力の向上

第1節 市民が行う防災対策

所管部署：地域支援課、消防本部

市民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種の手段を講ずるとともに、地域の防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。市及び県は、市民に対する防災意識の高揚を図る。

1 防災に関する知識の習得

- (1) 台風、大雨、洪水等の災害に関する基礎知識
- (2) 過去に発生した災害の被害状況
- (3) 近隣の災害危険箇所の把握
- (4) 災害時にとるべき行動（初期消火、避難勧告等発表時の行動、避難方法、避難所での行動、的確な情報収集等）

2 防災に関する家族会議の開催

- (1) 避難場所・経路の事前確認
- (2) 非常持出、備蓄品の選定
- (3) 家族の安否確認方法（福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」の活用等）
- (4) 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等

3 非常用品等の整備

- (1) 水、食糧、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品
- (2) 3日分相当の水、食糧、生活必需品、毛布等の非常備蓄品
- (3) 消火用具、スコップ、大工道具等資機材の整備

4 住宅等の安全点検、補強の実施（屋根や植木鉢の飛散防止、飛来物によるガラス飛散防止等）

5 応急手当方法の習得

6 自主防災組織の設立推進

7 市、県又は地域（校区、自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講習会等への積極的参加

8 地域（校区、自主防災組織等）で行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

第2節 自主防災体制の整備計画

所管部署：地域支援課、消防本部

災害時においては、地域住民、事業所等の自主的な初期防災活動が災害の拡大を防止するため、極めて重要であるので、市及び県は、地域住民、事業所等が迅速かつ的確な行動がとれるよう、地域住民による自主防災体制の育成・指導を行い、協力体制の確立に努める。

第1 自主防災体制の整備方針

- 1 住民等は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」を目標に、個人・家庭、地域、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図る。
- 2 市、県は、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努める。

第2 自主防災体制の整備

1 組織

自主防災に係る主な組織は、次のとおりである。

- (1) 自主防災組織
校区単位で地域住民が自主的に組織し、設置する。
- (2) 施設、事業所等の防災組織
多数の人が利用する施設及び危険物等を取扱う事業所において、管理者が自主的に組織し、設置する。

2 活動内容

自主防災による災害時の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 平常時の活動内容
 - ア 自主防災組織の防災計画の作成
地域を守るために、必要な対策及び自主防災組織の役割をあらかじめ防災計画書などに定めるよう努める。
 - (イ) 地域及びその周辺の危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関すること。
 - (ロ) 地域住民の役割分担に関すること。
 - (ハ) 自主的に行う防災訓練の時期・内容等の明示及びその他各種訓練への参加に関すること。
 - (ニ) 防災関係機関、組織本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること。

- (e) 出火防止、消火に関する役割、消火剤その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
- (f) 避難場所、避難道路、避難勧告等の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。
- (g) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること。
- (h) 救助用資機材の配置場所及び点検整備に関すること。
- (i) その他自主的な防災に関すること。

イ 防災知識の普及

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行うよう努める。

主な啓発事項は、災害等の知識及び平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

ウ 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市等と有機的な連携を図る。

また、避難行動要支援者に配慮した訓練の実施に努める。

- (7) 情報の収集及び伝達の訓練
- (イ) 出火防止及び初期消火の訓練
- (ロ) 避難訓練
- (ハ) 救出及び救護の訓練
- (ニ) 炊き出し訓練

エ 防災用資機材の整備・点検

消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検を行うよう努める。

オ 自主防災地図（防災マップ）の作成

地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することによりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の迅速、的確化に努める。

カ 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

(2) 災害発生時の活動内容

- ア 家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に

協力して初期消火に努める。

イ 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告や防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動の実施に努める。

ウ 救出・救護の実施及び協力

建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動の実施に努める。

また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

さらに、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の治療を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。このため、あらかじめ地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認し、周知徹底する。

エ 避難の実施

市長の避難勧告・指示又は警察官等から避難指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

(7) 避難誘導責任者が確認すべき事項

・市街地・・・火災、落下物、危険物、河川（水路）の増水

(4) 円滑な避難行動がとれる必要最小限度の荷物

(9) 高齢者、幼児、障害者その他自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対して、地域住民の協力の下での避難誘導

オ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力等

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。これからの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

3 自主防災組織の育成・指導

市は、基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組む。

- (1) 校区コミュニティ協議会等に対する積極的な指導助言、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成及び女性の参画促進
- (2) 自主防災組織のリーダー等を育成するための研修会等の開催、地域における自主防災活動の推進

- (3) 自主防災組織の円滑な活動を期するための防災資機材の支援
- (4) 災害時における自主防災組織の活動が的確に行える情報の伝達、協力要請、活動指導等についての必要な措置

4 民間防災組織の育成・強化

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日頃から出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

そのため、市及び県は、地域住民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、女性防火クラブ等の組織づくりと育成強化に努める。

第3節 企業等防災対策の促進計画

所管部署：地域支援課、消防本部

災害時においては、市内事業所等の自主的な初期防災活動が災害の拡大を防止するため、極めて重要である。市及び県は、事業所等が迅速かつ的確な行動をとり、災害後早期の業務対応ができるよう事業継続計画（BCP）を策定するよう啓発する。

第1 企業等の役割

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

1 災害時の企業等の事業継続の必要性

災害の多いわが国では、市や県はもちろん、企業、市民が協力して災害に強い筑後市を作ることは、被害軽減につながり、社会秩序の維持と住民福祉の確保に大きく寄与するものである。

特に、経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近付けられるよう、事前の備えを行う必要がある。

また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながりを確保する上でも「災害に強い企業」が望まれる。

2 事業継続計画の策定

企業等は、会社の事業を継続するために重要業務を目標復旧時間までに回復させるよう事業継続計画の策定に努める。なお、計画の策定の際は、「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン（平成17年8月）」等を参考として、地域の実情に応じて計画策定に努める。

第2 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- 1 防災訓練
- 2 従業員等の防災教育
- 3 情報の収集・伝達体制の確立
- 4 火災その他災害予防対策
- 5 避難対策の確立
- 6 応急救護
- 7 飲料水、食糧、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- 8 施設耐震化の推進
- 9 施設の地域避難所としての提供
- 10 地元消防団、地域の自主防災組織との連携・協力

第3 市、県の措置

1 防災訓練

市及び県は、防災訓練等の機会をとらえ企業等に対して、訓練への参加等の呼びかけに努める。

2 事業継続計画（BCP）の普及啓発

市及び県は、企業等に対して、企業等の事業継続計画の策定の普及啓発に努める。

3 事業所との消防団活動協力体制の構築

市消防本部は、「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との消防団活動協力体制の構築を図る。なお、制度の円滑な運用を行うため、「総務省消防庁消防団協力事業

所表示制度実施要綱」を基に、地域の実情に適した消防団協力事業所表示制度実施要綱を定める。

※ 消防団協力事業所表示制度
事業所の申請、又は消防団長等の推薦があったとき、市で定める実施要綱の認定基準のいずれかに適合しているか審査し、「消防団協力事業所表示証」を交付する制度

4 企業の防災に係る取組みの評価

市及び県は、企業の防災に係る取組みについて、優良企業表彰等により、企業の防災力向上に努める。

5 金融的支援

第4編「災害復旧・復興計画」第4章「経済復興の支援」第1節「金融措置」第1「融資計画」により、支援を行う。

第4節 防災知識普及啓発

所管部署：地域支援課、消防本部、学校教育課、社会教育課

災害に強いまちづくりを推進するため、市、県及び防災関係機関等は、職員に対し防災教育を行うとともに、相互に密接な連携を保ち単独又は共同して、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する知識の市民への普及を推進する。

第1 市民等に対する防災知識の普及

市、県、自主防災組織及び防災関係機関は、市民に対し、過去に発生した災害被害などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及啓発を図る。

その際には、避難行動要支援者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

1 住民への啓発

(1) 啓発の内容

- ア 災害に関する基礎知識、災害発生時に具体的に取るべき行動に関する知識
- イ 過去に発生した災害被害に関する知識
- ウ 備蓄に関する知識
 - (7) 3日分の食糧、飲料水等の備蓄
 - (4) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- エ 住宅等における防災対策に関する知識
 - (7) 住宅の補強、防火に関する知識
 - (4) 家屋内のタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒防止や棚上の物の落

下による事故の防止、ガラスの飛散防止、火災予防等の家庭における防災対策に関する知識

- オ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害発生時にとるべき行動
 - カ 浸水想定区域等に関する知識
 - キ 防災気象情報、避難指示等の意味合い
 - ク 避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
 - ケ 避難生活に関する知識
 - コ 応急手当方法等に関する知識
 - サ 早期自主避難の重要性に関する知識
 - シ コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
 - ス 災害時の家庭内の連絡体制の確保
 - セ その他の必要な事項
- (2) 啓発の方法
- ア テレビ、ラジオ及び新聞等の活用
 - イ 広報誌、パンフレット、ポスター等の利用
 - ウ 映画、ビデオテープ等の利用
 - エ 講演会、講習会の実施
 - オ 防災訓練の実施
 - カ インターネット（ホームページ）の活用
 - キ 各種ハザードマップ等の利用
 - ク 広報車の巡回による普及

2 社会教育を通じての普及

社会教育においては、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の会合及び各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

また、啓発の内容は、市民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

3 学校教育を通じて普及

学校教育の中では、地域の実情に即した防災教育を多数の人々を対象に、体系的かつ継続的に実施しうる条件を最も有している。そのため、幼稚園から大学まで一貫した方針のもとに、防災教育が実施されるならば大きな効果が期待できる。

このことを念頭に、児童・生徒、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会（防災訓練、防災関係行事、教科指導、課外活動、授業参観等）を通じて、災害に関する基礎的知識や災害から身を守るための知識・方法を中心にした啓発を行う。

第2 職員に対する防災教育

市、県及び防災関係機関は、平常時の的確な防災対策の推進と災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

1 教育の方法

以下に示す各種研修会を活用し、防災教育を行う。

- (1) 職場研修
- (2) 研修会、講習会、講演会等の実施
- (3) 見学、現地調査等の実施
- (4) 防災活動手引等印刷物の配布

2 教育の内容

- (1) 災害に関する知識
 - ア 災害種別ごとの特性、災害発生原因についての知識
 - イ 当該地域の災害特性、災害別、地域別危険度
 - ウ 過去の主な被害事例
- (2) 市防災計画及び各機関の防災体制と各自の任務分担
- (3) 職員として果たすべき役割（任務分担）
- (4) 災害時の活動要領（災害対策要領）
- (5) 防災知識と技術
- (6) 防災関係法令の周知
- (7) その他の必要な事項

第3 防災上重要な施設の管理者等の教育

防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に、出火防止、初期消火及び避難等、災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処しうる自主防災体制の強化を図る。

1 指導の方法

- (1) 防災上重要な施設の管理者に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。
- (2) 事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。
- (3) 防災上重要な施設の管理者等の自主的な研究会、連絡等を通じて防災知識等を普及する。
- (4) 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

2 指導の内容

- (1) 市防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と事業所等の自主防災体制
- (2) 災害の特性及び過去の主な被害事例等
- (3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保管管理
- (4) パニック防止のための緊急放送等の体制準備
- (5) 出火防止及び初期消火等の災害時における行動体制

第4 防災知識の普及に際しての留意点等

市及び県は、防災週間等を通じ、積極的に防災知識の普及を実施する。

さらに、防災知識の普及の際には、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等に十分配慮するよう努める。

第5 防災意識調査

市は、住民の防災意識を把握するためアンケート調査などからの意見聴取等の防災意識調査を必要に応じて実施する。

第5節 防災訓練計画

所管部署：地域支援課、消防本部

市、県及び防災関係機関は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関等の参加と住民その他関係団体及び避難行動要支援者も含めた地域住民等と連携した各種災害に関する訓練を実施する。

第1 総合防災訓練

- 1 市及び県は、災害時の防災体制の万全を期するため、自衛隊をはじめ防災関係機関及び住民の協力を得て地震、大雨等による被害を想定し、情報の収集・伝達、災害対策本部設置、被災地偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総合的に実施する。また、実施に当たっては、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等との連携を図るとともに、避難行動要支援者に十分配慮する。
- 2 「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」等の広域応援協定に基づく広域合同訓練についても考慮する。

第2 各種訓練

1 応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練を実施する。なお、訓練は、以下の要領で実施する。

- (1) 市及び県、関係機関の各課等は、応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）等の確認を行う。また、協定締結先機関の協力を得て、協定内容とその実効性、協定先担当者等の確認を行う。
- (2) 訓練形態としては、個人単位でのイメージトレーニング（個人において災害対応の初動時からの活動をイメージし、その活動を遂行する上でのポイントや問題点を整理する訓練）、課単位での図上演習、関係機関、団体の協力を得て実施する災害対策本部図上訓練等、種々の方法を用いる。
- (3) 市及び県は、災害対策本部の運営を円滑に行うため、図上訓練を実施する

2 情報伝達訓練

市及び県は、災害時における災害対策の万全を期するため、職員動員訓練等を実施する。

3 非常通信訓練

市、県及び関係機関は、災害時において、有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難となった場合に、無線通信系における通信の円滑な運用を図るため、非常

通信に関する訓練を実施する。

4 水防訓練・演習

水防管理団体及び県、九州地方整備局（河川事務所）は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防警報及び洪水予報等の情報伝達、水位雨量観測、水防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法、水門等の操作、避難等の訓練を実施する。

5 消防訓練

市は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常召集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

消防団は、本部以下の分団で組織する。

| 分 団 名 | 団 員 数 | 地 区 |
|-------|-------|-----------|
| 本部 | 19 | 筑後市一円 |
| 第一分団 | 50 | 羽犬塚・筑後北校区 |
| 第二分団 | 40 | 筑後校区 |
| 第三分団 | 51 | 松原・西牟田校区 |
| 第四分団 | 41 | 古川校区 |
| 第五分団 | 60 | 水洗・下妻校区 |
| 第六分団 | 45 | 水田・古島校区 |
| 第七分団 | 42 | 二川校区 |

6 その他の訓練

防災関係機関は、単独又は共同で、避難誘導、救出救助、災害情報の収集・伝達及び災害装備資機材習熟訓練等、災害活動に必要な訓練を実施する。

第3 住民の訓練

市及び防災関係機関は、自主防災組織等住民の防災行動力の向上に資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、積極的に支援する。

また、避難行動要支援者等住民参加による訓練等を積極的に行う。

- 1 出火防止訓練
- 2 初期消火訓練
- 3 避難訓練
- 4 応急救護訓練
- 5 災害図上訓練
- 6 その他の地域の特性に応じた必要な訓練

第4 防災訓練に際しての留意点

市及び県は、計画的に防災訓練を実施する。

また、定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

さらに、地域における避難行動要支援者を支援する体制や災害時の男女のニーズの違い等に配慮するよう努める。

第5 訓練準備段階での課題及び訓練結果の地域防災計画等へ反映

防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題を訓練終了後整理し、その結果を市防災計画の改正や次回訓練の際に有効に活用する。

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

第1節 広域応援体制等整備計画

所管部署：地域支援課、消防本部

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時より体制を整備する。

1 市町間の相互協力体制の整備

市は、平常時から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣の市町と大規模災害時に備えた相互応援協定に基づき連携を図る。

2 市、県と自衛隊との連携体制の整備

市、県と自衛隊は、「福岡県大規模災害対策連絡協議会」における協議や防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

3 防災関係機関の連携体制の整備

(1) 共通

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市、県及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携の強化を図る。

また、市及び県等は、食糧、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

(2) 消防機関

市消防本部は、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の体制整備に努める。

4 道路・家屋等の浸水対策

市は、応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定、整備する。

第2節 防災施設・資機材等整備計画

所管部署：地域支援課、都市対策課、上下水道課

市、県及び防災関係機関は、応急対策の円滑な実施のために、必要な施設及び資機材等の整備、充実に努める。

第1 防災中枢機能等の確保・充実

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。

その際、停電対策並びに物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備しておくことも配慮する。

第2 防災拠点施設の確保・充実

市、県及び消防本部は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。その際、矢部川流域等浸水想定区域からの避難場所としての機能、施設の耐震耐火対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮する。

また、当該施設については、平常時、自主防災組織等の防災教育・訓練等に活用できる防災教育施設を兼ね備えたものが望ましい。

第3 災害用臨時ヘリポートの整備

1 計画方針

市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

2 臨時ヘリポートの選定基準等

市は、臨時ヘリポートの選定場所として、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から選定する。選定場所は次のとおりとする。

■ヘリコプター離発着場一覧

| 名 称 | 所在地 | 名 称 | 所在地 |
|---------------|-----|-------------|-----|
| 筑後北中学校グラウンド | 歳 数 | 井原堤水辺公園 | 西牟田 |
| 羽犬塚中学校グラウンド | 羽犬塚 | 市民の森公園 | 山ノ井 |
| 筑後中学校グラウンド | 水 田 | 筑後広域公園 | 津 島 |
| 八女高等学校グラウンド | 和 泉 | 川の駅船小屋 恋ぼたる | 尾 島 |
| 八女工業高等学校グラウンド | 羽犬塚 | 溝口ふれあい広場 | 溝 口 |
| 筑後市立病院 | 和 泉 | | |

3 県への報告

市は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、市防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告する。

また、報告事項に変更を生じた場合にも同様とする。

- (1) 臨時ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物等の状況
- (6) 離発着可能な機種

4 臨時ヘリポートの管理

市は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮しなければならない。

第4 装備資機材等の整備充実

1 計画方針

防災関係機関は、応急対策の実施のため、災害用装備資機材等をあらかじめ整備充実させる。また、備蓄（保有）資機材等は、随時点検を行い、保管に万全を期する。

2 整備項目

- (1) 特殊車両の増強
 - ア 交通規制標識車
 - イ 給水車
 - ウ その他災害活動に必要な車両
- (2) その他災害用装備資機材
 - 可搬式標識、標示板等交通対策用資機材

3 備蓄（保有）資機材等の点検

- (1) 点検に際して留意すべき事項
 - ア 機械類
 - (7) 不良箇所の有無
 - (イ) 機能試験の実施
 - (ウ) その他

イ 物資、機材類

- (ア) 種類、規格と数量の確認
- (イ) 不良品の有無
- (ウ) 薬剤等有効期限の確認
- (エ) その他

(2) 点検実施結果と措置

点検実施の結果は常に記録しておくとともに、資機材等に損傷が発見されたときは、補充、修理等の措置を講ずる。

4 資機材等の調達

市、県及び防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講ずる。

第5 備蓄物資の整備

市、県及び防災関係機関は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の提携を含む。）を整備する。

この場合において、備蓄物資の性格に応じ、市、県、国、その他関係機関、市民、企業等の間の役割分担を考慮するとともに、他市町等との応援協力関係をも勘案して具体的な物資の種類、数量、備蓄場所、備蓄方式等を定める。

第6 被害情報等の収集体制の整備

市及び県は、情報の収集等の迅速正確を期するため収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備する。

第7 内水はん濫対策

市は、大雨や高潮に伴うクリーク等の内水はん濫に備え被害の軽減・防止のため、排水施設等の整備促進に努める。

また、内水はん濫が発生した場合の被害軽減のために、緊急内水対策車の派遣等、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所及び関係機関との協力体制の確立に努める。併せて、迅速な排水作業を進めるために必要な交通規制等、緊急内水対策車の受入体制の整備を図る。

第3節 災害救助法等運用体制整備計画

所管部署：地域支援課、福祉事務所

大規模災害の場合は、通常、救助法が適用されるが、市、県の担当者において、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から救助法等に習熟するとともに、マニュアルを整備する。

1 救助法の運用の習熟

(1) 救助法運用要領の習熟

市及び県は、救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(2) 救助法実務研修会等

市は、県が実施する救助法実務研修会に参加し、技能の習得に努める。

市の担当者は、自己研さん等により、その内容に十分習熟を図る。

(3) 必要資料の整備

市は、県の協力のもとに、「災害救助の実務」(厚生労働省社会局施設課監修)、県細則等、救助法運用に際して必要となる資料を整備する。

2 運用マニュアルの整備

市は、救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成する。

第4節 気象等観測体制整備計画

所管部署：地域支援課、消防本部

市は、県及び関係機関が発表する県下の気象等観測情報の収集体制を整備する。

市の情報収集担当は、観測者の観測技術の習熟及び制度の向上に努める。

第5節 情報通信施設等整備計画

所管部署：地域支援課

市及び県、防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と専門的な知見・技術を基に、耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

第1 通信手段の種類・特徴

通信機器の特性を踏まえ、災害時の通信手段の多様化に努める。

| 種 類 | 使用不能となる場合・特徴 |
|------------------------------|---|
| ちくごコミュニティ無線 (固定局) | <ul style="list-style-type: none"> ・停電時には非常用電源で機能 ・使用不能(輻輳)になりにくい ・相互通信が可能 |
| ちくごコミュニティ無線 (移動局) | <ul style="list-style-type: none"> ・使用不能(輻輳)になりにくい ・相互通信が可能 |
| NTT加入電話(一般) | <ul style="list-style-type: none"> ・輻輳時には通信制限がかかる ・有線施設が切断され不通になる可能性がある ・停電時でも交換機が停止しなければ使用可 |
| I P 電話 | <ul style="list-style-type: none"> ・輻輳時には通信制限がかかる ・有線施設が切断され不通になる可能性がある ・停電時は使用不可 |
| 携帯電話(一般) | <ul style="list-style-type: none"> ・輻輳時には通信制限がかかる可能性がある (メール通信は比較的有効) ・中継局の整備破損や停電時は不通 (数時間は予備バッテリーで機能) |
| 衛星携帯電話 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般的に輻輳しにくい ・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる |
| (災害時優先電話) NTT加入電話 携帯電話 | <ul style="list-style-type: none"> ・回線輻輳時の発信が優先的 |

※ 輻輳(ふくそう)とは

交換機の処理能力を超えるような通話が殺到し、電話がつながり難く、発信規制がかかること。

第2 無線通信施設等の整備

1 市の無線通信施設

(1) ちくごコミュニティ無線(市防災無線)

ちくごコミュニティ無線とは、市が、災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、市において設置した無線通信設備をいい、下記によりその整備を推進する。

- ア 市消防本部と連携し、ちくごコミュニティ無線を有効に機能させるため、夜間運用体制の確立を図る。
- イ 災害時において、住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、ちくごコミュニティ無線の充実を図る。
- ウ 音声が届かない地域に対しては、放送設備の改修・整備を図る。
- エ 戸別受信機の導入・整備を推進する。
- オ ちくごコミュニティ無線と全国瞬時警報システム（J-ALERT）との連携等により災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築する。

(2) 消防・救急無線

消防・救急無線とは、管轄内における消防、救急活動、又は県下消防本部が他県及び県内における消防、救急活動を円滑に実施するため、消防本部において設置した無線通信設備をいい、下記によりその整備を推進する。

- ア 大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、各消防本部が相互に通信することができる共通波（統制波）の整備、充実を図る。
- イ 県域における各消防本部と相互に通信することができる共通波（主運用波）の整備、充実を図る。
- ウ 管轄内における活動波（消防・救急波）の整備充実を図る。
- エ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、携帯無線機等の増強を図る。

2 県の無線通信設備等

(1) 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク

福岡県防災・行政除法通信ネットワークは、県庁、市町、消防本部及び県出先機関等の相互間における、地上系無線通信網と衛星通信網を併用した福岡県防災行政無線であり、通信の途絶や輻輳が発生しにくい高い信頼性と、映像やデータの伝送・処理が可能な高度な機能を確保し、災害時等に効果的な運用が図られるよう、適切な維持管理を行う。

(2) 災害医療情報システム

災害時における迅速かつ正確な災害医療情報の収集を図るとともに、これを迅速かつ的確な医療救護活動に結び付けるため、県救急医療情報センターの広域災害・救急医療情報システムを拡充強化し、災害関係機関との総合的なネットワーク化を構築するとともに、災害時等に効果的に運用が図られるよう、適切な維持管理を行う。

第3 衛星携帯電話・携帯電話等の活用

1 市所有の携帯電話等の貸出し等

市は災害時の通信手段の確保の為、携帯電話を保有する。

2 通信事業者による通信機器の貸出し等

県は、災害発生時に被災地が有線回線の輻輳や停電等のため有線通信が使用できない場合に、通信事業者から通信機器（携帯電話・衛星携帯電話・MCA無線機等）を速やかに借り受け、被災地における災害応急対策活動に取り組むことができるよう通信事業者と協定等を締結し、災害時の通信機器緊急貸与に関する体制整備を行う。

3 災害対策用移動通信機器等の借受

九州総合通信局は、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする（訓練を含む）「災害対策用移動通信機器」を所有し、申出があった場合には迅速に貸出しができる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話、MCA（移動無線）等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。

市及び県は、必要に応じこれらの機器の借受申請を九州総合通信局・電気通信事業者等に対して行い、貸与を受ける。

第4 有線通信設備（災害時優先扱いの電話）の整備

1 基本方針

防災関係機関は、災害時優先扱いの電話の整備を行う。

2 整備項目

- (1) 防災関係機関は、内部機構における災害時優先扱いの電話を更に有効に活用できるように、位置づけを的確に行う。
- (2) 西日本電信電話通信株式会社は、電気通信設備の整備と防災管理に努め、防災関係機関が、災害時優先扱いの電話を更に有効に活用できるように、電話網運営体制を整備する。

第6節 広報・広聴整備計画

所管部署：総務広報課

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。

1 被災者への的確な情報伝達体制の整備

(1) 広報計画

関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、関係機関との密接な連

携協力の下、円滑な広報にあたる。

(2) 運用体制の整備

市及び関係機関は、下記により広報運用体制の整備を図る。

- ア 広報重点地区（各災害危険地域）の把握
 - イ 地区住民（避難行動要支援者）の把握
 - ウ 広報・広聴担当者の熟練
 - エ 広報文案の作成
 - オ 広報優先順位の検討
 - カ 伝達ルートが多ルート化
- (3) 市は、被災者への情報伝達手段として、特にちくごコミュニティ無線の整備を図るとともに、有線系や携帯電話、ホームページ等での情報発信も含め、多様な手段の整備に努める。
- (4) 市及び県は、防災気象情報の伝達等について、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」等による伝達手段の整備拡充に努める。
- (5) 市及び県は、避難勧告等の情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。
- (6) 市、県、放送事業者及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設等の整備を図る。
- (7) 放送事業者及びライフライン関係機関等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。

2 関係機関の連絡体制の整備

広報活動及び広聴活動を行うに当たっては、他の関係機関との連携を図りながら実施する必要がある。

3 報道機関との連携体制の整備

各防災機関は、災害時の広報について報道機関との連携体制を構築する必要がある。

4 避難行動要支援者等への情報提供体制の整備

災害時は、避難行動要支援者等もできる限り自らの判断で行動することが求められるため、その際よりどころとなる情報が適切に伝達されることが必要である。このため文字放送、ファクシミリや外国語による放送の活用など避難行動要支援者や外国人を考慮した広報体制の整備が必要である。また、避難行動要支援者や外国人の相談等にも適切に対応できるよう、手話通訳者や外国語通訳者を確保するなど広聴体制の整備も必要である。

第7節 二次災害の防止体制整備計画

所管部署：会計契約課、都市対策課、消防本部

市及び県は、降雨等に伴う二次災害を防止する体制として、被災建築物の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録などの施策の推進を図る。

1 降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

市及び県は、降雨等による二次的な水害等の危険個所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市職員OBなど）の登録等の推進を図る。

2 危険物施設等の災害予防

既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の関係者に対し、災害発生時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。

第8節 避難体制等整備計画

所管部署：地域支援課、関係各課

市は、関係機関と連携して、災害時に、安全・的確に避難行動・活動を行うために必要な体制を整備しておくとともに、避難地、避難路等の選定及び整備を行い、計画的避難対策の推進を図る。

第1 避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟

市は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第4節「避難計画」に示す活動方法・内容に習熟するとともに、迅速な行動がとれるよう体制を整備しておく。

1 避難誘導計画の作成と訓練

市は、災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難誘導計画を作成し、訓練を行う。

なお、避難誘導計画の作成に当たっては、避難の長期化についても考慮する。

- (1) 避難指示、避難勧告、避難準備（避難行動要支援者）情報等を行う基準、伝達方法
- (2) 避難勧告等に係る権限の代行順位
- (3) 避難場所及び避難所の名称、所在池、対象地区及び対象人口
- (4) 避難場所及び避難所への経路及び誘導方法
- (5) 高齢者、障害者等の避難行動要支援者に配慮した避難支援体制

2 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

市は、避難指示、避難勧告、避難準備（避難行動要支援者）情報等について、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を指針として、県、気象台、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル整備を行う。

3 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の整備

(1) 避難支援計画（避難支援プラン）の策定

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、国により示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）や県作成の「災害時要援護者支援対策マニュアル」等を参考とし、避難行動要支援者の個別支援計画の策定に努める。

(2) 地域住民等の連携

市は、地域住民、自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難誘導體制の整備に努める。

なお、避難行動要支援者の情報の把握等については、本編第3章第11節「避難行動要支援者安全確保体制整備計画」第2「在宅者対策」による。

(3) 避難準備情報の伝達体制整備

避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報の伝達体制整備に努める。

第2 風水害等の対策に係る避難地、避難路等の選定

市は、危険箇所等の区域に係る住民全員が避難することができる安全な避難路、避難地、避難所を、次の事項に留意して選定、整備し、住民に周知する。

1 避難路の選定

- (1) 危険区域及び危険箇所を通過する経路は努めて避けること。
- (2) 車両通行可能な道路を選定すること。

2 避難路の整備

- (1) 誘導標識、誘導灯、誘導柵を設け、その維持に努めること。
- (2) 避難路上の障害物件を除去すること。

3 避難地、避難所の選定、整備

(1) 避難地の選定

- ア 危険箇所付近で災害を受けるおそれのないこと。

- イ 洪水はん濫等の保全対象人家等からできるだけ近距離にあること。
- (2) 避難所の選定
 - ア 危険区域ごとに安全な避難所を選定、確保すること。
 - イ 避難所周辺の防災的環境の変化により適当な避難所が存在しない場合は、避難者の安全性を考慮し、市の浸水想定区域外に新たな避難所を整備すること。
 - ウ 避難所の整備、拡充に努めること。

4 避難場所・避難所の機能の整備

- (1) 連絡手段の整備

市は、災害対策本部と避難場所・避難所との間の連絡手段を確保するため、通信機器等の連絡手段の整備に努める。
- (2) 施設等の整備

避難場所・避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット等のほか、避難行動要支援者にも配慮したバリアフリー化され、男女の特性に応じた施設等の整備に努める。
- (3) 避難所の管理・運営体制整備
 - ア 避難所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、確実な避難所開設を行えるよう複数箇所での鍵管理体制の整備を図る。
 - イ 避難所の運営に必要な事項について、性別及び年齢等に配慮したマニュアル等を作成する。

5 避難地、避難路等の住民への周知

- 市は、避難路・避難所等について平常時から以下の方法で周知・徹底に努める。
- (1) 市の広報誌、インターネットによる周知
 - (2) 防災訓練による周知
 - (3) 防災啓発パンフレットの作成、配布による周知
 - (4) 避難計画に基づく避難地図（洪水ハザードマップ等）の作成、配布による周知
 - (5) 自主防災組織等を通じた周知

第3 学校、病院等における避難計画

学校、社会福祉施設、病院、大規模集客施設等の施設の管理者は、消防法に基づき作成する消防計画等に、以下の事項に留意した避難に関する計画を作成するなどして、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項等に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を図る。

- (1) 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- (2) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (3) 避難誘導の要領
 - ア 避難者の優先順位
 - イ 避難場所、経路及びその指示伝達方法
 - ウ 避難者の確認方法
- (4) 生徒等の保護者への連絡及び引渡方法
- (5) 防災情報の入手方法
- (6) 市、県への連絡方法

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、避難対象者の活動能力等についても十分配慮し、次の事項等に留意して施設等の実態に即した適切な避難対策を図る。

- (1) 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- (2) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (3) 避難誘導の要領
 - ア 避難者の優先順位
 - イ 避難所（他の社会福祉施設含む）及び避難経路の設定並びに収容方法（自動車の活用による搬出等）及びその指示伝達方法
 - ウ 避難者の確認方法
- (4) 家族等への連絡方法
- (5) 防災情報の入手方法
- (6) 市、県への連絡方法

3 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び通院患者に対する病院周辺の安全な避難場所及び避難所について、周知方法を定めるなど、適切な避難対策を図る。

4 大規模集客施設等の避難計画

大規模小売店舗、旅館、駅等の不特定多数の人が出入りする施設の設置者又は管理者は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、誘導及び指示伝達の方法を定めるなど、適切な避難対策を図る。

第9節 交通・輸送体制整備計画

所管部署：建設経済部、会計契約課

第1 交通体制の整備

1 緊急通行車両の事前届出

市は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続を実施するため、あらかじめ緊急通行車両を県公安委員会に対し、事前に届け出る。

2 事前届出の対象とする車両

事前届出の対象とする車両は、次に掲げるいずれにも該当する車両とする。

- (1) 災害時において基本法第50条第1に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- (2) 市が保有し、若しくは市との契約等により、常時の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

3 事前届出の申請

- (1) 申請者・・・基本法施行令第33条第1に基づく緊急通行車両の緊急通行を実施することについて責任を有する者（代行者を含む）
- (2) 申請先・・・申請に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は県警察本部交通規制課

4 申請書類

緊急通行車両事前届出書2通に次の書類を添付の上申請する。

- (1) 申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類1通
- (2) 自動車検査証の写し等

5 事前届出済証の保管及び車両変更申請

市は、事前届出済証を適正に保管するとともに事前届出済証の交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合は、速やかに事前届出済証の返還、変更の申請を行う。

第2 緊急輸送体制の整備

1 輸送車両等の確保

市及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ輸送機関との協定の締結等により、輸送体制の整備に努める。また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。

2 輸送施設・輸送拠点の整備

市及び県は、緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握する。

市における緊急輸送道路は、以下のとおりである。

○緊急輸送道路

- ・国道209号
- ・国道442号

3 緊急輸送路の啓開体制の整備

道路管理者は、発災後の緊急輸送路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結して体制を整備しておく。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入体制の整備に努める。

第10節 医療救護体制整備計画

所管部署：消防本部、市立病院

大規模な災害発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる医療救護体制を整備する。また、災害時に医薬品等が大量に必要となることから、医薬品等の確保・供給体制を整備する。

第1 医療救護活動要領への習熟

市、県及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第8節「医療救護計画」及び「災害時医療救護マニュアル」に示す活動方法・内容に習熟する。

第2 医療救護体制の整備

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 通信体制の構築

市、県及び医療機関は、発災時における医療救護活動に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段を確保するとともに、その多様化に努める。

また、医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

災害時における医療機関の被害状況、負傷者の状況、医療従事者の確保状況、医療機関の診察の可否、受入可能患者数、患者移送要請数、医薬品等の不足状況等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達及び速やかな医療救護活動の実施を図るため、県救

急医療情報センターの広域災害・救急医療情報システムを拡充強化するとともに、災害時において積極的な活用が図られるよう、災害拠点病院及び救急病院・診療所等は、平常時から情報入力を確実に行う。

- ア 市、災害拠点病院等医療機関、県医師会・地区医師会、保健福祉環境事務所、県、県消防本部等とのネットワーク化と通信ルートの二重化（無線、有線）
- イ 隣接県との情報の共有化、全国ネットワーク化
- ウ 災害発生時は、県救急医療情報センターを県災害医療情報センター、保健福祉環境事務所を地域災害医療情報センター、災害拠点病院等をそのサブセンターとして機能するものとし、二次医療圏単位を基本とするネットワーク化
- エ 収集した医療情報について、必要に応じ、報道機関等を活用して、市民及び人工透析等特定の医療情報を必要とする者への情報提供

2 医療班の整備

市は、地区医師会等と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定の締結など、あらかじめ医療班を編成する。

県は、市の医療救護活動を応援・補完する立場から医療関係機関・団体と協議調整の上、医療救護活動に関する協定等により、医療救護班を編成する。

(1) 編成対象機関

八女筑後医師会、国立病院機構九州医療センター、日本赤十字社福岡県支部

(2) 編成基準

医療救護班の構成は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務職員、運転手等を含むものとし、各班の人数については災害の規模により適宜定める。

3 災害拠点病院等の整備

医療救護所では対応できない重症者等の救命医療を行うため、高度な診療を有する地域の中核的な救命医療施設を災害拠点病院として整備する。また、災害時に増加する医療ニーズに対応するため、県内の救急病院・診療所からも積極的な支援が得られるよう体制を整備する。

(1) 災害拠点施設

救命救急センターなど救急医療を担っている医療機関を、地域の災害拠点病院として二次医療圏毎に1か所以上整備する。

ただし、災害拠点病院に適合する医療機関がない医療圏にあっては、近隣の医療圏との相互補完により整備する。

また、災害拠点病院のうち県内1か所を基幹災害拠点病院として選定し、災害拠点病院の機能に加え、災害医療従事者等要員への訓練・研修を行う。

ア 機能

- (7) 被災重傷者の受入れ、特に重篤者に対する高度救命医療の実施
- (8) 重篤者等の被災地外への搬出を行う広域搬送への対応
- (9) 自己完結型の医療救護チームの派遣

※ 自己完結型

医療品や医療資機材のみならず、食糧、衣類、寝具等も持参し、医療救護活動を展開すること。

- (10) ライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保等

イ 指定基準

災害時の救急医療活動に、積極的に協力する意志のある医療機関を指定する。

ウ 施設整備

災害拠点病院については、次のとおり施設等の整備及び機能強化を図る。

- (7) 情報収集、後方医療活動等に必要な通信設備
- (8) 医療救護班派遣のための救急医療用資機材、仮設テント等の装備
- (9) 患者受入れ等のためのヘリコプター離着陸場や簡易ベッド等の装備
- (10) ライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保のための貯水槽、自家発電装置等の整備、医薬品、医療用材料、食糧の備蓄

(2) 救急病院・診療所

現行の救急医療体制を担う救急病院・診療所において、災害時にも当該施設の機能に応じた被災者の収容、治療等が円滑に行えるよう体制を整備する。そのため、日頃から病院防災マニュアルの策定やこれに基づく自主訓練等を計画的に実施する。

- (3) 市及び県は、災害拠点病院や救急病院・診療所の近隣の公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリコプター離着陸場として選定しておくとともに、災害拠点病院にヘリコプター離着陸場の整備促進を図る。

4 医療救護用資機材・医薬品等の整備

- (1) 市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両の、県及び市は、担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の応急措置の実施に必要な救急救護用資機材の整備に努める。
- (2) 市、県及び日本赤十字社は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、救急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

5 医療機関の災害対策

厚生労働省作成のモデルマニュアル（病院防災マニュアル）及び県作成の「災害時医療救護マニュアル」等を参考とし、各病院において災害対応マニュアルを作成するとともに、これに基づく自主訓練を行うなど、各病院レベルでの災害対策に努める。

6 医療機能の維持体制の整備

医療機関は、医療機能を維持するために必要となる水、電力、ガス等の安定的供給及び上水道施設等が被災した場合の応急措置及び緊急復旧について、必要な措置を講ずるとともに、このことについて関係事業者と協議しておく。

第3 傷病者等搬送体制の整備

1 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、後方医療機関及び市消防本部による広域災害・救急医療情報システムの活用や後方医療機関と市消防本部等の間における十分な情報連絡機能の確保を行う。

※ 後方医療機関

被災を免れた災害拠点病院、救急病院・診療所及び傷病者の治療、収容に協力可能な医療機関をいう。

2 搬送経路

市消防本部は、災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、適切な後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

3 ヘリコプター搬送における医療機関との連絡体制の確立

県は、医療機関からの要請により、空路による広域搬送を必要とする場合、防災関係機関が保有するヘリコプターの要請を行うため、あらかじめ、ヘリコプター離着陸場等を考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制を整備する。

4 効率的な出勤・搬送体制の整備

災害時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ確かな判断と行動が要求されるため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出勤体制・搬送体制の整備を推進する。

第4 広域的医療救護活動の調整

1 他県、国等への応援要請

県は、多くの負傷者が発生し、医療救護活動が円滑に実施できない場合、他県や国に対し、医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣及び傷病者の受入を要請するため、その要請手続を定めるとともに、円滑な医療救護活動が実施できるよう移動手段の確保等についての支援体制の構築を図る。

2 DMAT運用体制の整備

県は、災害急性期（災害発生から48時間以内）に災害現場へ迅速に出動し、活動できる災害派遣医療チーム（DMAT）の県内における配備・運用のため、DMAT運用体制の整備を図る。

第5 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

1 市民に対する普及啓発

市は、市民に対する救急蘇生法、止血法、骨折の手当法、トリアージの意義等災害時の医療的措置等についての普及啓発に努める。

※ トリアージ

災害発生時において、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うために行うもので、傷病者を緊急度と重症度によって分類し、治療や搬送の優先順位を決めるもの。

2 災害医療に関する研修・訓練

- (1) 県、医師会及び医療機関は災害時の医療従事者の役割、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等の医療面に焦点を当てた訓練実施に努める。
- (2) 県、医師会及び医療機関は災害時の医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、広域災害・救急医療情報システム等の情報伝達訓練実施に努める。
- (3) 県防災訓練において大規模災害を想定した実践訓練実施に努める。
- (4) 基幹災害拠点病院による災害医療従事者等を対象とした研修、講習会実施に努める。

第11節 避難行動要支援者安全確保体制整備計画

所管部署：高齢者支援課、福祉事務所、地域支援課

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等は、災害時には自力による避難や災害情報の伝達等に多くの困難を伴うため、平常時からこれらの避難行動要支援者に配慮した防災対策を推進し、安全確保体制を整備しておく必要がある。

このため、社会福祉施設等での防災対策を進めるとともに、避難行動要支援者の支援体制づくり、防災知識の普及啓発、避難所の確保対策等を推進する。その際、被災時の男女のニーズの違いに十分配慮するよう努める。

第1 社会福祉施設等対策

1 社会福祉施設等の安全確保

社会福祉施設等の利用者のおお半については、ねたきり高齢者、障害者及び傷病者等のいわゆる「避難行動要支援者」であることから、施設の管理者は、施設自体の災害に対する

安全性を高めるとともに、立地条件を踏まえた対策を講ずる。

また、スプリンクラーについては、義務設置でない施設についても必要に応じ設置に努める。

さらに、災害時において市消防本部等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置についても、促進を図る。

災害時の避難等で防災関係機関等の支援を受ける場合を想定し、入所者のプライバシーに配慮しつつ施設毎に避難行動要支援者名簿を作成し、防災関係機関等の支援が円滑かつ的確に実施されるよう取組を推進する。

2 防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は、立地条件を踏まえて、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化する。また、必要に応じ、関係機関との連携のもとに、施設相互間並びに地域住民、自主防災組織等との平常時からの連携を図り、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

3 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員等が、防災に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動が取れるよう、あらかじめ災害時における避難計画を策定し、各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練や危険箇所等、地域の特性を配慮した防災訓練等についても実施する。

4 防災備品の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、食糧、生活必需品、防災資器材等の備蓄に努める。

第2 在宅者対策

1 防災知識の普及・啓発

市は、避難行動要支援者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける等、防災知識の普及・啓発に努める。

なお、防災訓練等の実施に当たっては、避難行動要支援者の特性に配慮し、地域における支援者の確保に努める。

2 避難誘導・救出・救護体制の確立

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導・救出・救護するため、平常時より地域支援組織や民生委員・児童委員等福祉関係者との連携強化による避難行動要支援者の実態把握に努め、地域住民、自主防災組織、筑後警察署、消防団等の協力を得て、避難誘導・救出・救護及び安否情報等の把握・伝達体制の整備等を図る

その際、市は、避難行動要支援者のプライバシーに配慮するとともに、関係者との実効性のある連携ができるよう、地域の避難行動要支援者支援ネットワークの構築に向けた相互協力体制の整備を支援する。

また、災害時におけるひとり暮らし高齢者等の安全確保のため、緊急通報システム等の普及を図る。

3 的確な情報伝達活動

市は、避難行動要支援者に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため、個々の避難行動要支援者にとって適切な伝達手段を検討し、民生委員・児童委員や地域住民等の連携による伝達など、多様な伝達手段の整備に努める。

また、避難行動要支援者が避難所等で、適切で十分な災害情報を得られるよう情報基盤の整備並びに情報機器の整備に努める。

第3 外国人等に対する防災対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災意識の普及、防災教育や防災訓練への参加の推進に努めるとともに、地域全体で外国人等への支援や救助体制の整備等に努める。また、避難所や避難路等の案内板について、外国人にも分かりやすいシンボル化や外国語の併記などを図るよう努める。

第4 避難行動要支援者の避難行動支援の基礎づくり

1 地域ぐるみの支援体制づくり

(1) 支援組織の形成

災害時の避難行動要支援者に対する地域ぐるみの支援体制づくりのため、校区、行政区、民生委員、ボランティア団体等を中心に構成される支援組織の整備と活動推進を図る。

(2) 平常時の活動

支援組織は、平常時に次のような活動を実施する。

ア 避難行動要支援者に関する情報の収集と管理

イ 災害時の安否確認や情報伝達ができる仕組みづくり

(緊急連絡網の作成、情報伝達訓練、日頃からの見守り、声かけ等)

(3) 災害発生時の活動

支援組織は、災害発生後に避難行動要支援者を支援する者(以下「構成員」という。)と連携し、各避難行動要支援者の安否確認を行うほか、次のような活動を実施する。

ア 地区の避難行動要支援者の安否確認

イ 必要に応じて避難行動要支援者の避難所等への誘導、搬送の対応

(4) 地域内防災環境の点検・調査

災害発生時の混乱の中、避難・誘導は非常に困難を極めることが予想される。避難・誘導を円滑に行うには、支援組織が中心になり、避難所の周辺及び経路について、目標物や危険物等を点検・調査し、改善していく取組が必要である。

2 避難行動要支援者名簿の整備

(1) 避難行動要支援者情報の収集

情報の収集に当たっては、民生委員・児童委員をはじめ、地域支援組織の役員等の訪問活動等により説明を行い、避難行動要支援者本人又は介護者・保護者の同意を得る。また、広報等での制度の周知により、本人又は介護者・保護者からの申出を呼びかける。

(2) 避難行動要支援者情報の整備手順

広報、地域からの推薦により避難行動要支援者を把握後、本人等に避難行動要支援者名簿への情報の掲載と活用の同意を得る。

その後、市は避難行動要支援者名簿を回収し点検整備を進める。

(3) 掲載する対象者

掲載する対象者は次のとおりとする。

ア 介護保険要介護者（介護認定3～5の者）

イ 身体障害者（等級1・2級の身体障害者手帳所持者）

ウ 知的障害者（A、A1、A2、A3判定の療育手帳所持者）

エ 精神障害者（等級1級の精神障害者保健福祉手帳所持者）

オ 高齢者世帯の者（75歳以上）

カ その他市長が必要と認める者

(4) 避難行動要支援者名簿の配備先

作成された避難行動要支援者名簿は、地域支援課で原本を保管し、地域支援組織・支援者・本人に必要な情報を配付する。

(5) 避難行動要支援者情報の更新等

当初の避難行動要支援者名簿配備後、掲載された情報について定期的に確認を行い、避難行動要支援者名簿の更新を行う。

また、申出があれば避難行動要支援者名簿への掲載を随時受け付ける。

(6) 大規模災害時の対応

大規模災害時には未登録者リストを含め、対象者のリストを地域支援組織に配付する。

3 個人情報の厳格な管理

避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者についての個人情報が記載されており、管理、作成に当たっては、管理する者や利用目的の限定を図るなど、個人情報保護条例等の法令を遵守した管理方法を講じ、要配慮者のプライバシー保護に十分留意する。

4 支援体制

平常時には、社会福祉協議会等関係団体と市が連携し、避難行動要支援者に対する必要な情報伝達・避難支援等の体制整備を図る。

災害時には、災害対策本部との連携の下、避難行動要支援者に対する支援体制を整備することとともに消防団、自主防災組織等への情報伝達網を整備する。

また、避難行動要支援者名簿に記載された情報によっては、被災時に医療や福祉施設等関係機関との連携を図ることが必要となることから、それらの機関・団体と情報伝達のシステム整備を進める。

第5 帰宅困難者対策

本計画では、災害の発生時に様々な理由で帰宅できず、避難しなくてはならない帰宅困難者への対応について実態を把握し、どのような支援を実施するべきか検討するとともに、徒歩帰宅の支援、旅館等の避難先の確保等に努める。

災害発生時の帰宅困難者に対し、関係防災機関と連携し、各種の対策を講ずる。

1 検討事項

- (1) 情報の広域収集伝達体制の構築
- (2) 広域的な通勤・通学者、観光客等の実態把握
- (3) 事業所、通勤者等への啓発
- (4) 徒歩帰宅行動時における支援対策
- (5) 代替輸送手段
- (6) 事業所、集客施設等における対策の推進

2 帰宅困難者の発生を想定した実施すべき訓練等

- (1) 従業員や顧客の混乱防止・誘導訓練
- (2) 情報の伝達訓練
- (3) 安否の確認及び情報発信訓練
- (4) 徒歩帰宅訓練

第12節 災害ボランティアの活動環境等整備計画

所管部署：地域支援課、筑後市社会福祉協議会

大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、平常時からボランティアや関係団体との連携を密にするとともに、受入体制の整備などボランティアの活動環境等の整備に努める。

第1 災害ボランティアの役割と協働

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりとする。

1 生活支援に関する業務

- (1) 被災者家屋等の清掃活動
- (2) 現地災害ボランティアセンター運営の補助
- (3) 避難所運営の補助
- (4) 炊き出し、食糧等の配布
- (5) 救援物資等の仕分、輸送
- (6) 高齢者、障害者等の介護補助
- (7) その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護
- (2) 被災宅地の応急危険度判定
- (3) 外国人のための通訳
- (4) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (5) 高齢者、障害者等への介護・支援
- (6) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (7) 公共土木施設の調査等
- (8) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第2 災害ボランティアの受入体制の整備

1 市の役割

市は、災害ボランティアの受入体制づくりについて、社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援に努める。

また、市防災計画において、災害ボランティアの受入れに関する実施計画、災害ボランティアの受入体制の整備等（災害時における現地災害ボランティア本部（現地受入窓口）や連絡体制）を定めるとともに、必要に応じ、本部運営マニュアルを作成するなど、災害ボランティアの円滑な受け入れに努める。

2 福岡県災害ボランティア連絡会、社会福祉協議会の役割

福岡県災害ボランティア連絡会は、災害時におけるボランティアの支援活動を、効果的に実施することを目的とした団体である。また、社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的な活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

災害の発生時のボランティアの受入れは、福岡県災害ボランティア連絡会及び社会福祉協議会が中心となって、県レベル、市町レベルの2段階の災害ボランティア本部が立ち上げられるよう、平常時から行政、関係団体等と連携し、次のような準備、取り組みを行う。

(1) ボランティアの受入拠点の整備

災害ボランティア本部の設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信ルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、災害ボランティアの受入手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を図る。

(2) 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換を行う場として、行政機関、日本赤十字社福岡支部、福岡県 NPO・ボランティアセンター、ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

3 福岡県NPO・ボランティアセンターの役割

災害時におけるボランティアに関する情報について、福岡県NPO・ボランティアセンターホームページ上で随時発信する。

4 日本赤十字社福岡県支部の役割

日本赤十字社福岡県支部は、活動拠点の運営など、災害ボランティア活動の支援に努める。

第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

災害が発生したらボランティアが直ぐに活動できるように、被災者、地域住民、行政機関と災害ボランティアを的確に結び付ける調整及びボランティア本部の運営役として、平常時から災害ボランティアリーダー・コーディネーターの養成を行う。

- 1 市は、社会福祉協議会と連携し、講習会、防災訓練を通じて、それぞれの地域における災害ボランティアリーダー等の育成・支援に努める。
- 2 社会福祉協議会は、災害ボランティアリーダー等の育成、活動マニュアルの作成など、災害ボランティアの育成・支援に努める。
- 3 日本赤十字社福岡県支部は、講習会の開催、講師の派遣、災害時における各種マニュアル

の作成などを行い、災害ボランティアの育成・支援に努める。

- 4 市及び県は、災害ボランティア活動中の事故や賠償事故の補償に効果のあるボランティア保険の普及啓発に努める。

第13節 災害備蓄物資等整備・供給計画

市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品、非常用電源その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給体制を整備する。

第1 共通方針

- 1 市及び県は、災害に備えて、市民の備蓄を補充するため、物資の備蓄を行う。その際、避難行動要支援者や乳幼児・女性等を考慮した備蓄品目を選定するとともに、物資の性格に応じ、集中備蓄、又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うよう努める。
- 2 市、県及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第9節「給水計画」、第10節「食料供給計画」、第11節「生活必需品等供給計画」に示す活動方法・内容に習熟する。

第2 給水体制の整備

所管部署：上下水道課、地域支援課

災害時は、停電等による配水施設等の停止により上水道水の汚染や断水が予想される。そのため、市及び上水道事業者は、平常時から被災者の給水の確保や復旧のための体制について整備しておく必要がある。

1 補給水利等の把握

市は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から施設の現状把握に努めるとともに、被災時の応急飲料水の確保を考慮し、配水施設等への緊急遮断弁の施設や耐震性貯水槽等の整備を検討する。

2 給水用資機材の確保

市及び上水道事業者は、必要な給水タンクや給水容器類及び応急給水用の給配水管等を準備しておくとともに、給水容器の借上や輸送等について、関係機関との間に災害時における協定を締結し、飲料水等の確保を図る。

3 危機管理体制の整備

市は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、被災時における上水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水活動体制等の整備に努める。

4 上水道施設の応急復旧体制の整備

市は、筑後市管工事協同組合との間に締結している災害協定に基づき、災害時における上水道施設の応急復旧体制の整備、連携の強化に努める。

5 災害時への備えに関する啓発・広報

市は、災害に備えた対策や災害時の対策の諸活動について、一般家庭や事業所に対して、周知・広報しておくとともに、平常時から3日分（3ℓ/人・日）以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保のための啓発や情報の提供を行う。

第3 食糧供給体制の整備

所管部署：学校教育課、地域支援課

市、県及び関係機関は、災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出しその他による食料の供給体制を整備する。

この場合、災害時により混乱・途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間の食糧を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

1 給食用施設・資機材の整備

市は、野外炊飯に備えて炊飯器具の整備に努める。

2 食糧の備蓄

市は、食糧の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、食糧の供給途絶が生命にかかわる可能性のある高齢者、乳幼児及び食事療法を要する者等に特に配慮する。

3 災害時民間協力体制の整備

(1) 関係業者と災害時の応援協定締結の推進

市及び県は、食糧関係業者（弁当等）との災害時の応援協定締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、食糧の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

(2) 農業団体と災害時の応援協定締結の推進

市及び県は、農業団体との災害時の応援協定締結を推進する。

(3) LPガス業者等との協力体制の構築

ア 避難所等へのLPガス及びガス器具の供給等について、福岡県LPガス協会やLPガス事業者との間で協力体制を構築する。

イ 給食施設等の応急復旧体制の整備

市及び県は、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、炊飯施設の仮設について、LPガス事業者との間で協力体制を整備する。

4 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

- (1) 市及び県は、住民及び事業所等に対し、最低3日分の食糧の自主的確保を指導する。
- (2) 市及び県は、住宅の避難行動要支援者への地域住民による食糧配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

第4 生活必需品等供給体制の整備

所管部署：商工観光課、地域支援課

災害時には、生活上必要な被服、寝具その他日常用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与又は貸与する必要がある。

そのため、市及び県は、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

1 生活物資の備蓄

(1) 市の備蓄推進

市は、生活必需品の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される高齢者や女性、乳幼児等の避難行動要支援者を重視する。

(2) 市民の備蓄推進

市民は、大規模災害発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、3日分相当の生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

2 災害時民間協力体制の整備

市及び県は、生活物資等関係業者との災害時の応援協定締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、生活物資等の確保のほか、配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

第5 医療品等の供給体制の整備

所管部署：市立病院

市及び県は、大規模災害時における初動医療救護のための医療品等を備蓄に努めるとともに、その後の救護医療に必要な医療品等の供給体制の確保に努める。

第6 血液製剤確保体制の確立

所管部署：福祉事務所

市及び県は、災害時における血液の不足に備え、献血促進について市民への普及啓発を図る。

第7 機材供給体制の整備

所管部署：会計契約課、地域支援課

災害時には、ライフラインの被害等により、避難所や現地対策本部等で発電機や仮設トイレ、その他機材が必要となるため、市及び県は、迅速な供給ができるよう、平常時から
の備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

1 機材の備蓄

市は、機材の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び高齢者や障害者、女性等にも配慮するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

2 災害時民間協力体制の整備

市及び県は、レンタル機材業者との災害時の応援協定締結を推進する。
この場合、協定内容は機材等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

第8 義援物資の受入体制の整備

所管部署：福祉事務所

市及び県は、災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう受入体制の整備及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。

第14節 住宅の確保体制整備計画

所管部署：都市対策課、会計契約課

市及び県は、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておく。

1 空家住宅の確保体制の整備

市は、公営住宅の空き家状況を把握し、災害時における被災者への迅速な提供に努める。

2 応急仮設住宅の供給体制等の整備

(1) 市は、応急仮設住宅の建設可能な用地をあらかじめ把握するなど、供給体制の整備に努める。

(2) 県は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握に努めるほか、

平成7年3月に(社)プレハブ建築協会と締結した災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定により、災害時における資材の供給に備える。

第15節 保健衛生・防疫体制整備計画

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

1 保健衛生・防疫活動要領への習熟

市、県及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第14節「防疫対策計画」第15節「保健計画」に示す活動方法・内容に習熟するとともに、保健師、看護師等の資質の向上のため、研修等を行う。

2 防疫用薬剤及び器具の備蓄

所管部署：かんきょう課、健康づくり課

市及び県は、消毒剤、消毒散布用機器、運搬器具等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時から確保に努める。

3 学校における環境衛生の確保

所管部署：学校教育課

校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保等に努め、また、児童・生徒に対し災害時における衛生管理を指導する。

4 家畜防疫への習熟

所管部署：農政課

市、県及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第14節「防疫対策計画」に示す活動方法・内容について習熟する。

第16節 ごみ・し尿・がれき処理体制整備計画

所管部署：かんきょう課

本計画では、災害時における被災地域のごみ処理、し尿、がれき処理等の環境衛生について定める。

第1 ごみ処理体制の整備

市は災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ(以下、「ごみ」という。)を適正に処理する体制を整備する。

1 ごみ処理要領への習熟と体制の整備

市及び県は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第21節「ごみ・

し尿・がれき等処理計画」に示されたごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

2 ごみの仮置き場の選定

市は、災害時におけるごみの仮置き場の選定を行う。選定基準は以下のとおりとする。

- (1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- (2) 環境衛生に支障がないこと。
- (3) 搬入に便利なこと。
- (4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

第2 し尿処理体制の整備

災害により発生したし尿を適正に処理する体制を整備する。

1 し尿処理要領への習熟と体制の整備

市及び県は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第21節「ごみ・し尿・がれき等処理計画」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

2 災害用仮設トイレの整備

市は、発災時に避難所、住宅地区でし尿処理施設の使用ができない地域に配備できるような仮設トイレを保有する建設業、レンタル業者、建設機械リース協会等と協力関係を整備する。

第3 がれき処理体制の整備

災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下、「がれき」という。）を適正に処理する体制を整備する。

1 がれきの処理要領への習熟と体制の整備

市及び県は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第21節「ごみ・し尿・がれき等処理計画」に示されたがれき処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

2 がれきの仮置き場の選定

市は、短期間でのがれきの焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、以下の点に留意して、がれきの仮置き場の候補地をあらかじめ選定しておく。

- (1) 他の応急対策活動に支障のないこと。

- (2) 環境衛生に支障がないこと。
- (3) 搬入に便利なこと。
- (4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

3 応援協力体制の整備

市は、がれき処理の応援を求める相手方（建設業者、各種団体）については、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組入れるとともに、協定書の締結等体制を整えておく。

第17節 農業災害予防計画

所管部署：道路・水路課、農政課

市、県及び防災関係機関は、暴風、豪雨等による農作物等への災害を未然に防止するため、所要の予防措置を講ずる。

1 灌漑、排水設備の維持管理

(1) 灌漑設備

水害による井堰、クリーク及び揚水施設並びにこれの附属施設の欠損を防止するため、それぞれの施設の管理人をその観察に従事させ、農作物の被害又はその誘因とならないように努める。

(2) 排水設備

河川等に設置する樋門及び附属施設の水害等による破損を防止するための管理を十分に行い、農作物の被害又はその誘因とならないように努める。

(3) 農作物災害予防対策

予防対策については、福岡県筑後農林事務所、福岡県八女普及指導センター、福岡県筑後家畜保健衛生所と常に綿密な連絡をとり万全を期す。

第18節 危険物等災害予防計画

所管部署：消防本部、筑後警察署

危険物による災害を防止するため、保安教育の徹底、規制の強化、自衛消防組織の強化促進、化学消防資器材の整備、輸送その他の自主保安体制の整備等、保安体制の強化を促進することを定める。

1 危険物災害予防対策

(1) 保安教育

市消防本部は、県とともに、事業所及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図る。

(2) 規制の強化

市消防本部は、県とともに、危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。

- ア 危険物設置の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化
 - イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化
 - ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化
 - エ 地震等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化
- (3) 野外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

市消防本部は、県とともに、液体危険物を貯蔵する野外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏えい事故などの防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

- (4) 自衛消防組織の強化促進

事業者は、自衛消防組織の強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

市消防本部は、県とともに高圧ガス及び火薬類による災害を防止するため、保安教育の徹底、輸送その他の自主保安体制の整備等の強化促進を図る。

3 毒物・劇物災害予防対策

毒物又は劇物を取り扱う者は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）により、これらを飛散、漏えい等させないよう措置を講じなければならないとされている。

市消防本部は、県と協力し、災害に起因する毒劇物流出等を防ぐため、毒劇物の製造所、販売所、メッキ工場等業務上毒劇物を取扱う施設などの把握に努めるとともに、毒劇物の管理の徹底等の指導を図る。

4 放射性物資災害予防対策

放射性同位元素に係わる施設の設置者は、放射線障害を防止するため、放射性同位元素の維持管理の適正化、保安教育の強化等、指導體制及び保安体制の確立を図るものとする。

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動体制の確立

第1節 組織動員計画

所管部署：各課各班

市の地域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、国、県、防災関係機関及び市民は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、応急対策活動の実施に必要な計画を定め、万全を期するものとする。

災害対策活動においては、発生した災害に対して特別の組織を編成する。各職員は、各自の役割を十分に理解するとともに、災害対策活動全体の流れについてもその概要を熟知しておく。

- 災害対策要領について全職員が認識する。
- 意思決定者不在時の対応を明確にし、速やかに実施する。
- 災害対策本部が庁舎内に設置できない場合の代替設置を的確に行う。

第1 配備体制

1 配備体制の設置基準

災害警戒本部及び災害対策本部は、災害種別に下記の基準によって設置する。

配備基準（風水害等）

| 本部 | 配備体制の区分 | 配備基準 | 配備職員 |
|--------|----------------|---|--|
| 災害警戒本部 | 第1配備 (準備体制) | 気象情報により災害が予想されるが、時間的余裕がある場合で、少数の人員をもってあたり情報の収集、連絡活動を主とした準備的な配備 | ・地域支援課担当職員 ・道路・水路課担当職員 ・消防勤務職員 |
| | 第2配備 (警戒体制) | 気象情報により災害の発生が予想され、事態の推移によっては、災害対策本部を設置できる体制の配備 | ・災害警戒本部長 ・地域支援課職員 ・道路水路課職員 ・消防職員 ※救護班・要援護者支援班 ※広報・情報班 |
| 災害対策本部 | 第3配備 (救助体制) | 比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生した場合又は災害の発生が必至となった場合で、災害対策本部を設置し、各部の所要職員を配置させるとともに、その他の職員を待機させ、状況により第4配備に移行できる配備 | ・所属職員の約半数 |
| | 第4配備 (非常体制) | 相当大規模の災害が発生し、又は災害の規模が相当拡大するおそれがある場合で、各部の総力をあげて配備につき、直ちに活動できる配備 | ・所属職員全員 |

2 災害警戒本部の組織

市長は、災害対策本部までには至らないが、災害の発生が予測される場合は「災害警戒本部」を設置する。

【組織】

副市長（本部長）

部長全員（総務部長：副本部長）

総務広報課長 地域支援課長 会計契約課長 道路・水路課長

福祉事務所長 上下水道課長 学校教育課長 農政課長

健康づくり課長 子育て支援課長 高齢者支援課長 都市対策課長

消防本部警防課長 市職労

本部長が必要と認める職員

※その他本部長は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。

3 災害警戒本部の廃止基準

災害警戒本部は、災害警戒本部長（副市長）が予想された災害が発生しないと判断したとき、又は災害対策本部が設置されたとき廃止する。

4 災害警戒本部の所掌事務

災害警戒本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 各種情報の収集
- (2) 庁内の安全確認等
- (3) 災害対策本部の設置の準備
- (4) その他初期の応急対策の活動の調整

第2 災害対策本部

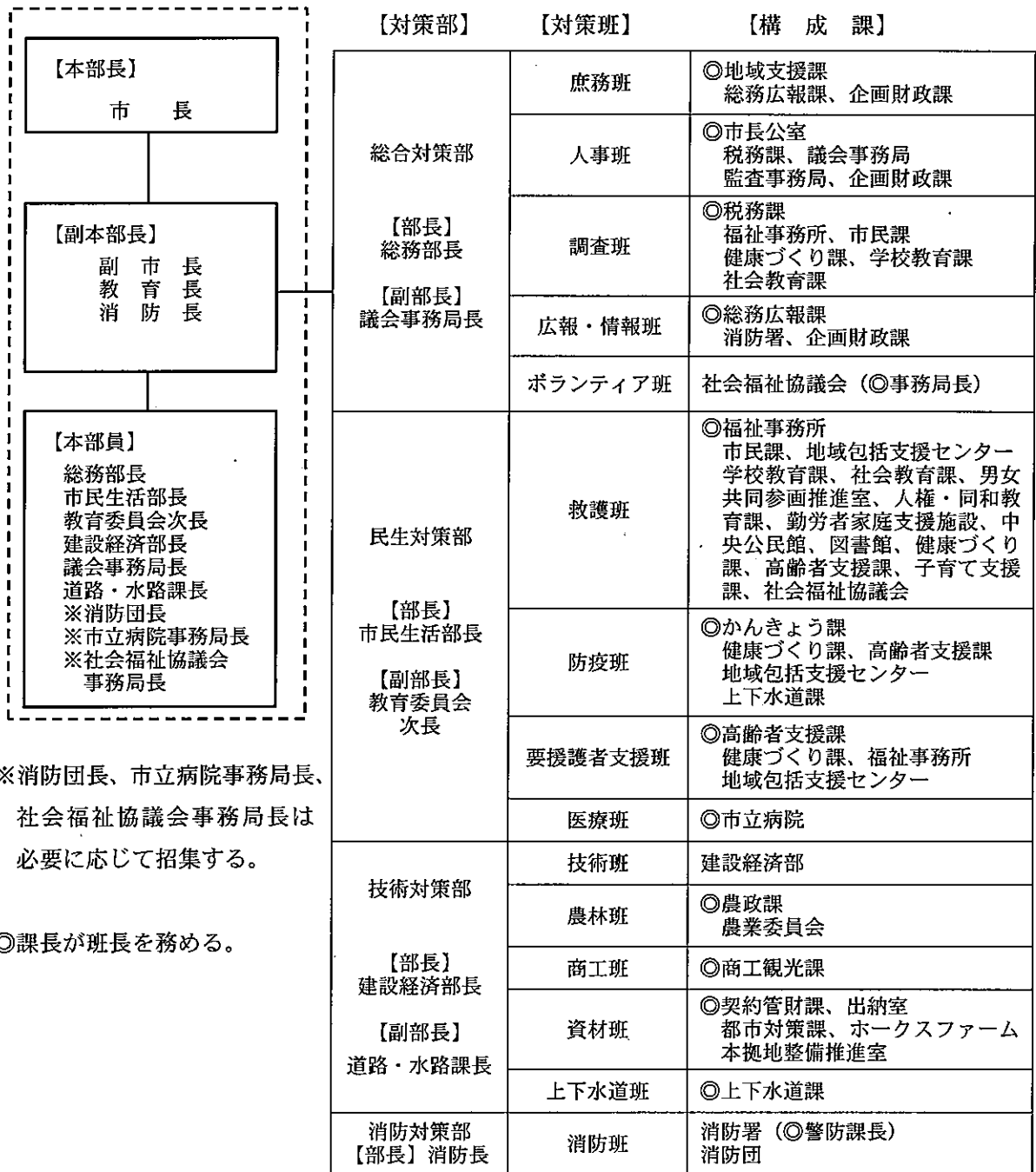
1 災害対策本部の組織構成

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

なお、災害対策本部総括責任者は、市長とする。市長が不在の場合は、副市長、総務部長、地域支援課長の順に代行する。

設置場所は、サンコア2階会議室を基本とするが、サンコアが被災を受けた場合は、本庁舎2階応接室及び消防本部3階会議室に設置する。

■筑後市災害対策本部組織構成図



※消防団長、市立病院事務局長、社会福祉協議会事務局長は必要に応じて招集する。

◎課長が班長を務める。

2 災害対策本部の廃止基準

本部長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

第3 災害対策本部設置通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次のとおり通知及び公表する。

| 通知及び公表先 | 通知及び公表方法 | 責任者 |
|--------------------------------------|--|--------|
| 市対策部各班 一般市民 福岡県 報道機関 警察署 | 庁内放送、メール、NTT 電話 報道機関、ちくごコミュニティ無線 ホームページ、行政区長への電話 総合情報通信ネットワークシステム、 NTT 電話、FAX 口頭、文書、NTT 電話、FAX NTT 電話等 | 広報・情報班 |

第4 災害対策本部の運営

次の手順により、災害対策本部の設置準備を行う。

- 1 庁舎の被害状況（建物、室内、電気、通信機器等）の把握、火気・危険物の点検を行う。
（通信機器 ⇒ 総合情報通信ネットワークシステム、ちくごコミュニティ無線、電話、FAX）
- 2 来庁者及び職員等の安全を確認し、来庁者を避難所等安全な場所へ誘導する。
- 3 停電の場合には、自家用発電機による通信機器、本部室等最低限の機能確保を行う。
- 4 本部長の判断の下、災害対策本部（場所：サンコア2階会議室）の設営に入る。
- 5 福岡県との通信手段を確保し、災害対策本部の設置を報告する。

| | |
|---------------|-----------------------------------|
| 福岡県総務部防災危機管理局 | TEL (092) 643-3111 |
| 消防防災指導課 | FAX (092) 643-3118、(092) 643-3117 |
| | 県防災行政無線番号 78-700-7022 |
| | 県防災FAX番号 78-700-7390 |

- 6 本部室にテレビ、ラジオを準備し、報道機関からの情報確保の体制をとる。
- 7 本部室に市内の地図、広域地図、災害状況掲示板等を準備する。
- 8 応急対策に従事する者の食糧の調達及び宿泊場所の確保を行う。

第5 事務分掌

【 総合対策部 】

| 班名 | 班長 | 所掌事務 | 班所属 |
|---------|-------------|---|---|
| 庶務班 | 地域支援課長 | <ol style="list-style-type: none"> 本部会議に関する事。 県本部及び地方本部との連絡調整並びに各機関との連絡調整に関する事。 各対策部の連絡調整に関する事。 各種情報の収集に関する事。 本部庶務に関する事。 その他、他の部に属さない事。 | 地域支援課 総務広報課 企画財政課 |
| 人事班 | 市長公室長 | <ol style="list-style-type: none"> 職員の非常召集及び解除に関する事。 動員職員の調整に関する事。 職員の罹災に関する事。 他市町村職員の応援要請に関する事。 業務継続計画に関する事 その他、人事に関する事。 | 市長公室 税務課 議会事務局 監査事務局 企画財政課 |
| 調査班 | 税務課長 | <ol style="list-style-type: none"> 人的及び家屋的被害の調査に関する事。 学校及び社会教育施設、文化財の被害調査に関する事。 その他、調査に関する事。 | 税務課 福祉事務所 市民課 健康づくり課 学校教育課 社会教育課 |
| 広報・情報班 | 総務広報課長 | <ol style="list-style-type: none"> 災害情報の広報に関する事。 避難勧告又は指示の伝達に関する事。 災害記録写真等の取材整理に関する事。 報道関係との情報交換に関する事。 | 総務広報課 消防署 企画財政課 |
| ボランティア班 | 社会福祉協議会事務局長 | <ol style="list-style-type: none"> ボランティアに関する事。 | 社会福祉協議会 |

【 民生対策部 】

| 班名 | 班長 | 所掌事務 | 班所属 |
|-------------|-------------------|--|--|
| 救護班 | 福祉事務所 所長 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の設置及び管理運営に関すること。 2. 義援金品及び見舞品等に関すること。 3. 日赤奉仕団、婦人会等諸団体の援助協力に関すること。 4. その他災害救助法に関すること。 | 福祉事務所 市民課 地域包括支援センター 学校教育課 社会教育課 男女共同参画推進室 人権・同和教育課 勤労者家庭支援施設 |
| | 学校教育 課長 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 炊き出し給食に関すること。 | 中央公民館 図書館 健康づくり課 高齢者支援課 子育て支援課 社会福祉協議会 |
| 防疫班 | かんきょう 課長 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の防疫に関すること。 2. 廃棄物及びし尿の収集処理に関すること。 3. 応急給水（水道班）の補助に関すること。 | 健康づくり課 高齢者支援課 地域包括支援センター かんきょう課 上下水道課 |
| 要援護者 支援班 | 高齢者支援 課長 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 要援護者の支援に関すること。 | 高齢者支援課 健康づくり課 福祉事務所 地域包括支援センター |
| 医療班 | ※ 市立病院 事務局長 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 救急班の編成に関すること。 2. 応急医療救護に関すること。 3. 医療機関、団体との連絡調整に関すること。 4. 医療救護用資機材及び緊急医薬品の確保に関すること。 | 市立病院 |

【 技術対策部 】

| 班 名 | 班 長 | 所掌事務 | 班所属 |
|-------|--------------|---|---|
| 技 術 班 | 道路・水路 課 長 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 公共土木施設の災害応急対策に関する事。 2. 公共土木施設の被害調査に関する事。 3. 道路、河川及び橋梁等の応急修理並びにその他の緊急措置に関する事。 4. 水防作業の指導及び実施に関する事。 5. 建設関係団体との連絡調整に関する事。 6. 緊急道路及び幹線道路の確保に関する事。 7. 応急仮設住宅に関する事。 | 建設経済部 |
| 農 林 班 | 農政課長 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 農作物、農地及び農業用施設の被害調査に関する事。 2. 農業施設の応急復旧に関する事。 3. 家畜伝染病予防及び防疫に関する事。 4. 農業団体との連絡調整に関する事。 5. 農業関係復旧事業及び融資に関する事。 | 農 政 課 農業委員会 |
| 商 工 班 | 商工観光 課 長 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 商工業及び観光施設の被害調査に関する事。 2. 災害応急復旧資金融資に関する事。 3. 商工団体との連絡調整に関する事。 4. 生活必需物資の確保、配分及びあっせんに関する事。 | 商工観光課 |
| 資 材 班 | 会計契約 課 長 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における車輛の確保及び配車に関する事。 2. 被災者等の輸送に関する事。 3. 復旧資材及び応急仮設住宅の調達に関する事。 4. 市有地及び市有建物の被害調査及び災害応急対策に関する事。 5. 対策本部の活動に伴う、物品の出納及び管理並びに食糧調達に関する事。 6. 被災者への支援物資に関する事。 | 契約管財課 出納室 都市対策課 ホークスファーム本拠地 整備推進室 |
| 上下水道班 | 上下水道 課 長 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 上下水道施設の応急復旧に関する事。 2. 上下水道施設の被害調査に関する事。 3. 応急給水に関する事。 4. 管工事団体との連絡調整に関する事。 | 上下水道課 |

【 消防対策部 】

| 班名 | 班長 | 所掌事務 | 班所属 |
|-----|------|--|--|
| 消防班 | 警防課長 | 1. 気象、地震及び水火災情報に関すること。 2. 災害時における通信に関すること。 3. 消防団、水防団の出動に関すること。 4. 災害時における避難誘導救出に関すること。 5. 行方不明者の調査に関すること。 6. 危険物等の処理及び措置に関すること。 7. 被災地の整理及び秩序維持に関すること。 8. 災害対策訓練の指導に関すること。 9. 河川の巡視、警戒に関すること。 | 消防署 消防団 |

備考

災害の規模及び推移に応じて、各部（班）は、相互に応援協力をはかり、迅速かつ適正に対処するものとする。※緊急、甚大な災害の際は、部（班）にかかわらず必要な班に重点配備する。

第6 職員の服務

- 1 すべての職員は、災害対策本部が設置された場合は次の事項を遵守する。
 - (1) 常に災害に関する情報、本部等の指示に注意すること。
 - (2) 不急の行事、会議、出張等を中止すること。
 - (3) 勤務場所を離れる場合には、上司と連絡を取り、常に所在を明らかにすること。
 - (4) 自らの言動で市民に不安、誤解を与えないように留意すること。
- 2 勤務時間参集時には、次の事項を遵守する。
 - (1) 職員は、定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分習熟しておくこと。
 - (2) 職員は、作業服で参集すること。
 - (3) 参集途上においては、被害状況等をできる限り把握し、登庁した後直ちにその内容を本部に報告すること。

第7 動員配備の伝達

1 勤務時間内

勤務時間内において、配備に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域支援課が庁内メール等の手段を用いて動員の体制区分を連絡する。なお、庁内メールが利用できない場合は、電話等により各本部員へ連絡する。

2 休日又は退庁後等勤務時間外

勤務時間外において、動員体制をとる場合は、配備職員の区分に基づき職員へ指示を行

う。

なお、職員は通信手段が途絶された場合でも、甚大な被害を覚知した際には自らの判断で参集する。

第2節 自衛隊災害派遣要請計画

所管部署：庶務班

災害時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、必要事項及び派遣部隊の活動等を明らかにし、応急対策に万全を期することを目的とする。

第1 災害派遣要請の基準

- 1 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- 2 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

第2 派遣要請要領

1 市長等の知事への派遣要請依頼等

- (1) 市長が、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（防災危機管理局）に依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。
- (2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して（1）の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができることとする。この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができることとする。市長は、前途の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならないこととする。

2 派遣要請の種類

- (1) 災害が発生し、知事等が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合の知事等の要請に基づく部隊等の派遣
- (2) 災害が発生しようとしている場合における知事等の要請に基づく部隊等の予防派遣
- (3) 特に緊急を要し、知事等からの派遣要請を待ついとまがなく、知事等からの要請を待たないで自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣
- (4) 防衛省の施設又はその近傍に災害が発生した場合における自衛隊の自主判断に基づく部隊等の派遣

3 派遣要請の方法

県からの派遣の要請は、自衛隊（陸上自衛隊第四師団長、航空自衛隊西部航空方面隊司令官及び海上自衛隊佐世保地方総監）に対し、原則として文書により行うこととする。ただし、文書によるいとまがないときは口頭又は電話によることとし、事後速やかに文書を提出する。派遣要請に当たっては、原則として次の事項を明確にする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

第3 派遣部隊の誘導及び受入体制

1 派遣部隊の誘導

- (1) 県は、自衛隊に災害派遣要請をした場合は、県警察本部（警備課）及び市町村等の要請依頼関係機関にその旨連絡する。
- (2) 県警察本部及び関係機関は、自衛隊の災害派遣出動に伴う誘導の要請があった場合は、出動経路、交通事情等必要に応じパトカー又は白バイ等により被災地へ誘導する。

2 派遣部隊の受入体制

派遣部隊に対して、市は、次の事項に留意し、自衛隊の任務を侵害することのないよう処置する。

- (1) 派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な施設等の準備
- (2) 派遣部隊の活動に対する協力
- (3) 派遣部隊と市との連絡調整

3 使用資器材の準備

- (1) 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については、特殊なものを除き市において準備する。
- (2) 災害救助応急作業等に必要な材料、消耗品等は、県及び市において準備する。

4 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げものは、当該部隊が活動した地域の市の負担とする。ただし、広域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定める。

- (1) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る。）
- (2) 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、上水道料及び汲み取り料

- (3) 活動のため現地で調達した資器材の費用
- (4) その他の必要な経費

5 その他

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。

第4 派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は、主として人命財産の救援のため、各機関と綿密な連絡を保って相互に協力し、次の業務を実施する。

1 災害発生前の活動

- (1) 連絡班及び偵察班の派遣
- (2) 出動準備体制への移行

2 災害発生後の活動

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 被災者の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消火活動
- (6) 道路又は水路の応急啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯又は給水の支援
- (10) 危険物の保安及び除去
- (11) その他

第5 派遣部隊等の撤収要請

- 1 市長は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、知事に対して、自衛隊の撤収を要請する。
- 2 災害派遣命令者は、前項の要請があつた場合又は必要がなくなつたと認めた場合は、速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

第3節 応援要請計画

所管部署：人事班、消防班

本計画では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害応急対策又は災害復旧のために必要があるときは、県、指定地方行政機関及び他の市町等と協力して災害対策活動の万全を期するため、相互応援等の協力体制を確立することを定める。

1 応援要請

(1) 市

市長は、市域に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、他の市町長に対し応援要請を行う。

ア 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づく応援要請

市長は、被災による応急措置を実施するため必要があるときは上記協定に基づき、他の市町に対し応援を求め、また複数の市町に要請する場合は、県に要請し、災害対策に万全を期する。

イ 県への応援又は応援あっせんの要請

市長は、市域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援又は応援あっせんを要請するものとする。

(2) 消防機関

ア 福岡県消防相互応援協定に基づく応援要請

(7) 市長は、大規模災害が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを期する。

a 応援要請の種別

【第一要請】

第2条第1項に規定する地域内の市町等に対して行う応援要請

【第二要請】

第一要請に加えて、他の地域の市町等に対して行う応援要請

b 応援要請の方法

発災地の市長又は消防長から他の市町等の長又は消防庁長に対し、代表消防機関等を通じて行う。

c 県への連絡

応援要請を行った要請側の長又は消防長は、県にその旨を通報する。

(4) 航空応援が必要と認めた要請側の市の消防長は、直ちに市長に報告の上、その指示に従って県を通じて応援側の市町長に航空応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側の消防長へも同様の連絡を直接行うものとする

イ 緊急消防援助隊の応援要請

大規模災害発生時において、市長は、必要に応じ知事を通じ消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動等を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めるものとする。

ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができる。

なお、航空応援が必要な場合においても、同様に応援を要請するものとする。

(3) 応援の受入れに関する措置

他の市町、都道府県、関係機関等に応援の要請等を行う場合には、応援を要請する市、県等は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所のあっせん等、応援の受入れに努めるものとする。

なお、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合については、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動することができるよう、次に掲げる事項について支援体制の確保を図るものとする。

- ア 情報提供体制
- イ 通信運用体制
- ウ ヘリコプター離着陸場の確保
- エ 補給体制等

2 内閣総理大臣及び指定行政機関等の長に対する職員の派遣要請等

- (1) 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求め、災害対策の万全を期するものとする。
- (2) 市長は、職員の派遣の要請及びあっせんを求めるときは、次の事項を明示する。
 - ア 派遣を要請する（あっせんを求める）理由
 - イ 派遣を要請する（あっせんを求める）職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする機関
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ その他職員の派遣について必要な事項

3 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の支援体制

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国土交通省、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支部部局、気象庁に設置された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が、市の被災状況調査、被害の拡大防止、早期復旧に関して支援を行う。

4 外国からの応援活動

外国からの応援活動については、国が受入れを決定し、作成する受入れ計画に基づいて、県が受入れする。市は、県の要請により協力する。

第4節 救助法適用計画

所管部署：庶務班、救護班、調査班

本計画では、災害に伴い食糧品その他の生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、その保護と社会秩序の保全を図るため実施する災害救助法（以下、「救助法」という。）の適用について定める。

1 実施責任者

救助法による救助は、知事が行い、市長がこれを補助する。ただし、知事が救助に関する権限の一部を委任した場合は、市長が行う。

2 住家被害等災害救助法適用に関する被害情報の収集

調査班は、救助法適用基準に基づき、住家被害等に係る被災世帯の世帯数、被害状況を収集する。

3 救助法適用基準

救助法による救助は、市域内に同一原因による災害により、市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が救助を要する状態にあるとき適用するものとし、おおむね次のとおりである（災害救助法施行令第1項1号～4号）

- (1) 市域内で、住家が滅失した世帯が60世帯以上であるとき。
- (2) 被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合で、本市における滅失世帯数が30世帯以上に達したとき
- (3) 被害が県下全域に及ぶ大災害で、県下の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合で、(1)、(2)の基準には達しないが、本市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあったときは、知事が救助法を適用することがある。
- (4) 本市の被害が(1)、(2)、(3)に該当しないが、知事が特に救助を実施する必要があると認めた場合には、救助法が適用されることがある。

「滅失住家」とは、住家の滅失した世帯を基準としているので、そこまで至らない半壊住家は、以下のように換算することとされている。

| | | | | | | |
|-------------|---|---------------------|---|------------------|---|----------|
| 滅失住家 1世帯 | = | 全壊（全焼・流出） 住家 1世帯 | = | 半壊（半焼） 住家 2世帯 | = | 床上浸水 3世帯 |
|-------------|---|---------------------|---|------------------|---|----------|

※半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した1世帯とみなす。

※床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した1世帯とみなす。

■災害状況認定基準

| | |
|-----------------|--|
| 1 滅失 | 住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のもの |
| 2 住家の半壊、半焼 | 住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通り再使用できる程度である場合。具体的には損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満であるもの、又は住家の主要構造部の被害額が住家の時価20%以上50%未満であるもの |
| 3 住家の床上浸水、土砂の堆積 | 上記1、2に該当しないものであって、浸水がその床に達した程度である場合、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態になったもの |
| 4 世帯 | 生計を一にしている実際の生活単位 |
| 5 住家 | 現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造物の集合住宅等で各部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を個々に有しているものについては、それぞれを1住家として扱う。 |

4 救助法適用要請と運用

(1) 救助法適用の県への要請

大規模な災害が発生し、市における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある時は、市長が知事に対し、救助法の適用要請を行う。

また、災害の事態が緊迫し、知事による救助の実施を待つ事ができない場合は、救助法の規定による救助に着手する。なお、災害対策本部担当窓口は、庶務班とする。

(2) 救助法に基づく救助の実施

ア 救助の種類

救助法による救助の種類は、福岡県災害救助法施行細則によりおおむね次の事項とする。

- a 収容施設の供与（避難所、応急仮設住宅）
- b 炊き出しその他による食品の給与
- c 飲料水の供給
- d 被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与
- e 医療及び助産
- f 救助、救出
- g 住居の応急修理
- h 生業資金の貸与（生活福祉基金等の制度を利用）

- i 学用品の給与
- j 遺体の捜索、処理及び埋葬
- k 障害物の除去
- イ 救助に伴う労働者の雇上げ

救助に伴う労働者の雇上げの内容は、次のとおりである。

 - a 被災者の避難誘導労務
 - b 医療及び助産における患者の移送労務
 - c 被災者の救出のための労務及び該当救出に要する機械器具、資材の操作運搬の労務
 - d 飲料水の供給のための運搬、操作及び浄水用薬品の配布等の労務
 - e 救助用物資の整理、輸送及び配分等の労務
 - f 遺体の捜索に必要な労務
 - g 遺体の処理に必要な労務
- ウ 応急救助の実施状況等の報告

救助法を適用し、応急救助を実施した場合は、その実施状況等を次により報告する。

 - a 救助実施記録日計票の作成等

災害対策本部各班は、救助実施記録日計票（以下「日計票」という。）を作成する。なお、日計票の制作、とりまとめ等の事務処理については、それぞれ実情にあった方法を採用し、適宜運用して差し支えない。
 - b 救助実施状況等

災害対策本部各班は、救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、毎日救助の実施状況を庶務班に報告する。なお、この報告は、前期の事項をできる限りの範囲内で掌握し、電話等の方法により、その結果を県に報告する。

第5節 要員確保計画

所管部署：人事班

本計画では、災害時において不足し、必要となった労働者及び技術者等の動員、雇入れについて定める。

1 実施責任者

要員の確保は、それぞれの応急対策実施期間において行うが、災害対策本部における雇入れは、人事班が行う。

2 労働者等確保の種別、方法

災害対策を実施するための必要な労働者等の確保の手段は、おおむね次によるが、災害

時の状況に応じ適切な手段を採用する。

- (1) 災害対策実施機関の関係者等の動員
- (2) ボランティア等の受入れ
- (3) 公共職業安定所による労働者のあっせん
- (4) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (5) 緊急時における従事命令等による労働者等の動員

3 給与の支払

賃金等の給与額は、その時における雇上地域の慣行料金以内によることを原則とするが、法令その他により別に基準のあるものは、この限りでない。

4 従事命令又は協力命令

災害応急対策を実施するための人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合、次に掲げる執行者は、基本法、救助法、警察官職務執行法、消防法及び水防法の定めるところにより従事命令又は協力命令を発する。

■従事命令・協力命令の種類と執行者

| 対象作業 | 命令区分 | 根拠法律 | 執行者 |
|-------------------------------|------|-------------|--------------------|
| 災害応急対策事業 (災害応急対策全般) | 従事命令 | 基本法第65条第1 | 市長、警察官、海上保安官 |
| | | 基本法第65条第2 | |
| 災害救助作業 (災害救助法に 基づく救助) | 従事命令 | 災害救助法第24条 | 知事 |
| | 協力命令 | 災害救助法第25条 | |
| 災害応急対策事業 (災害救助を除く 応急措置) | 従事命令 | 基本法第71条第1 | 知事 市長(委任を受けた場合) |
| | 協力命令 | | |
| 災害救助対策作業 (災害応急対策全般) | 従事命令 | 警察官職務執行法第4条 | 警察官 |
| 消防作業 | 従事命令 | 消防法第29条第5 | 消防吏員、消防団員 |
| 水防作業 | 従事命令 | 水防法第24条 | 水防管理者、消防団長、消防長 |

5 その他

- (1) 医療、土木建設関係者等の雇上げに当たっては、従事作業用の器具等を指定し持参させるようにする。
- (2) 土木の応急復旧作業等は、その内容に応じて請負又は委託等適当な方法による。

第6節 災害ボランティアの受入れ・支援計画

所管部署：ボランティア班

市域に大災害が発生した場合、市及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

本計画では、災害応急対策を実施する上で必要な人員を確保するため、各種ボランティア団体等の協力体制を構築し、活動すべき事項について定める。

市及び防災関係機関等は、各種ボランティア団体等からの協力申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の支援を受ける。

1 発災直後の情報提供

市は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会及び近隣市町の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2 ボランティア団体の活動

災害時におけるボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その活動内容は、おおむね次のようなものとする。

| 区 分 | 活 動 内 容 |
|----------|--|
| 専門ボランティア | <ul style="list-style-type: none"> ・被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） ・建築物危険度判定（応急危険度判定士） ・土砂災害危険箇所の調査（斜面判定等） ・医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等） ・福祉（手話通訳、介護等） ・無線（アマチュア無線技士） ・特殊車両操作（大型重機等） ・通訳（語学） ・災害救助（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等） ・災害復旧技術専門家派遣制度（災害復旧活動の支援・助言） ・その他特殊な技術を要する者 |
| 一般ボランティア | <ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の整理、仕分、配分 ・避難所の運営補助 ・炊き出し、配送 ・清掃、防疫 ・避難行動要支援者等への生活支援 ・その他危険のない軽作業 |

3 市民に対する普及・啓発

市は、関係団体と連携して、災害時におけるボランティア活動についての関心を深め、多くの市民の積極的な参加を呼びかけるための普及・啓発に努める。

4 ボランティアの登録

市社会福祉協議会は、災害時における一般ボランティアの登録をあらかじめ行い、災害時の対応に努める。

5 被災地におけるボランティア支援体制の確立

市は、県、日本赤十字社、社会福祉協議会等と連携し、必要があるときは速やかに現地本部及び救護本部を設置し、ボランティア支援体制を確立する。

なお、市の災害ボランティア活動拠点は、次のとおりとする。

| 名 称 | 所在地 |
|-------------|----------|
| 筑後市総合福祉センター | 野町680番地1 |

※上記施設が使用できない場合もしくは活動スペースが不足している場合、市は市の公共施設の提供を必要に応じて検討する。

第2章 災害応急対策活動

第1節 防災気象情報等伝達計画

所管部署：庶務班

この計画では、災害応急対策活動の基礎となる気象・地象・水象に関する注意報、警報及び気象情報の受領及び伝達を確実に行うために、県及び防災関係機関との連絡を密接にするとともに、連絡系統を確立することを定める。

第1 福岡管区気象台が発表する警報・注意報・気象情報の種類及び発表基準

注意報、警報及び気象情報等の気象業務に関して迅速な情報提供を受けるとともに、関係防災機関相互の連絡を密にし、防災対策の適切な実施を図る。

(数値は、予想される気象要素値である。)

1 注意報・警報の区分細分及び気象注意報、警報分の構成

- (1) 注意報・警報については、気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができ、地域細分発表が防災上必要と考えられる場合に、次の細分地域に細分して発表する。

■ 警報・注意報の細分区域

| 一次細分 | 二次細分 | 市町村 |
|-------|----------|---|
| 福岡地方 | | 福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町 |
| 北九州地方 | 北九州・遠賀地区 | 北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町 |
| | 京築地区 | 行橋市、豊前市、荻田町、みやこ町、築上町、上毛町、吉富町 |
| 筑豊地方 | | 直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、宮若市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、福智町、大任町、赤村 |
| 筑後地方 | 筑後北部 | 久留米市、朝倉市、小郡市、うきは市、筑前町、東峰村、大刀洗町 |
| | 筑後南部 | 大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町 |

- (2) 発表年月日：発表時刻（24時間制）及び発表気象官署名で表記される。
 (3) 見出し文：注意、警戒を要する事項について100文字以内で簡潔に記述する。
 (4) 本文：市町ごとに記述する。

2 気象等の警報・注意報及び気象情報

(1) 注意報

「注意報」とは、気象等により災害の発生するおそれがある場合、福岡管区気象台が住民の注意を促すために発表するものである。

(2) 警報

「警報」とは、気象等により重大な災害の発生するおそれがある場合、福岡管区気象台が住民の警戒を促すために発表するものである。

(3) 特別警報

「特別警報」とは、気象等により重大な災害の発生する可能性が非常に高まった場合、福岡管区気象台が住民の警戒をさらに促すために発表するものです。

(4) 気象情報

「気象情報」とは、福岡管区気象台が注意報若しくは警報の発表の前段階として、又は発表後の補足説明として住民に向けて発表するものである。

3 注意報

気象現象等により被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。
(R1:1時間雨量)

| 種 類 | 発 表 基 準 |
|-----------------------|--|
| 強風注意報 | 平均風速 12m/s |
| 風雪注意報 | 平均風速 12m/s 雪を伴う |
| 大雨注意報 | R1=40(平坦地) 土壌雨量指数 122 |
| 洪水注意報 | R1=40(平坦地) 流域雨量指数基準：花宗川流域=13、山ノ井川流域=8 |
| 大雪注意報 | 24時間降雪の深さ：平地5cm |
| 雷注意報 | 落雷等により、被害が予想される場合 |
| 乾燥注意報 | 最小湿度40%で、実効湿度が60% |
| 濃霧注意報 | 視程：陸上で100m |
| 霜注意報 | 11月20日までの早霜、3月15日以降の晩霜、最低気温が3℃以下 |
| なだれ注意報 | 積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1. 気温3℃以上の好天 2. 低気圧等による降雨 3. 降雪の深さ30cm以上 |
| 低温注意報 | 夏期(平均気温)：平年より4℃以上低い日が3日以上続いた後、更に2日以上続くと予想される場合 冬期(平均気温)：沿岸部-4℃以下、又は内陸部-7℃以下 |
| 着氷・着雪注意報 | 大雪警報・注意報の条件下で、気温-2～2℃、湿度90%以上 |
| 記録的短時間大雨情報 (1時間雨量) | 110mm |

4 警報

気象現象等により重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

| 種類 | 発表基準 |
|-------|--|
| 暴風警報 | 平均風速 20m/s |
| 暴風雪警報 | 平均風速 20m/s 雪を伴う |
| 大雨警報 | R1=70 (平坦地) |
| 洪水警報 | R1=70 (平坦地) 流域雨量指数基準 花宗川流域=16、山ノ井川流域=10 |
| 大雪警報 | 24時間降雪の深さ：平地 20cm |

(注)

土壌雨量指数：土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数で、解析雨量、降水短時間予報を基に、5km四方の領域ごとに算出する。

降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標として土砂災害警戒情報などの発表基準に使用する。

流域雨量指数：対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数で、解析雨量、降水短時間予報を基に、5km四方の領域ごとに算出する。

降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標として洪水警報などの発表基準に使用する。

5 重要水防箇所

■国土交通省管理区間

| 河川名 | 地先名 | 左右岸別 | 位置 | 延長(m) |
|-----|--------|------|---------------|-------|
| 矢部川 | 尾島～北長田 | 右 | 15/300～15/500 | 200 |
| | 北長田 | 右 | 16/323～16/483 | 160 |
| | 尾島 | 右 | 15/080～15/300 | 220 |
| | 北長田 | 右 | 15/500～15/660 | 160 |
| | 北長田～溝口 | 右 | 15/660～16/140 | 480 |
| | 北長田 | 右 | 16/140～16/220 | 80 |
| | 溝口 | 右 | 16/220～16/323 | 103 |
| | | 右 | 16/483～16/500 | 17 |
| | | 右 | 16/500～16/640 | 140 |

■県知事管理区間

| 河川名 | 地先名 | 左右岸別 | 位置 | 延長(m) |
|------|-----|------|-------------------|-------|
| 花宗川 | 島田 | 右左 | 富久橋を中心に上下流 | 20 |
| | | 左 | 花宗川橋上流 110mより上流へ | 50 |
| | 山ノ井 | 右 | 国道 209 号二本松橋から上流へ | 90 |
| 山ノ井川 | 山ノ井 | 左 | 徳久橋下流 30mから下流へ | 70 |
| | 前津 | 右 | 幸木橋下流 40mから下流へ | 90 |

6 気象情報

大雨や強風等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を加え、警報や注意報に先立って発表する気象情報（予告的情報）、注意報・警報を補完する気象情報（補完的情報）等を文章や図形式で「大雨に関する福岡県気象情報」等の名称で注意や警戒を旨発表する。

- (1) 警報や注意報に先立って発表する気象情報（予告的情報）
- (2) 注意報・警報を補完する気象情報（補完的情報）
- (3) 大雨に関する気象情報

数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨を観測した場合に、「記録的短時間大雨情報」を発表している。

この記録的短時間大雨情報は、担当予報区内で1時間に降った雨量（アメダス、レーダー・アメダス解析雨量）が、基準雨量を超えた場合、記録的短時間大雨情報又は記録的短時間大雨を見出し文に用いて警報を発表し、より一層の警戒を喚起する。

7 台風予報、台風情報

- (1) 台風に関する予報、情報

気象庁は、北西太平洋上に存在する台風について、位置、大きさ、強さ等の実況及び24時間先までの進路予報を3時間毎に、72時間先までの進路と台風の強度（中心気圧、最大風速）に関する予報を6時間毎に発表する。また、日本に被害を及ぼす可能性が生じた場合には、1時間後の中心位置、強度、大きさを推定して1時間毎に発表する。

(2) 台風の大きさ、強さ

台風接近時に的確な防災対策を行うためには、台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。

そのために、台風を「大型で強い台風」のように、大きさ（強風域：平均風速 15m/s 以上の強い風が吹いている範囲）を3段階、強さ（最大風速）を4段階で表現する。

■ 台風の大きさの分類

| 平均風速 15m/s 以上の強風域の半径 | 分類 |
|----------------------|-------------|
| 500 km未満 | |
| 500 km以上 800 km未満 | 大型（大きい） |
| 800 km以上 | 超大型（非常に大きい） |

■ 台風の強さの分類

| 最大風速 | 分類 |
|------------------------|-------|
| 17m/s 以上 33m/s 未満 | |
| 最大風速 33m/s 以上 44m/s 未満 | 強い |
| 最大風速 44m/s 以上 54m/s 未満 | 非常に強い |
| 最大風速 54m/s 以上 | 猛烈な |

第2 気象情報に関する警報・注意報・情報の伝達系統

1 市は、県から伝達された情報については、夜間・休日においても、防災担当職員へ確実に伝達できる体制を確保する。

(1) 下記の警報等の発表及び解除に関すること。

暴風警報、波浪警報、大雨警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、大雪警報、火災気象通報、記録的短時間大雨情報

(注) このほか状況に応じ、大雨情報、台風情報及びテレメーターによって得た降雨状況等を通報する。

(2) 洪水予報（指定河川）・水防警報の発表・解除等及び特別警戒水位（避難判断水位）到達情報の通知に関すること。

(3) 市災害対策本部等の設置及び廃止状況の把握に関すること。

(4) 市に対する災害警戒体制の強化指示に関すること。

(5) 市の被害状況把握に関すること。

(6) 関係機関へ連絡すると認められる被害状況に関すること。

(7) その他防災上必要と認められること。

2 庁内各課に対しては庁内メール等をもって伝達する。

3 市から住民への周知方法

市は地域防災計画に基づき関係住民に対し、必要と認められる予警報だけでなく、予想さ

れる事態及びこれに対するとるべき措置の伝達周知を行う。また、情報の多様化を図るため、今後様々な情報伝達機器の導入を検討する。

(1) 直接的な方法

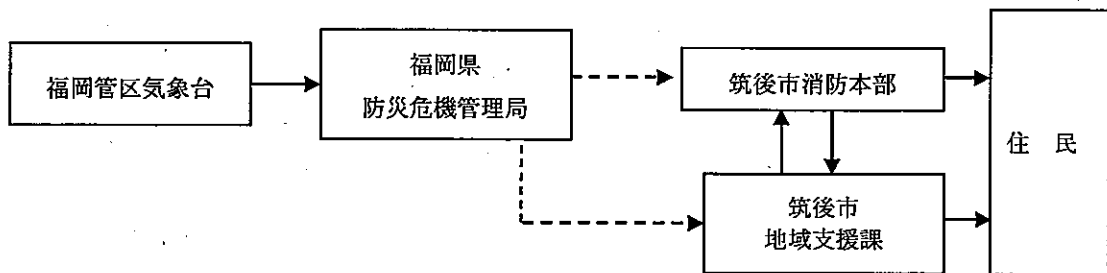
- ア ちくごコミュニティ無線による通報
- イ 広報車の利用
- ウ 水防計画等による警鐘信号、サイレンの利用
- エ 電話・口頭による戸別通知
- オ ホームページの活用

(2) 間接的な方法

- ア 公共団体（校区、自主防災組織等）の電話連絡網等による通知
- イ 他機関を通じての通知

第3 火災気象通報の伝達系統

1 火災の予防上危険な気象状況であると認められる通報の伝達系統



(注) -----> は総合情報通信ネットワークによる県庁統制局一斉通信

第2節 被害情報等収集伝達計画

所管部署：庶務班、調査班

この計画では、災害の発生に伴う被害状況等の情報について、情報の収集及び報告に関する責任者、報告基準、方法等を定める。

第1 福岡管区気象台が発表する警報・注意報・気象情報の種類及び発表基準

市は、それぞれの所掌事務又は業務に関して、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急活動を実施するために必要な情報及び被害状況等を収集し、速やかに関係機関に伝達を行う。

1 情報の収集・伝達

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する。

2 情報の内容

収集すべき情報の主なものは以下のとおりであり、人的被害、避難措置等住民の生命、身体保護に関連あるものを優先する。

■ 収集すべき情報の項目

| | 収集項目 |
|----|------------------------------|
| 1 | 緊急要請事項 |
| 2 | 災害発生状況（原因、発生日時、発生した場所又は地域） |
| 3 | 被害状況（人的被害、建物被害） |
| 4 | 災害応急対策実施状況 |
| 5 | 道路交通状況（道路被害、交通規制の状況等） |
| 6 | 上水道、電気、ガス等ライフラインの被害状況及び確保の状況 |
| 7 | 避難状況 |
| 8 | 医療救護活動状況 |
| 9 | 住民の動静 |
| 10 | その他応急対策の実施に際し必要な事項 |

3 情報の収集方法

市は、電話、携帯電話、各種無線設備（衛星携帯電話の借用等を含む）を活用するほか、調査班を被災地等に派遣することにより、迅速かつ的確に災害状況を把握するよう努める。

4 異常な現象発見者の通報

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市若しくは警察官に通報しなければならない。
- (2) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。
- (3) (1)又は(2)により通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報するとともに、住民その他関係の公私の団体に周知し、とるべき必要な措置を指示する。
 - ア 福岡県知事（災害対策本部が設置されているときは同県本部長）
 - イ その他の関係機関

第2 報告基準

市が内閣総理大臣（消防庁経由）及び県に報告すべき災害は次のとおりであり、報告に当たっては、「災害報告記入要領」により行う。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 市が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が2県以上にまたがるもので1つの県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 地震が発生し、市域内で震度4以上を記録したもの
- (5) 人的被害又は住家被害を生じたもの
- (6) 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (7) 道路の凍結又は積雪等により、孤立集落を生じたもの
- (8) 上記各基準に該当しない災害であっても、報道機関に取りあげられる等、社会的影響度が高いと認められるもの

なお、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づく災害以外の火災即報及び救急事故即報についても報告する。

第3 報告責任者

災害に伴う被害状況の調査は災害対策の基本となるものであるから、本部長は、あらかじめ被害状況報告者を定めておく。また、本部長は集計した結果を速やかに知事に報告する。

第4 報告の種別

- (1) 災害即報
被害が発生したとき直ちに行う。
- (2) 中間報告
発生報告後、被害の状況が変わる度に逐次行う。
- (3) 確定報告
応急措置が完了し、その被害が確定したときに行う。

第5 報告の方法

通信の輻輳を避け迅速を期すために略号を定めるものはそれを利用し、その他の事項についてもできるだけ要点を簡潔に整理し、次の方法により報告する。

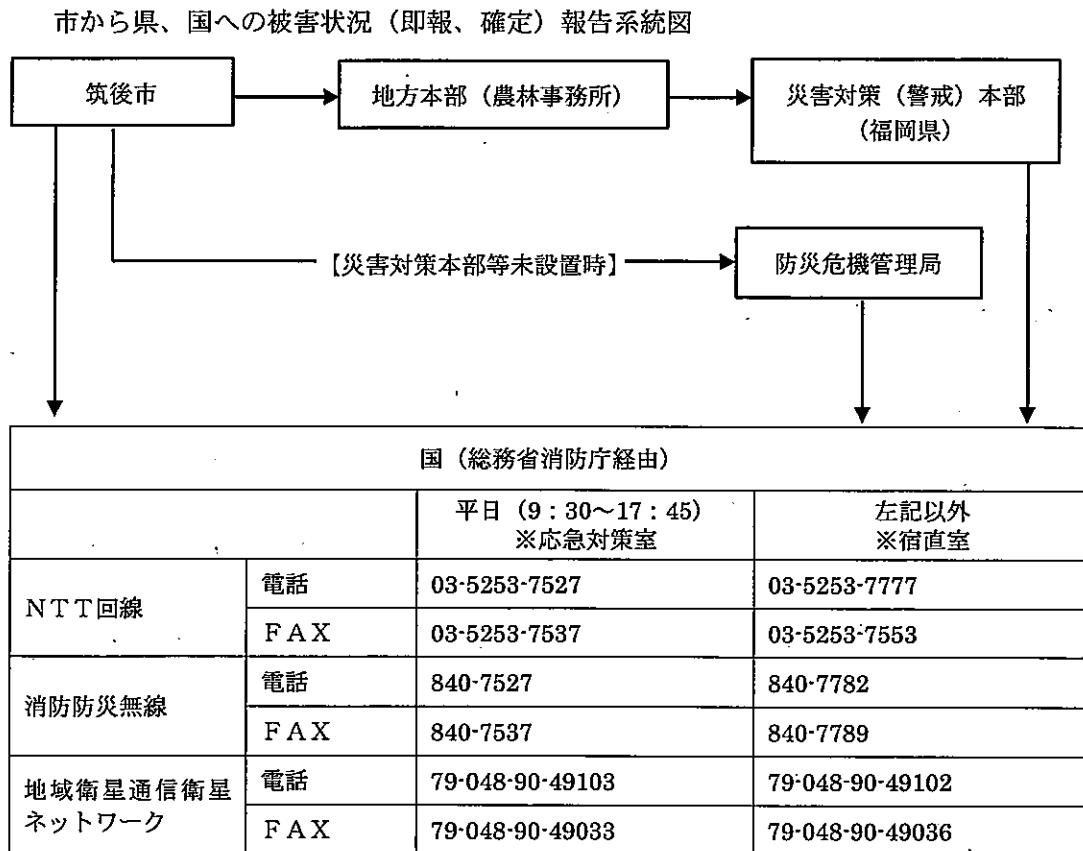
- 1 電話（非常電話、緊急電話）
- 2 ファックス
- 3 総合情報通信ネットワークシステム
- 4 通信方法が不通の場合
通信可能な地域まで伝令により報告するなど、あらゆる手段をつくして報告しなければならない。
- 5 確定報告
必ず別紙様式の「災害中間報告・災害確定報告」により文章で報告する。

第6 市の措置

1 県、国への報告

- (1) 市は、被害状況の報告基準、方法等については、福岡県災害調査報告実施要綱の定めるところにより行い、県に被害状況の報告ができない場合には、消防庁（応急対策室）に直接報告を行うほか、119番通報が殺到した場合には、市から県に加えて直接消防庁（応急対策室）に行うものとする。
- (2) 「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

2 連絡窓口



第3節 広報・広聴計画

所管部署：庶務班、広報・情報班

この計画では、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に民心を安定させ社会秩序の維持を図るために、市の広報車、ちくごコミュニティ無線等を利用するだけでなく、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得て、市民に対して避難に関する情報、被害の状況、災害応急対策等の必要な情報を迅速かつ正確に広報することを定める。

なお、広報の際は、高齢者、障害者、外国人等の避難行動要支援者に対しても情報を正確に伝達できるよう配慮する。

第1 被害情報の収集及び広報機関

- 1 市域の被害状況等の収集は、各班が行い庶務班に連絡
- 2 市民に対する広報は、広報・情報班が担当
- 3 災害現地の状況は、写真等による情報収集

第2 広報の方法

災害対策本部は下記のような媒体を活用し、多様な手段で市民に対して広報を行う。

- 1 広報車
- 2 報道機関：新聞、テレビ、ラジオ（AM放送、FM放送）
- 3 インターネットのホームページ
- 4 ちくごコミュニティ無線
- 5 緊急速報メール・エリアメール
- 6 地域防災組織等への電話連絡

第3 市が実施する広報の内容

市が実施する広報活動において重点をおくべき事項は、次のとおりとする。

- 1 災害時における市民の注意事項
- 2 災害にかかる気象情報、被害状況の周知
- 3 災害対策本部が実施している災害対策の概要
- 4 避難の勧告、避難先の指示及び避難所における心得
- 5 災害復旧の見通し
- 6 電気・ガス・上水道供給の状況
- 7 その他必要事項

第4 広聴活動

市は、住民からの要望事項については、直ちに所管課又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

第5 放送の要請

市は、放送局を利用することが適切であると考えるときは、県を通じて放送要請を行う。ただし、緊急時等やむを得ない事情があるときは、市からも直接要請できる。

第4節 避難計画

所管部署：庶務班、広報・情報班、救護班、要援護者支援班

大規模な災害発生時においては、多数の避難者の発生が予想される。

本計画は、このような事態に対処し、住民の生命、身体の安全を確保するため、市長、その他関係法令の規程に基づく避難の措置の実施責任者が、必要に応じて避難に関する可能な限りの措置をとることを定める。

特に、市長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示のほか、地域住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報の伝達を行う。

第1 実施責任者及び基準

| 指示権者 | 勧告権者 | 関係法令 | 対象となる災害の内容 (要件・時期) | 勧告又は指示の対象 | 勧告又は指示の内容 | とるべき措置 |
|------------------|------------------|--------------------|---|---|------------------------------|-------------------------------|
| 市長 (委任を受けた吏員) | 市長 (委任を受けた吏員) | 災対法第60条第1項 | 全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき | 必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者 | ・立ち退きの勧告、指示 ・立ち退き先の指示 | 県知事に報告(窓口：消防防災指導課) |
| 知事 (委任を受けた吏員) | | 災対法第60条第6項 | ・災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合 | 同上 | 同上 | 事務代行の公示 |
| 警察官 | | 災対法第61条警察官職務執行法第4条 | 全災害 ・市長が避難のため立ち退きを指示することができないと警察官が認めるとき又は市長から要求があったとき ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合 | ・必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者 ・危害を受けるおそれのある者 | ・立ち退き指示 ・避難の措置(特に急を要する場合) | 災対法第61条による場合は、市長に通知(市長は知事に報告) |
| 海上保安官 | | 災対法第61条 | 全災害 ・市長が避難のため立ち退きを指示することができないと海上保安官が認めるとき又は市長から要求があったとき | 必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者 | 立ち退きの指示 | 市に通知(市長は知事に報告) |
| 自衛官 | | 自衛隊法第94条 | ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合 | 危害を受けるおそれのある者 | 避難について必要な措置(※1) | 警察官職務執行法第4条の規定の準用 |

| | | | | | | |
|-----------------------------|--|--------------|--|---------------|-------------|----------------------|
| 知事 (その命を受けた県職員) | | 地すべり等防止法第25条 | 地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫しているとき | 必要と認める区域内の居住者 | 立ち退くべきことを指示 | その区域を管轄する警察署長に報告 |
| 知事 (その命を受けた県職員) 水防管理者 | | 水防法第29条 | 洪水又は高潮による災害 ・洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫しているとき | 同上 | 同上 | その区域を管轄する警察署長に通知(※2) |

※1 警察官がその場にはいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。

※2 水防管理者が行った場合に限る。

- (注) 1 「勧告」とは、その地域の住民が、その「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。
- 2 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

第2 避難準備情報の伝達、避難の勧告又は指示

実施責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の拡大防止等特に必要があると認められるときは、危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、広報車、ちくごコミュニティ無線等をもって避難準備情報の伝達、避難の勧告又は指示を行う。その際には、住民に次の事項を明示する。

- ① 避難を要する理由
- ② 避難勧告・指示の対象地域
- ③ 避難先とその場所
- ④ 避難経路
- ⑤ 注意事項

1 災害一般の避難の指示等

- (1) 市長は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、特に避難行動に時間を要する高齢者等の避難行動要支援者に対し、計画された避難場所へ避難を求める。
- (2) 市長は、法に基づき、避難のための立ち退きを勧告し、急を要すると認めるときは立ち退きを指示するとともに、必要と認めるときはその立ち退き先を指示するものとし、これらについて速やかに県知事に報告する。
- (3) この場合において市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立ち退きを指示することができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

また、当該災害による被害が甚大で、市がその全部又は大部分の事務を行うことができない場合は、市が実施すべき措置の全部又は一部を県が代行する。

(4) 避難準備及び携帯品の制限

避難者は、避難の勧告又は指示により立ち退くときは、次の事項に特に留意しなければならない。

- ア 火気及び危険物（石油類、ガス等）の始末を完全にすること。
- イ 会社、工場にあっては浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品・劇薬物の流失防止、電気ガス等保安措置を完全にすること。
- ウ 家屋の補強（雨戸等）
- エ 家財の流失防止
- オ 携帯品は、必要最小限とする。
 - (ア) 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
 - (イ) 食糧（3日分程度）、飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
 - (ウ) 動きやすい服装・運動靴、帽子（頭巾）、雨具類、必要に応じ防寒服
- カ 避難者は、避難秩序を乱すことなく、誘導員の指示に従い、相互に助け合い、冷静に避難しなければならない。

2 洪水についての避難勧告・避難指示

- (1) 市長は必要に応じて、基本法に基づく避難のための立ち退きの勧告又は指示をする
- (2) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県職員又は水防管理者は、水防法に基づき、立ち退きを指示することができる。
- (3) 判断基準

避難勧告等は、高齢者など避難に時間を要する方に早めの避難を促す避難準備情報、通常の避難行動ができる方に避難を促す避難勧告、危険が切迫し早急な避難を促す避難指示の3段階で発令する。

なお、避難勧告等は、河川毎に以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を総合的に判断して発令する。

■矢部川

| | |
|--------|---|
| 対象地区 | 古川校区、水洗校区、下妻校区、古島校区 |
| 避難準備情報 | ○筑後市に大雨・洪水警報が発表され、船小屋観測所における水位が「はん濫注意水位」(6.00m)に達し、今後更に水位が上昇し、避難判断水位(7.80m)に達すると予想されるとき。 |
| 避難勧告 | ○水位が「避難判断水位」(7.80m)に達し、今後更に水位が上昇し、「はん濫危険水位」(8.40m)を上回ると予想されるとき。 ○破堤につながるような漏水等を確認したとき。 |
| 避難指示 | ○水位が「はん濫危険水位」(8.40m)に達し、今後更に水位の上昇が予想されるとき。 ○河川管理施設の大規模異常(漏水、亀裂等)を確認したとき ○堤防の決壊・越水を確認したとき。 |

※ はん濫危険水位：洪水によりはん濫の起こるおそれのある水位

避難判断水位：はん濫注意水位を越える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、市町村が発する避難勧告等の目安になる水位

はん濫注意水位：水防活動を行う指標となる水位である、水防団が出動する水位

第6 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定者

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は基本法で、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法によって行うこととする。

なお、知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする。（基本法第73条第1項）

災害全般について

- 市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員（基本法第63条第一項）
- 警察官、海上保安官（基本法第63条第2項）
- 自衛官（基本法第63条3項）

火災について

- 消防吏員・消防団員（消防法第28条）
- 警察官（消防法第28条）

水災について

- 水防団長・水防団員（水防法第21条）
- 警察官（水防法第21条）
- 消防吏員・消防団員（水防法第21条）

2 警戒区域（基本法第63条関係）の設定と解除

基本法第63条に定める警戒区域の設定は、以下のとおりである。

- (1) 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。
- (2) 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委任を受けた市職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定することとする。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知することとする。
- (3) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を、市長へ通知することとする。なお、市長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限若しくは禁止又は退去を命ずることとする。

- (4) 警戒区域を設定した場合は、ロープを張り、立看板等により設定区域を明示すると同時に、必要な情報を設定区域の居住者等に伝達する。
- (5) 市長は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等の明示物を撤去し、解除した旨避難所に避難している対象区域の居住者等に伝達する。避難所以外に避難している対象区域の居住者等には、電話、テレビ・ラジオ放送、立看板等の各媒体を活用して周知する。

第4 避難者の誘導

1 住民の避難誘導

住民の避難誘導は、市及び消防団、県警察が実施するが、誘導に当たっては、周囲の状況等を的確に判断して避難路を選定の上、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的にできる限り集団で行う。

また、避難行動要支援者の避難誘導については、各地域の自主防災組織や自治会等の地域住民と市が協力して避難誘導を実施するよう努める。

2 住民の避難誘導體制

市は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水災害等に対して避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、日頃から避難場所や避難路と併せて住民への周知徹底に努める。

第5 避難所の開設

市は、災害により被災者を収容する必要があるときは、その災害に応じ、安全、かつ適切な避難所を選定し開設する。また、市は、避難所の開設状況について、速やかに知事及び関係機関に報告又は通知する。

第6 避難所の選定及び収容方法

市は、危険箇所等の立地条件などを踏まえ、避難所となる施設の管理者の同意を得た上で、避難所を指定し、住民への周知徹底に努める。さらに、高齢者等の避難行動要支援者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、多様な避難所の確保に努める。

また、避難所の選定及び収容等については、おおむね次による。

1 避難場所の選定

災害時の避難をより適切、有効なものにするため、避難場所の選定については、災害の規模内容に応じた弾力的な措置が必要とされるがその選定基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 洪水の場合は低地、川沿い等をさけた高地
- (2) 大火災の場合は、防除できる面積を備えた場所

2 収容方法

主な収容場所として、学校・公民館その他公共施設等の既存の建物を応急的に整備して使用する。これらの適当な施設が得難いときには野外に仮設物等を仮設し、又はテントを設置する。

第7 警戒区域の設定

1 避難所の運営・管理

避難勧告・指示を行う場合及び住民が自発的に避難を開始した場合には、救護班は、速やかに必要な避難所を開設し、職員を配置する。なお、施設の使用に当たっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、管理全体に十分留意すること。運営面では、避難所における情報の伝達、食糧、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、地域ごとの各組織等と協力が得られるように努める。

さらに、高齢者等の避難行動要支援者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、多様な避難所の確保に努める。

また、市は、避難者の状況を早期に把握し、避難時における生活環境を常に良好なよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。また、市は県とともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等を把握し、災害時に迅速にあっせんできるように努める。

2 避難所の状況把握

- (1) 避難者の住所、氏名、年齢等の調査及び避難者数の把握
- (2) 避難者の負傷及び健康状態
- (3) 応援必要物品等の把握
- (4) 安全配置及び避難所の秩序

3 文教施設教職員への協力要請

文教施設の避難所へ駆けつけた教職員に対し、教育に支障のない範囲の協力を求める。

第8 避難行動要支援者への配慮

市は、浸水想定区域内にある避難行動要支援者関連施設に対し、ファクシミリ、電子メールによる洪水予報等の伝達体制を確立する。

また、洪水ハザードマップ等を作成し、浸水が想定される流域校区の世帯に配布するとともに、市役所でも配布する。

災害時には要支援者（妊産婦、身体障害者、高齢者、乳幼児、外国人等）を優先に避難所へ収容する。

避難所では高齢者、障害者等の避難行動要支援者に配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者の心身の健康状態に十分配慮し、必要に応じて保健師等による巡回健康相談、社会福祉施設等への緊急入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施する。

また、避難行動要支援者に向けた情報の提供について十分配慮するとともに、避難行動要支援者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向け仮設住宅の設置等に努める。

第9 避難の周知徹底

1 避難指示等の信号

警鐘信号 乱 打

約1分間

約1分間

サイレン信号 ○ ———— 5秒休止 ○ ———— 5秒休止（くりかえし）

ちくごコミュニティ無線 サイレン後音声放送

2 避難所等の周知

市は避難のための立ち退きの万全を図るため、避難場所及び心得をあらかじめ自主防災組織等を通じ住民に周知徹底させておく。

3 避難勧告等の周知徹底等

市は、避難勧告又は指示した場合、その内容について、ちくごコミュニティ無線、又は広報車等により、速やかに当該地域住民に対し周知徹底を図る。

なお、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織や民生委員・児童委員等の福祉関係者等との連携の下、その特性に応じた手段で伝達を行うよう努める。

また、浸水や災害等の危険又はその発生のおそれがある場合、「自らを守るのは自らである」との原則により、自主防災組織や自治会等地域住民は、避難の勧告等がなされる以前であっても、自主的に早期避難を行うよう努める。

第10 県知事に対する報告

市長は、自ら避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、又は立ち退き先を指示したとき、及び警察官から避難のための立ち退きの指示について通知を受けたときは、速やかに県知事に対して次の事項を報告する。

- 1 避難勧告、指示又は立ち退き先の指示の区分
- 2 避難勧告等をした日時及び区域
- 3 対象世帯及び人員

第11 救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の避難所の設置については、知事（権限が委任された場合は市長）が行うが、費用の対象等は次のとおりとする。

1 対象者

災害により現に被害を受けた者、又は被害を受けるおそれのある者

2 期間

災害発生の日から7日以内とする。

3 費用

- (1) 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費
- (2) 避難所が冬季（10月1日から3月31日）に設置された場合は、燃料費として資料編に定める額を加算。
- (3) 高齢者、障害者等であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所である場合は、当該地域の通常の実費を加算

第12 自主防災組織の応急活動内容

1 初期消火の実施

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

2 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市への報告や、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動の実施に努める。

3 救出・救護の実施及び協力

建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動の実施に努める。

また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。このため、あらかじめ地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認し、周知徹底する。

4 避難の実施

市長、警察官等から避難勧告・避難指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当たって、次の点に留意する。

- (1) 避難誘導責任者が確認すべき事項
 - ア 市街地……………火災、落下物、危険物
 - イ 起伏の多いところ……………がけ崩れ
- (2) 円滑な避難行動がとれる必要最小限度の荷物
- (3) 高齢者、幼児、障害者その他自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対して、地域住民の協力の下での避難誘導

5 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力等

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

第5節 水防計画

所管部署：庶務班

この計画は、洪水による水害を警戒・防御し、これによる被害を軽減するとともに人命及び財産の保護を図るための水防活動を実施することを定める。

第1 実施責任と義務

水防法の規定に基づき、市はその区域における水防を十分に果すべき責任を有し、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる

第2 水防体制

1 水防本部の設置

洪水に対する危険があると市長が認めたときは、水防活動を迅速かつ積極的に推進するため、市において水防本部を設置する。

ただし、市の災害対策本部が設置された場合は、市水防本部はその傘下に入るものとする。

2 水防本部の組織

水防本部の組織及びその事務分掌は、本計画に定める災害対策本部の組織及び事務分掌を準用する。

3 水防体制の種類と内容

以下の基準で配備を行う。

| 配備体制の区分 | 配備基準 | 配備職員 |
|----------------|---|---|
| 第1配備 (準備体制) | 気象情報により災害が予想されるが、時間的余裕がある場合で、少数の人員をもってあたり情報の収集、連絡活動を主とした準備的な配備 | ・地域支援課担当職員 ・道路・水路課担当職員 ・消防勤務職員 |
| 第2配備 (警戒体制) | 気象情報により災害の発生が予想され、事態の推移によっては、災害対策本部を設置できる体制の配備 | ・災害警戒本部員 ・地域支援課職員、 ・道路水路課職員 ・消防職員 ※救護班・要支援者支援班 ※広報・情報班 |
| 第3配備 (救助体制) | 比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生した場合又は災害の発生が必至となった場合で、災害対策本部を設置し、各部の所要職員を配置させるとともに、その他の職員を待機させ、状況により第4配備に移行できる配備 | ・所属職員の約半数 |
| 第4配備 (非常体制) | 相当大規模の災害が発生し、又は災害の規模が相当拡大するおそれがある場合で、各部の総力をあげて配備につき、直ちに活動できる配備 | ・所属職員全員 |

第6節 消防計画

所管部署：消防班

消防組織法第3章に規定するように消防責任は、市にあり、したがって防除活動は、市がその責任において行う。

第1 消防活動の体制

発災後、初期段階においては、住民及び自主防災組織等は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう求める。

第2 消防活動の実施

1 危険区域

木造建築物又は危険物施設等の密集地域で、延焼拡大性が極めて大きく、あるいは消防活動上悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じて、部隊を増強し、延焼防止に努める。

2 異常時の消防活動

平均風速が10mを超える強風下の火災は、風速に比例して延焼速度を増し火粉の発生により、飛火延焼の可能性が高く、風下へ一方的に延焼し、防除活動が極めて困難であることを考慮し、火勢の状況を把握することに努め、主流に対して側面狭撃の態勢をもって防圧に努める。

第7節 救出計画

所管部署：消防班、筑後警察署

本計画では、災害のため生命身体が危険な状態にある者又は、生死不明の状態にある者に対する捜索又は救助の実施について定める。

第1 実施責任者

市、市消防本部及び警察は、災害により行方不明の状態にある者（周囲の状況により死亡していると推定される者を含む）を対象として捜索活動を行う。

第2 救助対象者

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者で、次のような状態にある者等を救助する。

- 1 火災時に火中に取り残された者
- 2 孤立した地点に取り残された者
- 3 倒壊家屋の下敷きになった者
- 4 がけ崩れ等により生き埋めになった者
- 5 地震により発生した大規模な爆発、交通事故による集団的大事故の発生時に救助を要する者

第3 救助体制の確保

災害発生時における救助体制の確保は、おおむね次の要領で行う。

- 1 災害発生後、市民及び地域防災組織は速やかに住居周辺の倒壊家屋が生じていないか、火災が発生していないかの状況調査
- 2 火災の発生が認められた場合、初期消火活動
- 3 被害の状況については、災害対策本部各班による速やかな全市の状況把握
- 4 消防団は、団長の指示の下、救助に係われる人員の把握及び救助機器の確認と救助隊の結成
- 5 特に被害が甚大なとき及び市長が必要と認めた場合、県に対する救助の応援要請

第4 救助活動

救助活動の方法は、次の要領で行う。

- 1 災害対策本部消防班及び関係機関等の相互協力により、その管轄区域の救助方法を決定し、各救助隊による救助活動
- 2 各関係機関（消防、警察、自衛隊等）が、同一現場で救助に当たる場合は、現場での活動調整の方針について災害対策本部内で協議と明確かつ迅速な意思決定
- 3 救出した負傷者は直ちに救急車等により、その症状に適合した救急病院等へ搬送する等適切かつ迅速な医療活動
- 4 各救助隊の活動が完了した場合、別災害地への速やかな救助対応

第5 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の救助の措置については、知事(権限が委任された場合は市長)が行うが、費用の対象等は次のとおりとする。

1 対象者

- (1) 災害のため、現に生命・身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため、生死不明の状態にある者

2 期間

災害発生の日から3日以内とする。

3 費用

- (1) 借上費
救助のために必要な機械、器具の借上費で直接使用したもの
- (2) 修繕費
救助のために使用した機械器具の修繕費
- (3) 燃料費
機械器具等を使用する場合に必要な燃料費・照明用の灯油代・暖房用燃料費

第8節 医療救護計画

所管部署：医療班

本計画では、災害のためその地域の医療機関が機能しなくなり、又は著しく不足若しくは医療機関が混乱した場合における、医療及び助産の対策について定める。

第1 実施責任者

被災者に対する医療及び助産は、市長が行う。なお、市で実施困難なときは隣接市町、県その他の医療機関の応援により行う。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は市長）が行う。

第2 医療救護体制

災害発生時における医療救護は、市が実施する。

1 医療救護所の設置

市は、地域性、建物の耐震性、収容能力、機能性等を考慮して医療救護所を設置し、住民に周知する。

2 医療班の編成

市は、被害状況に応じ、地域の救護状況の把握に努めるとともに、必要な医療班を編成し確保する。

医療班は、医師会の協力を得て、医師1名、看護師2名、連絡員1名の4名で一つの班を編成する。また、八女筑後医師会は、状況により自らの判断で医療班を編成し派遣できる。

医療救護活動に従事する医療従事者が不足し、対応できない場合は、次の事項を明示して県に医療従事者の派遣を要請する。

- (1) 必要人数
- (2) 期間
- (3) 派遣場所
- (4) その他必要事項

3 活動内容

医療救護所においては、以下の活動を重点的に実施する。

- (1) 傷病者の傷病の程度判定（トリアージ：傷病者の振り分け業務）
- (2) 後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 重傷者の応急処置及び中等症者に対する処置
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産
- (6) 記録及び災害対策本部への状況報告

4 救助法が適用された場合

救助法に基づく医療及び助産は、原則として医療班によって行う。

- (1) 医療及び助産の対象
 - ア 応急的に医療を施す必要がある者で、災害のため医療の途を失った者
 - イ 災害の発生日以前、又は以後7日以内に分娩した者で助産の途を失った者
- (2) 医療及び助産の範囲
 - ア 診察
 - イ 薬剤又は治療材料の支給
 - ウ 処置、手術その他の治療及び施術並びに看護
 - エ 病院又は診療所等への収容
 - オ 分娩の介助
 - カ 分娩前及び分娩後の処置
 - キ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- (3) 医療及び助産の期間
 - ア 医療の実施期間は、災害発生の日から14日以内とする。
 - イ 助産の実施期間は、分娩した日から7日以内とする。

5 後方医療救護体制

市における後方搬送医療機関は、以下に示すとおりとするが、これら医療機関で対応できない中等・重症患者は、原則として救急医療圏ごとの2次救急医療機関（救急告示医療機関）に収容する。

2次救急医療機関で対応できない重症・重篤患者は、原則として3次救急医療機関（救命救急センター、大学病院）に収容する。

※後方医療機関

被災を免れた災害拠点病院、救急病院、診療所及び負傷者の治療、収容に協力可能な医療機関をいう。

6 災害派遣医療チームの要請

消防本部は、負傷者の状況等必要に応じて福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣を要請する。

第3 傷病者の搬送

1 傷病者の搬送

被災現場から医療救護所等への負傷者搬送は、市消防本部、警察、消防団及び自主防災組織等と連携を図りながら、その協力のもとに実施する。

なお、被災現場から災害拠点病院等への患者搬送は、原則として市消防本部が実施する。

2 応援の要請

医療救護所から医療機関、医療機関から他の医療機関へ搬送する場合等で、市で対応できない場合は、県、日本赤十字社福岡県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。

3 ドクターヘリコプター等の活用

道路や交通機関の不通又は緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送は、市がドクターヘリコプターに依頼し実施する。

第4 医療品、医療資器材の調達

市は、備蓄した医療品、医療資器材等を有する場合は医療救護所で使用し、不足する場合は、以下の方法で確保する。

1 医療品及び衛生材料の調達

医療及び助産を実施するに必要な医薬品及び衛生材料は、各病院に備蓄のものを使用するものとし、なお不足するときは市内医薬品取扱業者及び県指定の業者から調達する。

2 輸血用血液の確保

輸血用血液の確保については、日本赤十字社福岡県支部を通じ、福岡県赤十字血液センターから迅速に必要な量の供給を受ける。

第5 広域応援医療体制の確保

広域応援要請については、次のことに留意し体制を確保する。

1 応援が必要な資源の把握

市及び県は救護のための医療関係者、各症状に合わせた市外の病院情報、救急医療のための医薬品等の情報とこれに基づく運搬等の資機材、及び負傷者の搬送のための車両やヘリコプター等応援が必要なものの把握を行う。

2 受入体制の整備

市及び県は応援拠点や活動場所の情報収集等応援の受入体制の整備を図る。

第9節 給水計画

所管部署：上下水道班

本計画では、災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を確保することができない者に対する応急給水について定める。

第1 実施責任者

- 1 飲料水供給の直接の実施は市長が行う。ただし、救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は市長）が行う。
- 2 市において実施が不可能又は困難な場合は、市長は下記の事項を明示して知事に要請し、県は、その要請に基づき上水道業者及び関係機関に対して広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。
 - (1) 供給人口
 - (2) 供給水量
 - (3) 供給期間
 - (4) 供給地
 - (5) 給水用具（タンクのみ、その他）

第2 確保水量

市が実施する被災者に対する応急給水については、当初は、最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日目からは復旧の段階に応じて給水量を増加させ、発災後4週を目処に被災前の水準にまで回復させるよう努める。

- 1 第1段階（災害発生から3日目まで）
最低給水量は生命維持に必要な量として1人1日3リットルとする。
- 2 第2段階
飲料水、炊事用水、トイレ用水の水量とする。
- 3 第3段階
飲料水、炊事用水、トイレ用水、風呂水、洗濯水の水量とする。

第3 飲料水の供給

- 1 飲料水が汚染したと認められる場合は、浄水滅菌して供給する。
- 2 被災地において飲料水を確保することが困難な場合は、被災地に近い水源地から供給する。
この場合、時間給水等を行う。
- 3 飲料水が防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、浄水剤を投入又は被災者に配付する。
- 4 給水方法
運搬給水方式は、特に大規模災害直後の混乱期には、人的、物的両面から非常に困難と思われるので、原則として拠点給水方式を優先する。

(1) 拠点給水方式

避難所や配水池、消火栓等の設置場所に配置された給水拠点から応急給水を実施する。

(2) 運搬給水方式

主に給水タンクを用いて、避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点等防災上重要な施設へ応急給水を実施する。

5 水質の安全対策

応急給水に使用する資機材については使用前に洗浄し、また、供給水の残留塩素濃度を適宜計測し、安全を確認する。

特に、井戸水を供給する場合には、煮沸や塩素消毒の処置等により安全を確保する。

第4 近隣市町村及び県の支援要請

市は、被害が甚大で、あるいは広域にわたり被災し、市で対応できない場合には、近隣市町村及び県からの広域的な支援を要請する。

第10節 食糧供給計画

所管部署：救護班、資材班

本計画では、災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者に対する応急食糧及び副食調味料の供給並びに炊き出し等について定める。

第1 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する応急食糧及び副食調味料の供給並びに炊き出し等は、市長が実施する。ただし、災害救助法の適用を受けたときは、知事（権限を委任された場合は市長）が行う。災害対策本部において直接実施することが困難な場合は、県本部若しくは隣接市町の応援を求めて実施する。

第2 給食需要の把握

下記の応急食糧の実施対象者を参考に、避難者数、調理不能者（電気、上水道供給停止等による）数、防災要員数等を早期に把握する。この場合、ミルクを必要とする乳児の数、給食に配慮を要する避難行動要支援者の数についても把握する。

- 1 避難所に収容された者
- 2 住家に被害を受けて炊事の出来ない者
- 3 住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
- 4 通常の配給機関が一時的に麻痺し、主食の配給の受けられない者
- 5 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- 6 災害応急対策に従事している者

第3 給食能力の把握

1 給食関係施設の被害状況の把握

給食設備を有する施設について、炊き出し可能かどうか把握する。

2 公的備蓄・業者調達可能量の把握

公的備蓄量及び小売業者、又は卸売業者が保有している量を把握する。

第4 給食活動の実施

1 食糧の調達

(1) 食糧品

炊き出しに至るまでの応急用として、主に市内で調達可能な食糧品の給与を行う。

(2) 米穀及び副食等

小規模の災害については、小売業者又は卸売業者の保有分により調達する。災害救助法適用の場合で、災害の状況により業者の保有のみでは供給が困難であるときは、知事から農政事務所長等に対し供給を要請する。

副食、調味料については、必要に応じて市内業者から調達する。ただし、市において副食、調味料の調達が不可能又は困難なときは、知事にそのあつせんを依頼する。

2 食糧等の調達

避難者への食糧等の調達は、資材班が行う。なお、事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る。

3 炊き出しの実施

市は、給食可能設備を有する施設について、速やかに炊き出しができるかどうか把握する。原則として、炊き出しは配給対象者、地域ごとの各組織が中心となって行う。状況により、市において炊き出しを実施することが不可能若しくは困難なときは、日赤奉仕団、県及び自衛隊に依頼する。

なお、食品の衛生管理面については、保健所等の指導をあおぎながら、適切な衛生管理に努める。

第5 救助法による炊き出し及び食品の給与方法

1 給与の対象

(1) 避難所に収容された者

(2) 住家の被害（全焼、全壊・流出・半焼又は床上浸水等）により現に炊事ができない者

(3) その他市長が給与を必要と認めた者

2 給与の方法

- (1) 市長は、炊き出しを実施しようとするときは、直ちに災害応急用米穀の供給申請を知事にしなければならない。
- (2) 知事は、市長からの供給申請又は申請を待つことなく、被害報告に基づき応急用米穀の給与を必要と認めるときは、給与数量等を定め、農政事務所に通知するとともに市長にこの旨通知する。
- (3) 市長は、知事からの通知に基づき知事の指定する者から給与を受けるものとする。

3 費用の限度

県災害救助法施行細則で定める額

第11節 生活必需品等供給計画

所管部署：商工班

本計画では、被災者に対する被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与について定める。

第1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、市長が行う。災害対策本部において実施困難な場合は、県若しくは他の機関に調達を要請する。ただし、救助法の適用後においては、同法の規定に基づき、知事（権限を委任された場合は市長）が行う。

第2 調達計画

商工班は、災害時に供給が必要な物資について定め、調達物資の名称、数量、送付先等を明確にし、市内業者等から調達を行う。

また、必要とする生活必需品が市内で確保することができないときは、県若しくは他の機関に物資の調達を要請する。

第3 生活必需品の種類

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の品目は、おおむね次のとおりである。

- 1 寝具（毛布、布団等）
- 2 被服（作業衣、婦人服、子ども服等）
- 3 肌着（シャツ、下着等）
- 4 身の回り品（タオル、手拭、靴、靴下、サンダル等）
- 5 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁等）
- 6 食器（茶わん、皿、はし等）
- 7 日用品（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- 8 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭等）

第4 配分の要領

調達した生活必需品は、被災者名簿により速やかに配分する。なお、仕分については、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。

第5 配給方法

被服、寝具その他生活必需品の配給は、商工班を中心に実施する。物資の配給を行ったときは、必ず物資受払簿及び物資給与受領簿を作成する。

第6 救援物資の集積場所

市では、救援物資集積場所を定め、円滑に仕分配送ができるように努める。

第7 救援物資に要する車両等

通常の陸上輸送は、市民間輸送業者の貨物自動車による。なお、緊急を要する場合の輸送については、自衛隊の協力を求める。

第12節 交通対策計画

所管部署：技術班

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、警察（公安委員会）、道路管理者、鉄道事業者は、相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握し、災害応急対策を的確、円滑に行うため必要な措置を行う。

1 警察（公安委員会）による交通規制等

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、交通の安全と円滑を図り、又は災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。
- (2) 災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保する必要があると認めるときは緊急通行車両の先導を行う。
- (3) 緊急通行車両の通行の確保を的確、円滑な災害応急対策を行うため、関係機関・団体に対する協力要請をはじめ、広域交通管制及び交通広報等による交通総量抑制対策を実施する。

2 道路管理者による通行の禁止、制限

道路管理者は、道路の損壊、欠損等の事由により、交通が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

また、各道路管理者は関係警察署と協力し、関係警察署から交通規制等の情報収集を行うとともに、パトロール等を実施して、迅速に管内の交通情報の把握に努め、その状況及び措置について関係警察署へ連絡する。

3 相互の連携・協力

警察（公安委員会）及び道路管理者、鉄道事業者等は、次の事項について、相互に連携、協力し、的確、円滑な災害応急対策を実施する。

- (1) 被災地の実態、道路の被災状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に交換する。
- (2) 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等支援部隊の要請
- (3) 通行の禁止又は制限の必要がある場合は、事前に意見を聞き、又は緊急を要する場合は事後速やかにその内容及び理由を通知する。
- (4) 指定公共機関、指定地方公共機関にある鉄道事業者は、災害、事故発生時の状況及び、その後の運行体制についての連絡・通報をする。

4 通行の禁止・制限を実施した場合の措置

通行の禁止・制限を実施した場合は、直ちに次の措置を講ずる。

- (1) 法令の定めに基づき、道路標識の設置等の必要な措置
- (2) 迂回路の指定等適当なまわり道を明示して、一般の交通に支障のないように努めるとともに必要な事項を周知させる措置

第13節 緊急輸送計画

所管部署：資材班

本計画では、災害時における被災者の避難、災害対策要員、災害対策物資、資材の輸送（以下「災害輸送」という。）を迅速確実にを行う方法等について定める。

第1 実施責任者

災害輸送は、その応急対策を実施する機関が行う。また災害対策本部における自動車輸送に当たって民間から借り上げる自動車の確保は一括して資材班が担当する。ただし、車両等が不足する場合は、周辺市町村長及び知事に応援を求める。

第2 災害輸送の種別

災害輸送は次のうち、最も適当な方法で行う。

- 1 貨物自動車、乗合自動車等の自動車による輸送
- 2 ヘリコプターによる輸送
- 3 自転車、バイク等による輸送
- 4 鉄道による輸送

第3 輸送力の確保等

1 確保順位

自動車等の確保、借上げは、おおむね次の順位による。

- (1) 市所有の車両
- (2) 災害時応援協定締結団体の車両
- (3) 他の公共団体の車両
- (4) その他自家用車両

2 輸送の実施

資材班に自動車等の確保を要請するときは、次の条件を明示して行う。また、資材班は、配車計画により、車両の管理を行う。

- (1) 輸送区間又は借上期間
- (2) 輸送量又は車両の台数
- (3) 集合の場所及び日時
- (4) その他の条件

第4 救助法に基づく措置

1 輸送の範囲

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の給水
- (5) 救済用物資
- (6) 遺体の捜索
- (7) 遺体の処理（埋葬を除く）

2 費用の限度

県災害救助法施行細則で定める額

3 輸送の期間

当該救助が認められる期間内とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合（特別基準）は、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長される。

第14節 防疫対策計画

所管部署：防疫班、農林班

本計画では、被災地で発生する感染症を予防するための対策について定める。

第1 実施責任者

被災地における感染症対策は、市長が「防疫組織」を編成し実施する。ただし、災害状況により実施が困難な場合は知事に依頼する等適宜の処置をとるが、特に知事が必要と認めるときは、感染症法の規定に基づき、廃棄、その他予防、まん延防止に必要な措置について実施する。

第2 感染症対策

感染症の対象は個人だけでなく公共施設を含む全域で、特に浸水家屋内外・便所・給水施設その他感染症発生の疑いのある箇所とする。

第3 感染症対策業務の実施方法

感染症対策の活動は、次の方法により行う。

- 1 市は、南筑後保健福祉環境事務所との緊密な連携により、実情に即した指導、協力を行う。

- 2 南筑後保健福祉環境事務所の検病調査の実施に当たっては、これに協力し、情報の的確な把握に努め、検病調査の結果、必要と認められるときは、健康診断を行う。
- 3 感染症予防のため、必要に応じて被災地及び避難所の家屋、井戸等の消毒並びにねずみ族、昆虫等の駆除を行う。
- 4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第2の規定により、生活水の供給を行う。
- 5 感染症患者が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡し、感染症指定医療機関に収容する。
- 6 予防接種の実施
防疫上必要と認める場合は、臨時の予防接種を行う。

| 区 分 | 実 施 方 法 |
|-------------|---|
| 疫学調査 | 主として保健師を中心として聞きこみにより在宅患者の調査を行い、発見した場合は、県の指示の下に感染源等を調査する。 |
| 健康診断 | 消化器疾患に重点を置き発生又は疑いのある地域住民について県の指示の下に検便を実施する。 |
| 消毒方法 | 感染症法第27条第2及び第29条第2の規定による知事の指示に基づき、消毒を実施する。 |
| ねずみ族・昆虫等の駆除 | 感染症法第28条第2の規定による知事の指示に基づき、知事が指定する区域内を対象として、ねずみ族・昆虫の駆除を実施する。 |
| 予防接種 | 予防接種法第6条の規定による知事の指示に基づき、臨時の予防接種を行う。 |
| 給 水 | 感染症予防法第31条第2の規定による知事の指示に基づき、生活の用に供する水の供給を行う。 |

第4 感染症対策活動に必要な携帯資材

防疫用薬品資材は、必要に応じ一般販売店から緊急調達する。

- 1 噴霧器（各種）
- 2 消毒薬品
- 3 昆虫駆除薬剤
- 4 検便用資材等

第5 報告

市長は、警察・その他関係団体との緊密な協力体制を確保しつつ、次の事項について南筑後保健福祉環境事務所を經由して知事に報告する。

- 1 被害の状況
- 2 防疫活動の状況
- 3 災害防疫所所要見込軽費
- 4 その他

第6 家畜防疫

被災地の家畜防疫は、家畜保健衛生所を中心に、市、県、獣医師会、農業共済組合連合会が防疫、診察に必要な組織を編成し、家畜防疫にあたる。

また、市は、家畜所有者が行う自衛防疫、防疫措置の実施に対する支援、並びに県が行う防疫活動への協力を努める。

第7 環境対策

市は、災害による工場等からの有害物資の漏出や廃棄物処理に伴う大気汚染等を防止するため、有害物資の漏出を把握した場合は、速やかに県に報告する。

工場、事業所等の関係者は、有害物資の漏出等が生じた場合には、市、県、関係機関に報告し、漏出対策を適切に対応するものとする。

第15節 保健計画

所管部署：救護班

この計画では、被災地における被災住民の健康保持を図るための対策について定める。

第1 保健相談等

市は、南筑後保健福祉環境事務所と連携し避難所等を巡回して、被災者の健康状態について調査を行うとともに、高齢者、障害者等の避難行動支援者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び健康相談を行う。

第2 栄養指導等

市は、県及び栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、避難施設での巡回相談、指導の実施及び栄養相談に関する活動を行う。

具体的には次のとおり。

- 1 離乳期の乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への指導、相談
- 2 長期に食事管理が必要な糖尿病、腎臓病患者等の指導、相談
- 3 被災生活が長期に渡ることに伴う食生活上の問題点（ビタミン・ミネラルの不足、繊維質の不足、高塩分食等）についてのケア
- 4 その他必要な指導、相談

第3 派遣要請

市は、災害の規模が大きく対応が困難であると判断した場合は、県を通じて他市町村等へ保健師等の派遣要請を行う。

第4 被災者のメンタルケア

この計画では、災害に伴い様々な精神症状に陥ることがある被災者が、精神的に癒され、生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう、県や各関係機関との協力の下、速やかに的確な対策を講ずることについて定める。

1 被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

- (1) 呆然自失、無感情、無表情な状態反応
- (2) 耐えがたい災害体験の不安による睡眠障害、驚愕反応
- (3) 現実否認による精神麻痺状態
- (4) 家族等を失ったための、ショック、否認、怒り、抑うつなどの急性悲哀状態
- (5) 被災後、しばらくしても不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く心的外傷後ストレス症候群
- (6) 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪積感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

2 心的外傷後ストレス症候群（PTSD）の症状

上記の症状の中で、被災者が生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう、心的外傷後ストレス症候群については、よりの確な対応をとる。

具体的には、次のような症状が、長期間続く。

- (1) 災害のイメージ、思考、知覚を伴う、苦痛に満ちた回想、夢、幻覚が持続的に再体験される。
- (2) 外傷に関連する刺激を回避しようとし、一般的な反応性（思考、活動、興味、人生の展望等）が鈍くなる。
- (3) 覚醒の亢進を表す持続的な症状（不眠、怒り、集中困難、警戒心、驚愕反応）がある。

3 メンタルケア

人は災害によって、「家」、「地域社会」、「家族」を失う危険性がある。このどれかを失った被災者にどのような援助ができるか、メンタルケアができるかを考える必要がある。

上記の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、市は、県や各関係機関の協力を得て、次のような対策をできる限り、早い時期に講ずる。

- (1) 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談
- (2) 関係機関等による精神保健相談
- (3) 各種情報を提供するための、避難所等における被災者向けの講演会の実施
- (4) 専門施設での相談電話の開設
- (5) 広報誌等による、被災者への情報提供
- (6) 小・中学校での児童・生徒への精神的カウンセリング

また、被災者に対し、次のことについて配慮すること。

- (1) 被災者が、現状認識にいたる時期までに、物心両面でのあらゆる人間的配慮を差し伸べる。
- (2) 被災者が、生活と運命を早い段階で認識して、その持てる力を認知し、発揮できるよう支援する。
- (3) 大規模な災害のあと当然生じる諸反応や立ち直りの問題について支援を促進する。
- (4) 被災後の適応が危ぶまれたり、障害が生じるような者に対して、個別的な手当てを確保する。
- (5) 社会精神医学面での手当てと、その他の救援措置と組み合わせて提供すること。
- (6) 被災者の多様性を認識して、それに応じた措置を講ずること。
- (7) 災害後の期間を通じて被災者たち、その代表、更にその地域社会の救援担当者に対する適切な配慮が、円滑かつ計画的に実施できるよう配慮する。

なお、上記の事項は災害対策要員である市及び防災関係機関の職員においても同様に考慮する必要があるため、市においては災害時の職員の健康管理をメンタルケアも含めて実施する。

第16節 避難行動要支援者応急対策計画

所管部署：要援護者支援班

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等避難行動要支援者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の避難からその後の生活に至るまでの各段階においてきめ細かな支援策を総合的に講ずるものとする。

第1 要配慮者に係る対策

災害の発生に際しては、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることを考慮し、市は地域と協働し、以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- (1) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。
 - ア 避難所（必要と認められる場合は福祉避難所）への誘導・移送
 - イ 必要と認められる場合の社会福祉施設等への緊急入所
 - ウ 居宅における生活が可能な場合の在宅福祉ニーズの把握
- (2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第2 高齢者及び障害者に係る対策

市は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した高齢者及び障害者の迅速な把握に努める。
- (2) 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力の下に、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供に努める。
- (3) 避難所等において、適温食と高齢者等に適した食事の工夫に努める。
- (4) 避難所等において、被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するための相談体制整備に努める。
- (5) 被災した高齢者及び障害者の生活確保に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うよう努める。
- (6) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、協力要請を行う等当該物資の確保を図る。
- (7) 避難所や住宅における高齢者及び障害者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

第3 児童に係る対策

- 1 市は、孤児、遺児等の保護を必要とする児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行うこととする。
- 2 市は、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行う。

第4 外国人等に対する対策

- 1 市は、被災した外国人等の迅速な把握に努める。
- 2 市は、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める。
- 3 市は、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努める。

第5 帰宅困難者対策

災害発生時において、帰宅が困難となった通勤・通学者、出張者、旅行者等に対する災害応急対策の実施について定める。

- 1 帰宅困難者対策は、一人ひとりの心がけが大切であるところから、市は事前に通勤・通学者を中心にリーフレット・ポスターによる普及啓発を行い、発災後は、被災した帰宅困難者の迅速な把握に努める。
- 2 帰宅困難者の不安を取り除きパニックを防止するため、市は帰宅困難者に対して必要な情報を提供する。
- 3 代替交通手段を確保し、帰宅が可能な者については、できる限り帰宅させる方向で対処する。
- 4 徒歩や代替交通手段等で帰宅が困難なものに対しては、旅館の借り上げによる一時的な避難所の手配に努める。

第17節 遺体搜索及び収容埋葬計画

所管部署：救護班、消防班、筑後警察署

本計画では、災害により死亡した者の搜索・検分・処理及び埋葬の実施について定める。

第1 実施責任者

遺体の搜索、収容及び埋葬は、市が警察、消防機関及び日赤奉仕団等の協力を得て行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市長）が行う。

第2 行方不明者・遺体の搜索

1 対象者

災害により行方不明の状態にある者、若しくは周囲の事情により既に死亡していると推定される者。

2 実施方法

- (1) 市は、警察と協力して、行方不明者及び死亡していると推定される者の届出受理を行う。
- (2) 市は、救出に必要な機械器具を借上げて実施する。
- (3) 行方不明者及び遺体の搜索については、消防班を主体とし、警察・自衛隊等の関係機関及び地域住民・ボランティア等の協力の下に行う。

3 応援の要請等

災害対策本部において、被災その他の理由により捜索が実施できないとき、又は遺体が流出等により他の市町村にあると認められるときなどにあつては、県本部に遺体捜索の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市町に捜索応援を要請する。

応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (1) 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- (2) 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、持物等
- (3) 応援を求めたい人数又は舟艇器具等
- (4) その他必要な事項

4 救助法適用時の基準

- (1) 捜索期間
災害発生の日から10日以内とする。
- (2) 費用
災害救助法により支弁されるのは、捜索のために使用する機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

第3 遺体の検分処理

市長は、遺体を発見したときは、速やかに筑後警察署に連絡し、その検分を待つて処理する。

1 方法

遺体の処理は、災害対策本部において救護班又は医師が消防団その他奉仕団等の協力により処理場所を借上げ、次の方法により処理する。ただし災害対策本部において実施できないときは、警察等関係機関の出動応援を求める。

- (1) 遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理
- (2) 遺体の一時保存

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 |
|--------|------------------|---------|
| 窓ヶ原体育館 | 筑後市大字久富 793 番地 1 | 53-0745 |

- (3) 検案（死因その他についての医学的検査を行う。）

2 救助法適用時の基準

- (1) 遺体の処理期間
災害発生の日から10日以内とする。
- (2) 費用の範囲
遺体の検案・洗浄・縫合・消毒等の処理のための費用及び遺体の一時保存のための費用

第3 遺体の埋葬

災害により死亡した者で、市長が認めたときは、次の方法により行う。

1 方法

埋葬の実施は、対策本部救護班において火葬に付すものとし、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。なお実施に当たっては次の点に留意すること。

- (1) 事故死等による遺体については、警察機関から引継を受けた後埋葬する。
- (2) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たるとともに、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後埋葬する。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人としての取扱いの例による。

2 災害救助法適用時の基準

(1) 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。

(2) 費用の範囲

棺、骨つぼ、火葬に要する経費で埋葬の際の人夫及び輸送に要する経費を含む。

第18節 障害物除去計画

所管部署：技術班

本計画では、災害時における緊急な応急措置の実施に障害となっている工作物、山崩れ、がけ崩れ及び浸水等によって道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等が住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている場合、それらの障害物の除去について定める。

第1 実施責任者

- 1 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、市が行う。
- 2 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者又は消防長が行う。
- 3 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行う。
- 4 山（がけ）崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市長が行うものとし、災害対策本部だけで実施困難なときは知事に対し応援・協力を要請する。
- 5 その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地の所有者又は管理者が行う。

第2 機械器具の調達

市は、障害物の種類、規模により道路等の管理者が所有する機械器具類のみで不足する場合は、建設業者又は機械器具所有者との間に必要な協定を締結しておき、機械器具の必要種別数量を調達する。

第3 所要人員の確保

市長は、災害時の障害物除去に要する人員については、道路等の管理者が所有する人員をもってあてるが、不足する場合は、「災害時応援協定」に基づき、人員及び建設資機材の供給を受ける。このほか、労務供給計画に定めるところによるが、必要に応じ地区住民の協力、自衛隊の派遣等を要請する。

第4 救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の障害物の除去については、知事（権限を委任された場合は市長）が行うが、費用の対象等は次のとおりである。

1 障害物除去の対象

- (1) 居室・炊事場等生活に欠くことができない部分
- (2) 玄関等に障害物があるために一時的に居住できない状態、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者

2 費用

ロープ・スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

3 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

第19節 文教対策計画

所管部署：調査班、救護班

災害等の発生時の児童・生徒等の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書、学用品の応急処理等の措置を講ずる。

第1 学校教育対策

1 避難所としての学校の役割

学校が避難所となる場合、避難所の運営は、市が行う。教職員は、児童・生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力する。

2 応急教育

(1) 応急教育の実施責任者

市立学校の応急教育は、市教育委員会が計画し実施する。

(2) 応急教育計画の作成とその実施

応急教育の実施責任者は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。

(3) 児童・生徒の安全の確保措置

災害発生時における児童・生徒の安全の確保に関し、次の措置をとる。

ア 市立学校に対する措置

授業を継続実施することにより、児童・生徒の安全の確保が困難であると思われる場合において、各校長は、市教育委員会と協議し、臨時に授業を行わない等適切な措置をとるものとする。ただし、緊急事態が生じた場合は、県教育委員会は市教育委員会の了解の上で、報道機関などを利用して、県下の全公立学校の休業措置等適切な措置を講ずることもある。

イ 校長の措置

(7) 事前準備

a 校長は、学校の立地条件等も考慮し、災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導の方法等につき明確な計画を立てておく。

b 校長は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、応急教育体制に備えて、次の事項を遵守しなければならない。

(a) 学校行事、会議、出張等を中止すること

(b) 児童・生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法の検討

(c) 市教委、筑後警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認

(d) 時間外においては、所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を職員に周知

(i) 災害時の体制

a 校長による状況に応じた適切な緊急避難の指示

b 校長による災害の規模、児童・生徒、職員及び施設・設備の被害状況の速やかな把握と、市教委への連絡、校舎の管理に必要な職員を確保する等、万全の体制の確立

c 校長による、準備した応急教育計画に基づく臨時の学級編成を行う等災害状況と合致する速やかな調整

d 応急教育計画の市教委への報告と速やかな児童・生徒及び保護者への周知徹底

(ii) 災害復旧時の体制

a 教職員の掌握、校舎の整備、被災状況の調査、市教委への連絡、教科書及び教材の供与への協力

b 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理、危険物の処理、通学路の点検整備等についての関係機関の援助

c 疎開した児童・生徒について、職員の分担を定め、地域ごとの実情把握

d 災害の推移を把握、市教委と連絡の上、平常授業に戻る時期の早急な保護者への連絡

(4) 災害救助法に基づく措置

ア 対象

住家の全焼、全壊、半焼、半壊、又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

イ 具体的な措置（学用品の品目）

教科書及び教材、文房具、通学用品

ウ 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則で定める額

(5) 施設の応急整備

災害により被害を受けた施設・設備について、平常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。

ア 施設・設備の滅失、破損等の被害を受けた場合、県立学校にあっては、県において応急復旧工事を早急に実施する。市立学校等にあっては、市において応急復旧工事を実施する。

イ 災害時における代替校舎の確保校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するために必要な施設・設備を校長において確保することができない場合は、次の措置を講ずる。

(7) 市立学校については、市教委から要請のあった場合については、県教育委員会は市教委間の調整を図る。

(6) 教職員補充措置

災害発生時において教職員に被害があり、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合、次により迅速に教職員の補充を行う。

ア 市立学校に対する措置

(7) 災害発生時における教育員の被害状況について、市教委は速やかに県教育庁教育事務所を経由して、県教委に報告する。

(1) 県教委は、上記報告に基づいて教職員の被害状況に応じ速やかに次の措置を講じ、教職員の補充を行う。

a 条例定数の範囲内においてできる限りの補充

b 被災学校以外の学校にある教職員を被災学校に兼任する措置

c 必要に応じて、中学校にあっては時間講師の配当

d 上記 a～c の措置によってもなお補充が十分でないときは、臨時職員（地公法第 22 条）の予算措置を講ずるとともに、被災地以外の教育委員会事務局、教育センター、研究所等に勤務する教職員を被災学校に臨時に派遣する措置

3 就学援助に関する措置

被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、県教委は、次により援助又は救護を行う。

被災により就学困難となった市立小中学校の児童・生徒の就学援助費の支給に必要な措置をとるよう市教委に対し、指導及び助言を行う。

被災家庭の特別支援学校の児童・生徒の就学を援助するため、就学奨励費の追加支給について必要な措置をとる。

4 学校給食の応急措置

災害時において授業を継続する場合の学校給食の実施については、次の要領による。

校長は、当該学校の給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、市教委に報告し、県教育委員会と協議の上、給食実施の可否について決定する。このとき、次の事項に留意する。

- (1) 被害があってもできる限り継続実施するよう努めること。
- (2) 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努めること。
- (3) 避難場所として使用されている学校については、その給食施設は被災者炊き出し用に利用されることもあり、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意すること。
- (4) 被災地においては伝染病・食中毒の発生のおそれがあるため、衛生については特に留意すること。
- (5) 給食用製パン工場、製粉工場、炊飯工場及び製乳工場が被災した場合は、県学校給食会及び県牛乳協会が被災状況を速やかに県教委への報告すること。

5 災害時における環境衛生の確保

災害後の伝染病、防疫対策については、校長は、保健福祉環境事務所の指示、援助等により必要な措置を速やかに行う。

6 被災児童・生徒へのメンタルケア

市・県教委、校長、教職員は、保健福祉環境事務所、児童相談所等の専門機関と連携して、被災児童・生徒へのメンタルケアを行う。

第2 文化財応急対策

- 1 文化財が災害を受けたときは、所有者（管理責任者）は、被災状況を調査し、その結果を県教育委員会に報告する。
- 2 市教育委員会は、被災文化財の被災拡大を防止するため、関係機関と連絡し応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第20節 応急仮設住宅建設等計画

所管部署：資材班

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、災害救助法を適用した場合には、一時的には市又は県の公共施設等を利用して避難所として収容するほか、応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急修理等を実施する。

第1 応急仮設住宅の建設

1 実施責任者

応急仮設住宅の建設に関する計画の立案と実施は、市長が行う。
救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は、知事が行うが、知事により救助事務を市が委託された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。

2 建設用資機材等の調達

県は、市から用地及び資機材の確保について、応援の要請を受けたときは、(社)プレハブ建築協会、(社)福岡県木材組合連合会及び九州森林管理局等関係機関等と協議し、その確保に努めるとともに、他の市町村に対し、必要な応援の措置について指示する。

3 建設用地の拡充

応急仮設住宅の建築用地として、窓ヶ原公園及び水田公園を予定しているが、大規模災害時には用地の不足が危惧される為、市内の高台等安全な場所に応急仮設住宅建築用地の確保を検討する。

4 救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設

- (1) 建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮するものとし、原則として公有地を優先して選定する。ただし、やむを得ない場合は私有地を利用するものとし、所有者等と十分協議して選定する。
- (2) 1戸当たりの面積は29.7㎡を基準とし、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。費用は、1戸当たりの平均が、国が示す限度額以内とする。
- (3) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することが望ましい。
- (4) 高齢者等で、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(福祉仮設住宅)を応急仮設住宅として設置できる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。
- (5) 着工期間は災害発生の日から20日以内とする。ただし、20日以内に着工できない事情があるときは事前に内閣総理大臣の承認を受けて、期間を延長することができる。

- (6) 建設については、建設業者関係団体等の協力を得て行う。
- (7) 応急仮設住宅への入居資格は、住宅が全焼、全壊又は流失し、自らの資力では住宅を確保することができない者とし、県と協議の上、市が入居者を選定する。なお、この場合、以下の点にも留意する。

ア 入居決定に当たっては、高齢者、障害者等を優先するが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者、障害者等が集中しないよう配慮する。

イ 従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。

- (8) 応急仮設住宅の建物の管理は、当該市町村の協力を得て県が行い、入居者の管理は、市が行う。
- (9) 入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。

4 応急仮設住宅の建設支援

- (1) 県は建築基準法第85条に基づき、被災区域等における建築物の応急修繕工事等を行うものについての法定基準や建築確認等の制限を緩和することにより、応急仮設住宅の建設を支援する。
- (2) 県は災害により住宅等を滅失若しくは破損したとき、これを建築若しくは大規模の修繕をする場合、建築確認申請手数料を免除あるいは減免する。

第2 空き家住宅の確保

1 空き家情報の提供、相談

市及び県は、以下の住宅等について、空き家情報の提供、相談に対応する。

- (1) 公的住宅
市営住宅（489戸）、県営住宅（372戸）
- (2) 民間アパート等賃貸住宅
- (3) 企業等社宅等

2 募集

募集は、被災市及び空き家提供事業主体が行う。

第3 被災住宅の応急修理

1 実施責任者

- (1) 被害家屋の応急修理に関する計画の立案と実施は、市長が行う。
- (2) 救助法を適用した場合の被害家屋の応急修理は、市長が行う。

2 救助法を適用した場合の住宅の応急修理

- (1) 応急処理の対象は、住宅が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活が営めず、かつ、自らの資力をもってしては、修理ができない者の住宅とする。

- (2) 修理範囲は、居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限度の部分とする。
- (3) 修理の期間は、災害が発生した日から1ヵ月以内とする。ただし、交通機関の途絶、その他特別な事情により、期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。
- (4) 修理については、建設業関係団体等の協力を得て行う。
- (5) 修理を実施する住宅の選定は、県が市の協力を得て行う。
- (6) 修理に要する費用は1世帯当たり、国が示す限度額以内とする。

3 災害により住宅に被害を受けた被災者への相談窓口の設置

県は、「災害時における住宅復興に向けた協力を係る基本協定書」に基づき、住宅金融公庫福岡支店と協議して相談窓口を設置し、災害により被害を受けた被災者に対して、住宅に関する相談等の対応を行う。

第4 住宅等に流入した土砂等の除去

被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、浸水等によって、住家、又は周辺に運ばれた土砂、竹木等の障害物を除去する。

1 実施責任者

- (1) 住宅障害物の除去に関する計画の立案と実施は、市長が行う。
- (2) 救助法を適用した場合の住宅障害物の除去は知事が行うが、知事により救助事務を市が委託された場合の委任を受けた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。

2 障害物除去の方法

- (1) 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後、支障の起こらないように実施する。

3 災害救助法に基づく措置

- (1) 障害物除去の対象
 - ア 当面の日常生活が営むことができない状態にあること。
 - イ 日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運びこまれていること。
 - ウ 自らの資力をもっては除去ができないものであること。
 - エ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
 - オ 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること。
- (2) 除去の方法

救助の実施機関である知事(救助を行うこととされた場合又は知事が実施するいとまがない場合は市長)が実施する。

- (3) 費用の限度
福岡県災害救助法施行細則で定める額
- (4) 期間
災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。(特別基準)

第5 公営住宅の修繕

1 公営住宅の修繕・供給促進

市及び県は、損壊公営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

2 災害公営住宅の建設

公営住宅法による災害公営住宅は、市が建設し、管理する。ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理する。

第2 1 節 ごみ・し尿・がれき等処理計画

所管部署：防疫班

本計画では、災害時における被災地域のごみ処理・し尿くみ取り等の環境衛生について定める。

第1 実施責任者

被災地域におけるごみ処理・し尿くみ取り等の清掃は、市長が実施する。ただし、災害の規模が大きく災害対策本部において処理できないときは、隣接市町に応援を求めて実施する。

第2 ごみ及びし尿の処理

1 生活ごみ・がれき等の収集処理

- (1) ごみ処理施設の被害状況を把握し、応急復旧に努めるとともに、被災地における生活ごみを迅速かつ適正に処理を行う。また、住民に対して、その内容を周知し、収集及び処理を実施する。
- (2) 災害廃棄物の処理についても、迅速かつ適正に行う。また、災害ごみが大量に発生した場合における仮置場の設置等について検討する。なお、極力分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努める。また、アスベスト等の有害物質の適切な処理にも努める。
- (3) 災害廃棄物の一時的仮置場を開設するときは、定期的な消毒を実施する。
- (4) 災害廃棄物の総排出量及び処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、他町村に処理の応援を要請する。

2 し尿処理

- (1) し尿処理施設等の被害状況を把握して、その応急復旧に努めるとともに、水洗便所の使用制限等について住民に対し広報する。
- (2) し尿処理施設等が復旧し、し尿等の計画的な処理が可能となるまでの間、住民に対し仮設トイレの提供等必要な処理を講ずる。
- (3) 仮設トイレの排出量を考慮した、総排出量及び処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、他町村に処理の応援を要請する。

3 死亡獣畜処理

市は、死亡獣畜について南筑後保健福祉環境事務所長の指示に従い、原則として、化製場又は死亡獣畜取扱場で処理する。なお、やむを得ない場合は、環境衛生上支障のない場所に収集し、埋没又は焼却等の方法で処理する。

第22節 一般通信施設、放送施設災害応急対策計画

所管部署：指定公共機関

災害時において、一般通信施設等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信等の確保を図る。

第1 国内通信施設災害応急対策（西日本電信電話株式会社）

災害時における電気通信設備の応急対策は、西日本電信電話株式会社「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保に当たる。

1 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (1) 気象状況、災害予報等
- (2) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (4) 被災設備、回線等の復旧状況
- (5) 復旧要員の稼働状況
- (6) その他必要な情報

2 社外関係機関と連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

3 警戒措置

災害予報が発せられた場合、あるいは報道された場合及びその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。

- (1) 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置する。
- (2) 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させる。
- (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行う。
- (4) 災害対策用機器の点検と出動準備、あるいは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずる。
- (5) 防災のため必要な工事用車両、資材等を準備する。
- (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずる。
- (7) その他、安全上必要な措置を講ずる。

4 通信の非常疎通措置

(1) 重要通信の疎通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳（ふくそう）の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとる。
- イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。
- ウ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
- エ 警察、消防、その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。
- オ 電気通信事業者及びちくごコミュニティ無線等との連携をとる。

(2) 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には避難場所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 災害用伝言ダイヤル『171』の提供

地震等の災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル『171』を提供する。なお、災害用伝言ダイヤル『171』の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び福岡県災害対策本部と協力して実施する。利用方法については『171』をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言・録音・再生を行う。

(4) 災害用ブロードバンド伝言版『web171』の提供

地震等の災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、新たにブロードバンド時代にふさわしい伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言版『web171』を提供する。

なお、災害用ブロードバンド伝言版『web171』の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び福岡県災害対策本部と協力して実施する。利用方法については西日本電信電話株式会社ホームページ上の災害用ブロードバンド伝言版『web171』の利用方法に従って、伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を行う。

5 災害時における広報

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2) 広報の方法

広報についてはテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、パソコン通信、支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。

6 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要により、社外機関に対し次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(1) 要員対策

工事会社等の応援、自衛隊の派遣要請

(2) 資材及び物資対策

地方公共団体等に対する燃料、食糧等の特別配給の要請

(3) 交通及び輸送対策

ア 人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に係わる特別許可の申請

イ 災害時等の緊急輸送のための運送業者の協力、あるいは自衛隊等に対する輸送の援助要請

(4) 電源対策

商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料、移動電源車の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給を関係者に要請

(5) お客様対応

お客様に対して故障情報、回線情報、輻輳回避策及び利用案内等について情報提供を行うとともに、報道機関との連携を図る。

第2 放送施設災害応急対策（日本放送協会福岡放送局）

1 応急対策

(1) 要員の確保

災害状況に応じた体制を定め、要員を確保する。

(2) 資機材の確保

ア 電源関係諸設備の整備確保

イ 中継回線、通信回線関係の整備及び確保

ウ 送受信空中線の補強、資材の確保及び予備空中線材料の整備

エ あらかじめ特約した業者及び借用先から必要機材の緊急借用又は調達の確保

(3) 放送施設応急対策

ア 放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切替え、災害関連番組の送出継続に努める。

- イ 中継回線障害時の措置
一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。
 - ウ 演奏所障害時の措置
災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。
- (4) 聴視者対策
災害時における受信の維持、確保のため次の措置を講ずる。
- ア 受信設備の復旧
被災受信設備の取扱上の注意事項について、告知放送、チラシ又は新聞等部外広報機関を利用して周知を図る。
 - イ 災害情報の確保
関係自治体と協議の上、避難所等での災害情報収集のため、放送受信の確保を図る。
 - ウ 各種相談等の実施
被災地又はその付近において各種相談等を実施し、その模様を放送にとりあげる。

第23節 ライフライン応急対策計画

市、県、公共機関及びライフライン事業者が所有する施設及び設備は、市民が日常生活を営む上で重要な役割を担っており、これが被災すると各種の緊急対策及び応急対策に重大な支障が生じることから、早期の応急復旧を講ずる必要がある。このための体制を整備するとともに、復興の円滑化のために必要な各種データの総合的な整備保全等を図る。

また、市、県は、定期的な連絡会議等を開催し、ライフライン事業者との連携強化に努める。

第1 上水道施設等の応急対策

所管部署：上下水道班

1 上水道施設等の被害状況の把握と初期活動

市は、取水、導水、浄水施設について、災害が発生するおそれのある場合、又は災害発生後、速やかに各施設の点検調査を実施する。この場合、送・配水管については、管路に係る情報を把握した後、管路の点検を行い、重要管路の送・配水機能の確保を優先して、断水地域を最小とするよう調整を行う。

また、上水道水の安定確保が図れるよう、水質監視を一層強化することができる体制をとる。

2 応急復旧作業

市は、二次災害及び被害拡大を防止するため、施設の応急措置を行った上、復旧工事を行う。

3 応援要請

市は、災害の状況及び復旧の状況に応じて、外部へ人員の確保及び資器材等の調達を要請し、応急給水及び応急復旧を行う。災害発生後の応急復旧等に必要な協定業者、関係機関等への協力要請については、日本水道協会福岡県支部水道災害相互応援に関する覚書等に基づき行う。

なお、上下水道班は、被害状況その他応援に必要な情報を要請先に連絡し、応援手段について協議する。応援を要請した場合、上下水道班長は、本部長にその旨を報告する。

4 広報活動

上下水道班は、広報・情報班を通じ、報道関係機関の協力を得て、住民への広報に努める。

第2 下水道施設災害応急対策

所管部署：上下水道班

下水道は、住民の日常生活に大きく関わっており、災害時において下水道施設の機能が損なわれた場合は、浸水対策、衛生対策の面で都市等の機能に重大な影響を与える。

このため、下水道管理者（市）は、災害時における下水道施設の応急対策、復旧に必要な体制を整備し、対応する。

1 管渠

- (1) 下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講ずるとともに本復旧の方針をたてる。
- (2) 工事施行中の箇所については、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。
- (3) 可搬式の排水ポンプ等の資機材は所要量を整備・確保し、応急対策に当たる。

2 ポンプ場及び処理場

- (1) 停電のためポンプ場及び処理場の機能が停止した場合、非常用発電機等によってポンプ及び処理施設等の運転を行い、機能停止による排水及び処理不能事態がおこらないようにする。
- (2) 建物その他の施設には、高潮、洪水その他風水害時に備え、特に防護の必要のあるものに対しては所要の資機材を備蓄し応急対策を行う。

第3 下水道処理施設の応急対策

所管部署：上下水道班

1 下水道処理施設の被害状況の把握と初期活動

上下水道班は、市域において大規模な災害が発生した場合、直ちに応急対策及び復旧対策を迅速かつ円滑に実施する。

- (1) 管渠の応急復旧
 - ア 一次調査（目視調査）
 - イ 修繕又は仮復旧
 - ウ 二次調査（詳細調査）
 - エ 幹線の故障への対応
- (2) 排水設備の応急復旧

2 応援要請

市は、他の自治体へ支援を要請する場合、庶務班を通じて、県に要請する。他の自治体等に対して応援を要請した場合、総合対策部長は、本部長にその旨を報告する。

また、災害対策に必要な資器材を常時確保し、災害時における活用を図るとともに、関係業者との協力関係に基づき、必要な資器材の確保を図る。

3 広報体制

上下水道班は、広報・情報班を通じ、し尿処理施設の使用制限等の市民への広報に努める。

第4 電力施設の応急対策（九州電力株式会社）

1 災害時の活動体制

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合、規模等の状況により九州電力(株)は、非常災害対策本部等の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施する。

緊急時の連絡先：九州電力八女営業所 0120-986-210

2 応急対策

(1) 応急対策人員の確保

災害時における特別組織の構成及び協力会社、他電力会社への応援要請等により、復旧要員の確保を行い、体制を確立する。

(2) 被害状況の把握

電力施設の被害状況のみならず、道路等の被害状況も把握し復旧対策に当たる。

(3) 応急復旧資器材の確保

応急復旧資器材の緊急手配を行うとともに輸送手段の確保を行う。

(4) 復旧順位

原則として、避難所、医療機関、官公庁等の公共機関、報道機関等を優先し、災害状況、各設備の復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから順次実施する。

(5) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続するが、風水害に伴い感電等の二次災害のおそれのある場合で、九州電力(株)が認めた場合、又は県、町、県警察、消防機関等から要請があった場合は、送電の停止を含む適切な予防措置を講ずることとする。

(6) 災害時における電力の融通

各電力会社と締結した「全国融通電力受給計画」及び九州電力(株)と隣接する各電力会社間で締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の確保を図ることとする。

(7) 災害時の広報

感電事故、漏電等による出火を防止するため、広報車、又はテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、復旧状況、安全対策等に関する十分な広報を市と協力して実施する。

第5 電話施設の応急対策

1 災害時の活動体制

災害時における公衆電気通信設備等の保全及び被害の復旧は、西日本電信電話(株)が、災害対策規定の定めるところに従い、迅速かつ的確に実施する。

2 応急対策

(1) 復旧計画

- ア 復旧応援隊の必要の有無及びその配置状況
- イ 復旧資材の調達及び復旧作業日程
- ウ 仮復旧の完了見込み
- エ 作業隊員の宿舎、衛生、食糧等の手配等

(2) 復旧順位

非常災害によって被災した市内外電話回線の復旧は、医療、消防等防災関係機関等から順次実施する

(3) 応急対策

ア 通信の途絶の解消と通信の確保

- (7) 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- (イ) 衛星通信・各種無線による伝送路及び回線の作成
- (ロ) 電話回線網に対する交換措置、伝送路切換装置等の実施
- (エ) 応急ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- (オ) 非常用移動電話装置の運用
- (カ) 臨時・特設公衆電話の設置
- (キ) 停電時における公衆電話の無料化

イ 通信の混乱防止

災害の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせ及び見舞い電話の殺到により、交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通が出来なくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番災害救助活動に関係する国、地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保することとする。

第6 液化石油ガスの供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者であって、炊き出し等に必要なLPガス及び器具を確保することができない者に対するLPガス等の供給又はあっせんについては、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者に対するLPガス等の供給又はあっせんは、市長が実施する。

2. LPガス等の供給等

市において、炊き出し等に必要なLPガス及び器具の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。

- (1) 必要なLPガスの量
- (2) 必要な器具の種類及び個数
- (3) 供給期間
- (4) 供給地

第24節 交通施設災害応急対策計画

所管部署：技術班、庶務班

本計画では、災害時の災害応急対策に従事する者、災害応急対策に必要な機材等の緊急輸送を円滑に行うため、不通箇所の通報連絡、交通規制に関する措置等の対策について定める。

第1 実施責任者

道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合、また道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合には、道路管理者により交通規制を行う。

| 区分 | 実施者 | 範囲 |
|------|----------------------|---|
| 交通規制 | 道路管理者 | 1 道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合 |
| | 公安委員会 警察署長 警察官 | 1 災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送等を確保するため必要があると認められる場合 (基本法第76条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合 (道路交通法第6条第1) 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合 (道路交通法第6条第4) |
| 措置命令 | 災害派遣を命ぜられた自衛官・消防職員 | 警察官がその場にはいないときで、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合(当該措置をとった場合には、所轄の筑後警察署長に報告しなければならない。) |

第2 実施要領

被災地への緊急物資輸送等、緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、次の措置をとる。

1 緊急輸送確保のための交通規制

- (1) 混乱している交差点、主要道路等の近くに公園、空地その他車両の収容可能な場所があるときは、道路上の車両をできるだけそこへ収容し、車道をあけるようにする。
- (2) 運転者に対しては、ラジオ等の交通情報の受信に努め、現場の警察官及びラジオ等による交通規制の指示に従うよう協力を求める等の広報を実施する。
- (3) 市民に対しては、家具等を車道又は支障になる場所に持ち出させないように広報を実施する。
- (4) 避難誘導道路において、被災者と緊急通行車両等とが混乱した場合においては、被災者を優先して誘導する。
- (5) 自動車を用いて避難する者が予想されるので、自動車による避難の自粛を求める。

2 災害地周辺における交通規制

- (1) 交通遮断線の手前に相当の距離をとって、要所に検問所を設ける。検問所には緊急車両以外の車両通行禁止標識の設置、周辺の災害状況の告知、検問所の明示等を行い、交通をはじめとする秩序の維持を図る。
- (2) 交通の障害となっている倒壊家屋、樹木、電柱その他障害物及び危険物の状況並びに崩壊した道路、橋梁等の応急修理、復旧計画等を考慮し、適切な交通の確保を図る。
- (3) 災害応急対策の従事者及び緊急物資輸送車両等については、知事又は県公安委員会が交付する標章及び緊急通行車両確認証明書により、通行禁止又は制限の対象外とする。

3 交通規制及び道路交通情報の周知

道路の状況により通行止め、車両通行止め車種別通行止め等の交通規制をした場合、道路被害に関する情報を次の手段により周知する。

- (1) 交通規制を行った場合は、適当な分岐点、迂回路線に指導標識板を設置するとともに、速やかに広報車、報道等による広報活動を通じて市民に周知徹底を図る。
- (2) 不通箇所、迂回路、復旧見込み等道路交通情報についても、広報車、チラシ、立看板等による伝達等及び報道機関を通じて市民に周知徹底を図る。

4 規則の標識等

規制を行ったとき、その実施者は(1)による標識を立てる。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは(2)の方法により、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとる。

- (1) 規制標識
法によって規制したときは、法施行規則様式に定めるところにより、措置する。
- (2) 規制条件の標示
道路標識に次の事項を明示して表示する。
 - ア 禁止制限の対象
 - イ 規制する区間
 - ウ 規制する期間
 - エ 規制する理由

(3) 迂回路の標示

規制を行ったときは、適切な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。

第3 報告等

各機関は、報告通知等に当たって次の事項を明示して行う。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路の管理者に通知する時間がなかったときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。

- 1 禁止制限の種別と対象
- 2 規制する区間
- 3 規制する期間
- 4 規制する理由
- 5 迂回路の道路状況、幅員、橋梁等の状況

第4 緊急通行車両の確認申請

1 通行禁止又は制限と通行車両の確認手続

災害対策法第76条に基づき、県公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令(昭和37年政令第288号)第33条の規定に基づく知事又は公安委員会が行う緊急通行車両の確認手続は、県防災危機管理局又は警察本部及び筑後警察署において実施する。

2 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付する。市においても市有自動車については事前に県公安委員会に確認申請を行い、標章及び証明書の交付を受けておく。

第5 道路の応急復旧

- 1 道路管理者は、災害応急対策に要する輸送が円滑に実施し得るよう、被害を受けた道路を速やかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告又は通報する。
- 2 道路管理者は、その管理に属する道路が災害により不通となり、応急対策実施上、重要かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者の応援協力、又は必要により知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼する。

第25節 二次災害防止計画

所管部署：技術班、消防班

危険物・毒劇物等の漏洩等の二次災害及び降雨等に伴う二次災害に対する活動を定める。

第1 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置

大規模な災害により、危険物、火薬、高圧ガス、放射性物質、毒劇物等の施設が損傷し、火災、爆発、流出等の災害発生した場合は、従業員や周辺地域住民等に対して重大な被害を与えるおそれがある。これらの被害を最小限に止めるため、県防災計画事故対策編第5編危険物対策編の規定に基づき、関係機関は相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員、周辺地域住民等の安全確保に必要な対策を講ずる。

第2 降雨等に伴う二次災害の防止

市、県及び関係機関は、降雨等による二次的な水害・土砂災害、建築物被害の危険を防止することとする。

1 水害・土砂災害・宅地災害対策

市及び県は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を地元在住の専門技術者（コンサルタント、市・県職員のOB等）、福岡県防災エキスパート協会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度*を活用して行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

※ アドバイザー制度

(社)全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度

第26節 農業災害応急対策計画

所管部署：農林班

市の農業経営に被害を及ぼす災害は、地形的環境と気象条件による水害、風害、干害、冷害等であり、これらの災害から農畜産物を防護するため、市、県及び関係機関は農業者が次の対策を講ずるよう指導、援助にあたる。

第1 農作物の災害対策

1 水稻の対策

- (1) 薬剤散布により、病虫害の発生を防除する。
- (2) 風害対策としては、出穂期の計画的栽培、台風時における浸水による機械的な損傷の軽減、台風後の病虫害予防のための薬剤を撤布する。
- (3) 病虫害が異常発生した場合は、県に備蓄農薬の払下げを申請し、共同防除により実施する。
- (4) その他対策として、気象情報に留意し、災害の種類に応じた措置を講ずる。

2 果樹・茶の対策

- (1) 園に草等を敷き、灌水を行い乾燥を防ぐ。
- (2) 園の整備を図り、排水に努める。
- (3) 防風柵、防風垣を設置する。
- (4) 枝葉の損傷が甚だしく樹勢が衰弱しているときは、速効性窒素質肥料を追肥する。
- (5) 早期に薬剤を撤布し、病虫害の防除に努める。
- (6) 表土流失により根部が露出したときは、早急に土寄せする。
- (7) 埋没・流失したもので回復の見込みのあるものは、早急に肥沃地に仮植する。
- (8) 土壌の浸蝕を防止するための措置を講ずる。

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 復旧・復興の基本方針

第1節 基本方針

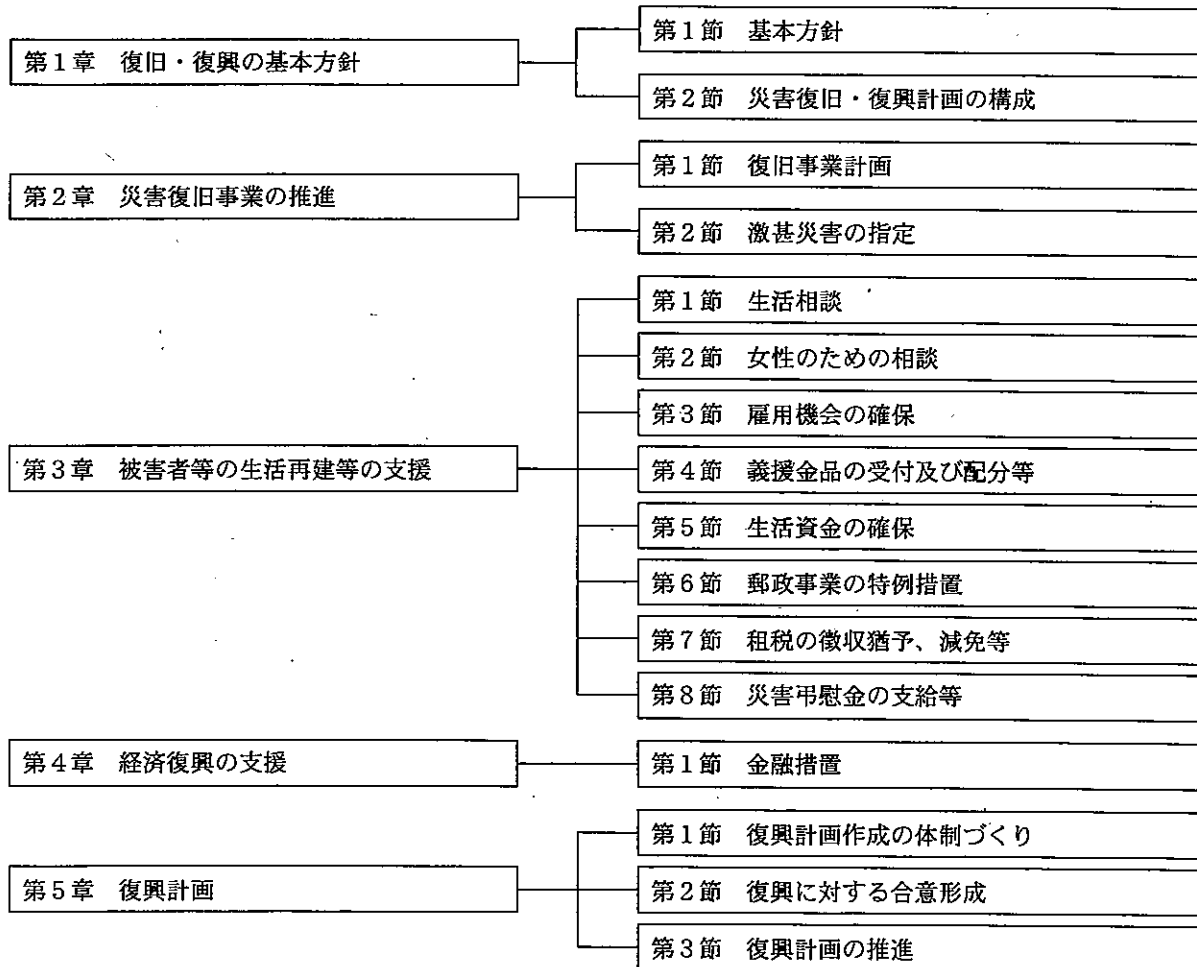
大規模な災害により、市内の広い範囲が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、市の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、市の復旧・復興計画を速やかに作成する必要がある。

本計画においては、被災地域の再建を行うために、被災の状況、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、県等の関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的な計画復興のいずれにするか検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

また、「防災まちづくり」を実施するために、災害復旧・復興計画では、現在の住民のみならず、将来の住民のためという理念の下に、「筑後市総合計画」と連動して、まちづくりを進めていく。

第2節 災害復旧・復興計画の構成

災害復旧・復興計画の構成は、次のとおりである。



第2章 災害復旧事業の推進

第1節 復旧事業計画

所管部署：災害対策本部

大規模災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行う。

なお、災害復旧事業の実施に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う、又は支援する。

第1 公共土木施設災害復旧事業計画

河川、砂防設備、治山施設、道路、橋梁について災害発生の原因を追及し、関係機関との総合的連携の下に迅速かつ適切な復旧事業を施行する。また、復旧事業が必要な施設の新設改良等を併せて行うことにより再度災害発生を防止する。

特に、地震に伴う地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

第2 農林業施設災害復旧事業計画

農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設の復旧については、農林業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づき、関係機関との総合的連携の下、迅速に復旧事業が施行されるよう努める。

また、災害復旧事業のみでは将来、復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合には、災害復旧事業と併せ行う災害関連事業により、再度災害発生防止に努める。

第3 都市施設災害復旧事業計画

都市計画区域における街路、公園、下水道等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。

復旧に当たっては、都市環境の整備、都市の防災構造化の推進を指導する。

第4 公営住宅災害復旧事業計画

市民生活の安定を図るため、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の規定に基づき、迅速かつ適切な公営住宅の建設を進める。

第5 公立文教施設災害復旧事業計画

- 1 児童・生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速かつ適切な復旧を促進する。
- 2 再度災害発生防止のため、原因を検討し、不燃堅牢構造化及び防災施設の設置等を図る。

第6 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

- 1 施設の性格上緊急に復旧する必要がある場合は、国・県その他関係機関の融資を活用する。
- 2 再度災害発生を防止するため、設置場所・構造その他防災施設等について十分検討する。

第7 医療施設災害復旧事業計画

市民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため、迅速かつ適切な復旧計画により早期復旧を促進する。

第8 公営事業所災害復旧事業計画

市民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を促進する。

第9 公用財産災害復旧事業計画

行政的・社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

第10 ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画

特に市民の日常生活と密接な関係があるので、早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

第11 文化財災害復旧事業計画

文化財が国民の貴重な財産であることにかんがみ、迅速かつ適切な復旧を促進する。

第2節 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定している。

著しく激甚な災害が発生すると、被災地は壊滅的な打撃を受け、応急措置や災害復旧に要する経費が著しく過重になるばかりでなく、被災者も復興の意欲を失うほど疲弊してしまうことが予想される。

したがって、そうした大規模な災害が発生した場合は、応急措置及び災害復旧を迅速かつ適切に行うため、早期に激甚法に基づく財政援助及び助成措置を受けることが必要となる。

第1 激甚災害の指定手順

激甚法第2条では、「国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には」、内閣総理大臣が中央防災会議に諮った上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定することとなっている。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するかの具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）によることとなっている。

激甚な災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況を取りまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成される。これを中央防災会議に諮った上で、閣議を経て政令が公布、施行されることとなる。

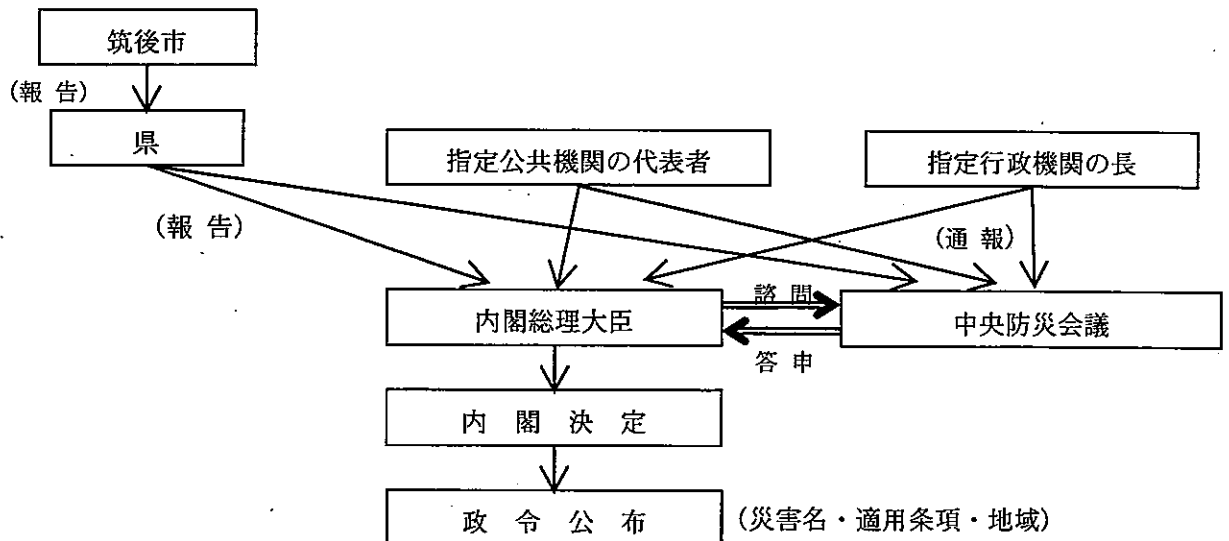
第2 激甚災害に関する調査報告

市は、市域内に災害が発生した場合には、基本法第53条第1の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。

第3 激甚災害の指定促進

大規模な災害が発生した場合には、激甚法に基づく激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗状況に大きく影響を及ぼすことにかんがみ、県は市からの報告及び前記の調査結果に基づき、激甚災害の指定が必要と判断した場合には、国の関係省庁との連絡を密し、早期指定の促進を図る。

■激甚災害指定手続のフロー



第3章 被災者等の生活再建等の支援

第1節 生活相談

所管部署：税務課、健康づくり課、福祉事務所

- 1 市は、被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じ、広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。
- 2 国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、相談窓口では、市の対策のみではなく、総合的に情報提供を行い、必要に応じて的確な窓口への誘導を図る。

第2節 女性のための相談

所管部署：男女共同参画推進課

市は、避難所等において、女性特有の問題に関する相談を受ける。

第3節 雇用機会の確保

所管部署：商工観光課

第1 計画目標

災害により被害を受けた住民が、痛手から速やかに再起更生できるよう、被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職のあっせん等を定めることにより被災者の生活の確保を図る。

第2 対策

- 1 市は、被災事業所の雇用維持及び被災者の職業あっせんについて、福岡労働局及び県に対する要請措置等必要な計画を作成しておく。
- 2 福岡労働局と県（労働政策課）は協力して災害により被災を受けた事業所の把握に努めるとともに、被災地域を管轄する出先機関の長を通じ、また関係団体の協力を得て、雇用維持を要請し、労働者の雇用の安定を図る。
- 3 福岡労働局は、以下の措置を講ずる。
 - (1) 離職者の早期再就職の促進

災害により離職を余儀なくされた者に対する早期再就職援助に当たっては、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。

 - ア 公共職業安定所内に、被災者のための臨時相談窓口を設置する。
 - イ 被災地域内に臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談を実施する。

- ウ 職業訓練の受講指示等職業転換給付金制度の活用を図る。
- (2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置
 - 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対しては、事後にその証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

第4節 義援金品の受付及び配分等

所管部署：福祉事務所

災害時には、国内、国外から多くの義援金品が送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立するとともに、被災者にあて寄託された義援金品の配分及び市民や企業等が義援品を提供する場合は、次により行う。

第1 義援金品の募集

県は、災害の状況によっては義援金品の募集の広報を行うものとし、募集については、新聞社、放送局（テレビ、ラジオ）等報道機関に協力を求めるとともに、立て看板、ポスターの掲示及び各種関係団体を通じ、広く呼びかける。なお、義援金品の募集に当たっては、迅速かつ円滑な集積及び配分を図るために次に掲げる点に留意する。

- 1 個人からの援助については、義援金の協力を主とし、梱包物資の内容や服のサイズ等が一見してわからない物品並びに古着及び保存性のない物品等は送らないでほしい旨の報道を依頼する。
- 2 義援品については、被災住民の要望等を的確に把握し、食糧、生活物資の供給計画との整合を図り、時機を逸することなく募集を行うものとし、適切な品目及び数量を確保することができる企業からの援助を積極的に受入れる。

第2 市民、企業等の義援品の提供

市民、企業等は、義援品を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

第3 義援金品の受付

1 市

市に委託された義援金品については、福祉事務所が受付ける。

2 県

県民及び他都道府県民からの義援金品で、県に寄託されるものについては、福祉労働部において受付ける。

3 日本赤十字社（福岡県支部）

県民及び他都道府県民からの義援金品で、日本赤十字社福岡県支部に寄託されるものについては、支部事務局又は各地区において受付ける。

4 福岡県共同募金会

県民及び他都道府県民からの義援金品で、福岡県共同募金会に寄託されるものについては、事務局又は各支部において受付ける。

第4 義援金品の配分及び輸送

1 寄託された義援金品を、日赤奉仕団など各種団体の協力を得て、原則として、被災者に配分する。

2 県

義援金品の配分は、県、市町村、日本赤十字社福岡県支部及び福岡県共同募金会に寄託された義援金品について、次の基準により義援金品配分委員会を開催の上決定する。ただし、義援金品配分委員会が特に必要があると認めた場合は、この基準によらないことができる。

(1) 配分対象

ア 義援金

死者（行方不明で死者と認められる者を含む。）及び重傷者並びに全壊全焼流失世帯及び半壊半焼世帯の発生した市町村

イ 義援品

全壊全焼流失世帯、半壊半焼世帯及び床上浸水世帯 40 世帯以上の被害が発生した市町村

(2) 配分の方法

災対本部が設置されているときは県輸送班が、災対本部が設置されていないときは県保健福祉課が、対象市町村へ輸送する。

(3) 義援金品配分委員会の構成

義援金品配分委員会は次に掲げる者、その他義援金品の配分に関して適当と認める者をもって構成する。

■福岡県義援金配分委員会

| | | |
|-----------------|-------------|-----------|
| 日本赤十字社福岡県支部事務局長 | 福岡県社会福祉協議会長 | 福岡県共同募金会長 |
| 西日本新聞社社長 | NHK福岡放送局長 | 福岡県福祉労働部長 |
| 福岡県県民情報広報課長 | 福岡県防災企画課長 | 福岡県福祉総務課長 |
| 福岡県出納事務局出納総務課長 | | |

■筑後市災害義援金配分検討委員会

| | | |
|---------------|--------|--------|
| 副市長（総務部所管副市長） | 総務部長 | 市民生活部長 |
| 福祉事務所長 | 地域支援課長 | |

第5 義援品保管場所

1 市

義援品の保管場所についてあらかじめ計画を作成しておく。

2 県

寄託義援品を直ちに被災者に配分することが困難な場合の一時保管場所として、県庁内の適切な場所を確保する。

3 日本赤十字社（福岡県支部）

寄託義援品の一時保管場所として日本赤十字社福岡県支部の倉庫等を確保するものとし、なお不足するときは、県に集積可能な場所を応急的に確保するよう要請する。

4 福岡県共同募金会

寄託義援金品の一時保管場所として福岡県共同募金会の倉庫等を確保する。
なお、不足するときは、県に集積可能な場所を応急的に確保するよう要請する。

第5節 生活資金の確保

所管部署：福祉事務所

災害時には、多数の人々の生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財等が損壊するなど痛手を被ることが予想される。

本計画では、被災者の生活確保に関する各種措置を講ずることにより、市民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図ることを定める。

第1 被災者生活再建支援金の支給

県は、「被災者生活再建支援法」に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、次の基準に該当する自然災害の被災者に対して、被災者生活再建支援金の支給を行う。

1 適用基準

(1) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村であって、ア～ウに規定する区域に隣接する市町村における自然災害

(2) 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ウ 災害が継続し、長期（おおむね6ヶ月程度以上）にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）
- エ 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

2 支給金額

該当する世帯に支給される支給額は次表の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は、各欄の支給額の金額の3/4の額となる。

a 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

| 住宅の被害程度 | 全壊 (2)アに該当 | 解体 (2)イに該当 | 長期避難 (2)ウに該当 | 大規模半壊 (2)エに該当 |
|---------|---------------|---------------|-----------------|------------------|
| 支給額 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 50万円 |

b 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

| 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃貸（公営住宅以外） |
|---------|-------|-------|------------|
| 支給額 | 200万円 | 100万円 | 50万円 |

※ 一旦住宅を賃借した後、自らの居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

3 支給手続き

(1) 申請期間

基礎支援金については、災害発生日から起算して13月以内、加算支援金については災害発生日から起算して37月以内とする。

(2) 申請時の添付書類

- ア 基礎支援金：罹災証明書、住民票等
- イ 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

(3) 申請書提出先

市（福祉事務所）

第6節 郵政事業の特例措置

災害救助法の適用があった場合において、郵便事業株式会社九州支社長又は支店長は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

第1 被災者に対する郵便はがき等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、支店長は、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償で交付する。

第2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

郵便事業株式会社九州支社長は、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

第3 被災者あて救助用郵便物の料金免除

支店長は、郵便事業株式会社九州支社長の指示に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社福岡県支部、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物資を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

第7節 租税の徴収猶予、減免等

被災した納税義務者に対する租税期限の延長、徴収の猶予及び減免の措置は、次のとおりである。

第1 市税

所管部署：税務課

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）、又は災害による市税の緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの事態に応じて適切な措置を講ずる。

第2 国民健康保険税

所管部署：市民課

市は、条例に基づき被災した国民健康保険税の納税義務者に対し、国民健康保険税の減免等の措置を講ずる。

第3 介護保険料

所管部署：高齢者支援課

市は条例に基づき被災した介護保険料の納付義務者に対し、介護保険料の減免措置を講ずる。

第4 その他使用料等の減免

大規模な災害の場合には、市民生活への影響等を考慮し、使用料等については、それぞれの条例、規則等で定める減免規定に基づき必要に応じて適切な減免措置を講ずる。

第8節 災害弔慰金等の支給等

所管部署：福祉事務所

自然災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を市において支給する。

1 災害弔慰金の支給

【災害弔慰金等一覧】

| | | | |
|---------|----------------|--|----------------|
| 災害弔慰金 | 対象災害 (自然災害) | <ul style="list-style-type: none"> ● 1の市町村の区域内で住家が5世帯以上滅失した災害 ● 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ● 都道府県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村の数が3以上ある災害 ● 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害 | |
| | 支給額 | 1 生計維持者 2 その他の者 | 500万円 250万円 |
| | 遺族の範囲 | 配偶者、子、父母、孫、祖父母 | |
| 災害障害見舞金 | 対象災害 (自然災害) | <ul style="list-style-type: none"> ● 1の市町村の区域内で住家が5世帯以上滅失した災害 ● 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ● 都道府県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村の数が3以上ある災害 ● 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害 | |
| | 支給額 | 1 生計維持者 2 その他の者 | 250万円 125万円 |
| | 障害の程度 | <ol style="list-style-type: none"> 1 両目が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢のひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの | |

2 罹災証明の交付体制の確立

市は災害弔慰金、災害障害見舞金を含めた各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

第4章 経済復興の支援

管部署：商工観光課、農政課、福祉事務所

災害により被害を受けた市民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

第1節 金融措置

大規模災害等の発生は、地域の産業、市民に大きな被害を与え、社会生活、経済活動に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。

被災地での早期の復旧復興に当たっては、通貨の円滑な供給、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営の金融対策が必要となる。

第1 融資計画

1 市、県、関係機関

(1) 災害援助資金

市は条例に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。

なお、資金貸付けの財源は、国が3分の2、県が3分の1をそれぞれの市に、無利子で貸付けることとなっている。

| 対象災害 | 自然災害 | 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 | |
|-------|--------|--|-------|
| 貸付限度額 | 1 | 世帯主の1か月以上の負傷 | 150万円 |
| | 2 | 家財等の損害 | |
| | ア | 家財の1/3以上の損害 | 150万円 |
| | イ | 住居の半壊 | 170万円 |
| | ウ | 住居の全壊 | 250万円 |
| | エ | 住居の全体が滅失又は流出 | 350万円 |
| | 3 | 1と2が重複した場合 | |
| | ア | 1と2のアの重複 | 250万円 |
| | イ | 1と2のイの重複 | 270万円 |
| | ウ | 1と2のウの重複 | 350万円 |
| | 4 | 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 | |
| | ア | 2のイの場合 | 250万円 |
| | イ | 2のウの場合 | 350万円 |
| ウ | 3のイの場合 | 350万円 | |

| | | | |
|------|-------------------------------------|-------------------------|------------------------|
| 貸付条件 | 所得制限 | (世帯人員) (市町村民税における総所得金額) | |
| | | 1人 | 220万円 |
| | | 2人 | 430万円 |
| | | 3人 | 620万円 |
| | | 4人 | 730万円 |
| | | 5人以上 | 一人増すごとに730万円に30万円を加えた額 |
| | ただし、その世帯の住居が滅失した場合に当たっては、1,270万円とする | | |
| | 利率 | 年3% (据置期間は無利子) | |
| 据置期間 | 3年 (特別の事情のある場合は5年) | | |
| 償還期限 | 10年 (据置期間を含む) | | |
| 償還方法 | 年賦 | | |
| 根拠法令 | 災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号) | | |

(2) 中小企業融資制度【緊急経済対策資金】

ア 融資対象等

県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等のうち、県知事の指定する風水害、震災、又は感染症の発生等突発的な事態の生起により経営の安定に支障を生じている者で、事業所所在地の商工会議所又は商工会 (組合にあっては中央会) の確認を受けている者。

イ 申込場所

- (7) 各商工会議所、商工会
- (i) 県中小企業団体中央会

(3) 農林業関係融資

災害時における農林業関係の融資は、次のとおりである。

- ア 天災資金〔経営資金〕(農協等)
- イ 天災資金〔事業資金〕(中金)(信連)
- ウ 農業基盤整備資金(公庫)
- エ 主務大臣指定災害(公庫)復旧資金〔施設資金〕
- オ 農業経営維持安定資金(公庫)〔災害資金〕
- カ 林道整備基盤資金(公庫)
- キ 共同利用施設災害(公庫)〔復旧資金〕
- ク 農林漁業経営安定資金(農協・森林組合)
- ケ 農業災害対策資金・特別資金(公庫)・経営安定資金(農協)

2 政府系金融機関

(1) 株式会社日本政策金融公庫

被災中小企業者に対して、必要であると認められた時は、つぎの措置をとることがある。

- ア 債務者に対して、償還期間を延長する。
- イ 新たに借り受ける時は、据置期間、償還期間を延長する。
- ウ 閣議決定により利率を引下げる。
- エ 所定の条件により、災害貸付を行う。

(2) 株式会社商工組合中央金庫

被災中小企業者に対して、既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金を用途とする災害復旧資金を貸付ける。

第5章 復興計画

管部署：各部各課

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、市、県及び関係機関は、緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止と、より快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第1節 復興計画作成の体制づくり

復旧後の早い段階で、総合的かつ長期的な視野に立ち、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を図るため、復興計画を作成する。

第2節 復興に対する合意形成

復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努める。

第3節 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や市民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。